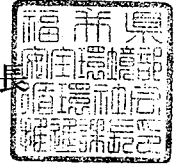




循第246～249号
平成30年5月10日

一般社団法人福井県産業廃棄物協会
会長 谷崎晃 様

福井県安全環境部循環社会推進課長



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）」等について

下記のことについて、環境省から別添のとおり通知がありましたので、通知の内容に留意いただくとともに、貴会員への周知に特段の御配慮をお願いします。

記

1 通知一覧

発出日	発出番号	通知名
平成30年3月30日	環循適発第18033010号 環循規発第18033010号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）※1
平成30年3月30日	環循規発第18033028号	行政処分の指針について（通知）※2
平成30年3月30日	環循規発第18033029号	産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）※3
平成30年3月30日	環循規発第18033022号	産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号等取扱要領について（通知）※4
平成30年3月30日	事務連絡	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第1の4の項の中欄に掲げる施設（感染性廃棄物関係）の追加について

- ※1 本通知に伴い、平成30年3月16日付け環循適発第1803169号・環循規発第1803163号通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）」は廃止
- ※2 本通知に伴い、平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号通知「行政処分の指針について（通知）」は廃止
- ※3 本通知に伴い、平成25年3月29日付け環廃産発第13032910号通知「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）」は廃止
- ※4 本通知に伴い、平成28年2月1日付け環廃産発第1602013号通知「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号取扱要領について」は廃止

2 改正法令の官報のURL

- ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令
(平成30年3月22日政令第55号)

※ 第13条に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正の規定あり

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20180322/20180322g00058/20180322g000580020f.html>

3 その他のお知らせ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成30年2月22日環境省令第2号）の正誤が平成30年5月1日の官報に掲載されました。

<https://kanpou.npb.go.jp/20180501/20180501h07254/20180501h072540032f.html>

6月1日以降は<http://kanpou.npb.go.jp/old/20180501/20180501h07254/20180501h072540032f.html>

担当

廃棄物対策グループ 泉、山田

TEL 0776-20-0382

環循適発第 18033010 号
環循規発第 18033010 号
平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

廃棄物規制課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等
の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 61 号。以下「改正法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 23 号。以下「改正令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年環境省令第 2 号。以下「改正規則」という。）の施行については、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

おって、平成 30 年 3 月 16 日付け環循適発第 1803169 号・環循規発第 1803163 号当職通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 電子情報処理組織を使用した登録及び報告（以下「電子マニフェストの使用」という。）の義務付け（改正法による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 12 条の 5 第 1 項等）

1 運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要がある産業廃棄物

電子情報処理組織を使用してその運搬又は処分の状況を速やかに把握する必要がある産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物とし、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物（改正令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 2 条の 4 第 5 号イからハマまでに掲げる産業廃棄物。以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等」という。）は除くこと（改正規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 8 条の 31 の 2）。

なお、令第 2 条の 4 第 5 号ル(8)に掲げるポリ塩化ビフェニルを含む汚泥、廃酸又は

廃アルカリ及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものは含むこと。

2 義務の対象者（規則第8条の31の3）

- (1) 当該年度の前々年度の特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の運搬又は処分を他人に委託する場合に限り、電子マニフェストの使用の義務対象となること。
- (2) 電子情報処理組織使用義務者が特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）以外の産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、当該産業廃棄物については電子マニフェストの使用の義務対象とならないこと。

3 情報処理センターに登録することが困難な場合（規則第8条の31の4）

- (1) 電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由（規則第8条の31の4第1号）としては、例えば、次のような事由が考えられること。
 - ① 電子情報処理組織使用義務者、運搬受託者、処分受託者若しくは情報処理センターのインターネット回線が故障したとき又は電力会社による長期間の停電が起こったとき
 - ② 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象によって、電子情報処理組織使用義務者、運搬受託者、処分受託者又は情報処理センターがインターネット回線を使用することができないとき
- (2) その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されている者に産業廃棄物の運搬又は処分の委託をすることが困難であると認められる場合（規則第8条の31の4第2号）としては、例えば、次のような場合が考えられること。
 - ① 離島内等で他に電子マニフェストの使用が可能な収集運搬業者又は処分業者が存在しないとき
 - ② 事業活動により通常排出する特別管理産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物が排出される場合であって、当該特別管理産業廃棄物を処理できる電子情報処理組織を使用する収集運搬業者又は処分業者が存在しないとき

4 情報処理センターへの登録及び報告期限

情報処理センターへの登録及び報告の期限については、3日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）以内とすること（規則第8条の31の6等）。ただし、適正処理の確保の観点から、原則としては即時に登録及び報告することが望ましいこと。

5 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者処理計画の記載事項（規則第8条の17の2第11号等）

- (1) 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者処理計画には、全ての特別管理産業廃棄物の排出量を記載する必要があること。
- (2) 電子情報処理組織使用義務者となるか否かは、当該年度の前年度に当該処理計画に記載する特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の発生量の合計を確認し、事業場ごとに判断すること。
- (3) 電子情報処理組織使用義務者となる場合は、当該処理計画に電子マニフェストの使用に関する事項について記載する必要があること。また、当該年度の前年度に当該処理計画に記載する特別管理産業廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。）の発生量が50トン未満の場合等は、当該処理計画に、次年度について電子情報処理

組織使用義務者とならない旨を記載すること。

(4) あらかじめ規則第8条の31の4各号に定める情報処理センターに登録することが困難な場合に該当することが明らかである場合は、当該処理計画にその旨及び理由を記載すること。

6 電子情報処理組織使用義務者がやむを得ない事由により産業廃棄物管理票を交付した場合の措置

電子情報処理組織使用義務者がやむを得ない事由により産業廃棄物管理票を交付した場合は、当該管理票の備考・通信欄にその理由を記載すること（規則第8条の21第12号）。

7 罰則等の適用

(1) 電子情報処理組織使用義務者が規則第8条の31の4各号に掲げる事項に該当しないにもかかわらず産業廃棄物管理票を交付した場合は、法第12条の6の勧告及び命令等の対象となり得ること。

(2) 電子情報処理組織使用義務者が電子マニフェストの使用（登録の場合）をするときに、虚偽の登録をした場合には罰則の適用があること（法第27条の2第9号）。

第二 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の創設（法第12条の7等）

1 認定の基準（法第12条の7第1項及び第3項等）

二以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。以下第二において同じ。）を一体として実施しようとする場合には、当該二以上の事業者は、共同して、次の基準のいずれにも適合していることについて、当該処理に係る区域を管轄する都道府県知事の認定を受けることができること。都道府県知事は、当該二以上の事業者が当該基準のいずれにも適合していると認めるときは、認定をされたいこと。なお、保管のみを行う場合など、収集、運搬又は処分のいずれも行わない場合は、認定の対象とならないこと。

(1) 二以上の事業者の一体的な経営の基準

当該二以上の事業者のいずれか一の事業者（親法人）が、当該二以上の事業者のうち他の事業者（子法人）の全てについて、規則第8条の38の2各号のいずれかに該当すること。なお、親法人と孫法人（子法人が支配関係を有する法人）の関係は、議決権保有割合の要件を満たしていないことから認定の対象とならないこと。

(2) 収集、運搬又は処分を行う事業者の基準

当該二以上の事業者のうち、それらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者が、規則第8条の38の3各号のいずれにも該当すること。なお、当該認定に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物以外の産業廃棄物の処理については、共同して行う必要はなく、各事業者が、自ら処理又は他人に委託して処理するなど、通常の産業廃棄物として適正に処理する必要があること。

2 認定の申請に係る手続（法第12条の7第2項等）

(1) 認定の申請は、当該二以上の事業者が、共同して、規則様式第5号の2による申請書を当該申請に係る産業廃棄物の積卸し及び処分を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に提出して行うこと（規則第8条の38の4）。当該区域が二以上の都道府県にまたがる場合は、それぞれの区域を管轄する都道府県知事に申請し、申請した全都道府県知事から認定を受ける必要があること。

(2) 申請書には、法第12条の7第2項第1号に掲げる事項に加え、規則第8条の38

の5第1項から第3項までの各号に掲げる事項を記載すること。また、同条第4項各号に掲げる書類及び図面を添付すること。

3 認定の効果等

(1) 排出事業者責任（法第12条の7第4項）

法第12条の7第1項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）のうち一の事業者の事業活動に伴って生ずる産業廃棄物についての法第12条の7第4項に掲げる規定の適用については、当該認定事業者のうち他の事業者も当該産業廃棄物の排出事業者とみなすこと。これにより、当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を産業廃棄物処理業の許可を要しない自ら処理として扱うことができること。また、例えば、当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を認定事業者以外の者に委託する場合には、実際に排出した事業者のみならず、認定事業者のうち他の事業者も排出事業者とみなされることから、認定事業者全員で委託基準の遵守、産業廃棄物管理票の交付等が必要となること。また、この場合において、認定事業者の中に必要な手続をとらない者がいた場合などには、罰則等の対象となり得ること。

(2) 報告徴収等（法第12条の7第5項）

認定事業者のうちいずれか一の事業者の事業活動に伴って生ずる産業廃棄物についての法第12条の7第5項に掲げる規定の適用については、当該認定事業者全員を一の事業者とみなすこと。例えば、認定事業者に対し当該認定に関する報告徴収を行う場合には、認定事業者全員がその対象となること。この場合において、認定事業者の中に報告徴収を拒否する者がいた場合などには、罰則等の対象となり得ること。

(3) 欠格要件（法第12条の7第6項）

認定事業者のうちいずれか一の事業者に関する産業廃棄物処理業の許可取消し等の欠格要件に係る規定（法第12条の7第6項各号に掲げる規定）の適用については、当該認定事業者のうち他の事業者もまた産業廃棄物処理業者等とみなして欠格要件該当性の判断の対象とすること。例えば、認定事業者の中に欠格要件に該当した者がいた場合、認定事業者のうち産業廃棄物処理業者の許可が取り消されるとともに、これを踏まえ法第12条の7第10項の規定に基づく当該認定の取消しがあったときは、認定事業者のうち他の事業者も不利益処分に該当し影響が及ぶこと。

4 変更の認定の申請に係る手続（法第12条の7第7項及び第8項等）

(1) 認定事業者が当該認定に係る事項の変更をしようとするときは、共同して、規則第8条の38の6第1項各号に掲げる事項を記載した規則様式第5号の4による申請書を当該変更に係る区域を管轄する都道府県知事に提出して申請し、当該都道府県知事の認定を受けなければならないこと。また、当該申請書には、認定証及び当該変更に係る規則第8条の38の5第4項各号に掲げる書類又は図面を添付すること（規則第8条の38の6第2項）。ただし、登記事項証明書等の事前の取得が困難な書類を添付する場合には、基本的には書類が整った後遅滞なく、当該書類等を添付し、変更の認定の申請を行うこと。

(2) 二以上の都道府県知事から認定を受け、かつ、当該認定に係る変更の認定の申請書を提出していない都道府県知事がある認定事業者は、当該変更の認定を受けた後遅滞なく、当該申請書を提出していない都道府県知事に、規則第8条の38の6第3項各号に掲げる事項を通知すること。

5 軽微な変更の届出に係る手続（法第12条の7第9項等）

- (1) 認定事業者が当該認定に係る事項の軽微な変更（規則第8条の38の7各号のいずれにも該当しないものに限る。）をしたときは、共同して、当該変更の日から10日（登記事項証明書の添付を必要とする場合には30日）以内に、規則第8条の38の8第1項各号に掲げる事項を記載した規則様式第5号の5による届出書を当該変更に係る区域を管轄する都道府県知事に提出して届け出なければならないこと。また、当該届出書には、当該変更に係る規則第8条の38の5第4項各号に掲げる書類又は図面を添付すること（規則第8条の38の8第2項）。
- (2) 二以上の都道府県知事から法第12条の7第1項の認定を受け、かつ、当該認定に係る軽微変更の届出書を提出していない都道府県知事がある認定事業者は、当該届出をした後遅滞なく、当該届出書を提出していない都道府県知事に、規則第8条の38の8第3項各号に掲げる事項を通知すること。

6 認定証の交付

都道府県知事は、法第12条の7第1項の認定又は同条第7項の変更の認定をしたときは、当該申請者に対し規則様式第5号の6による認定証を交付すること（規則第8条の38の9）。認定証に記載する認定番号は、8桁の英数字で構成し、左から3桁目までは、産業廃棄物処理業者に係る許可番号の取扱いに準じて都道府県番号とし、右から4桁は、都道府県において自由に使える番号とし、左から4桁目は、法第12条の7第1項の認定であることを示す文字として、「S」を用いること。

7 認定の取消し等

認定事業者が規則第8条の38の2又は第8条の38の3に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、又は当該認定事業者が法第12条の7第7項又は第9項の規定に違反したときは、当該認定の取消しを行うことができること（法第12条の7第10項）。

8 廃止の届出（令第6条の7の2等）

- (1) 認定事業者が当該認定に係る収集、運搬若しくは処分の全部又は一部を廃止したときは、共同して、当該廃止の日から10日以内に、規則第8条の38の10第1項各号に掲げる事項を記載した規則様式第5号の5による届出書を当該廃止に係る区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならないこと。当該認定に係る収集、運搬又は処分の全部を廃止した場合には、当該届出書に、認定証を添付すること。
- (2) 二以上の都道府県知事から法第12条の7第1項の認定を受け、かつ、当該認定に係る廃止の届出書を提出していない都道府県知事がある者は、当該届出をした後遅滞なく、当該届出書を提出していない都道府県知事に、規則第8条の38の10第3項各号に掲げる事項を通知すること。

9 認定に係る収集運搬に係る表示及び認定証の写しの備え付け（規則第7条の2及び第7条の2の2）

認定事業者が運搬車を用いて当該認定に係る産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨及び規則第7条の2の2第1項第4号に掲げる事項を車体の両側面に同条第3項の規定により鮮明に表示し、かつ、当該運搬車に認定証を備え付けておくこと（複数の都道府県知事から認定を受けた認定事業者にあつては、全ての認定番号を表示するとともに、全ての認定証を備え付けること）。なお、表示すべき名称及び認定番号が著しく多い場合は、当該事項については90ポイント以下の大きさの文字及び数字で表示しても差し支えない

こと。また、当該認定に係る産業廃棄物の収集又は運搬を船舶を用いて行う場合にも、基本的には同様であること。

10 帳簿の記載・保存義務（令第6条の4等）

認定事業者は、当該認定に係る収集、運搬又は処分の状況を把握できるよう、帳簿を備え、規則第8条の5第1項各号に掲げる事項を記載するとともに、これを保存すること。

11 報告（規則第8条の38の11）

認定事業者は、共同して、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、規則第8条の38の11各号に掲げる事項を記載した規則様式第5号の7による報告書を当該認定をした都道府県知事に提出すること。

12 政令で定める市の長による事務の処理及び事務の区分（法第24条の2第1項並びに令第27条第1項及び第2項等）

法第12条の7第1項の認定等に関して、都道府県知事が行うこととされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長及び同法第252条の22第1項に規定する中核市の長並びに大牟田市の長（以下「指定都市の長等」という。）が行うこと。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があること。ただし、都道府県知事の管轄区域のうち、一の政令市の区域を越えて当該認定に係る産業廃棄物の収集又は運搬を行おうとする者に係る認定に関する事務は、当該都道府県知事が行うこと。この場合においても、政令市の区域内で積替施設を設置して収集運搬を行おうとする場合については、当該区域を管轄する指定都市の長等の認定を受けなければならないこと。

法第12条の7第1項の認定等に関して、都道府県が行うこととされている事務は、第一号法定受託事務とすること（法第24条の4及び令第28条並びに地方自治法別表第1及び地方自治法施行令別表第1）。

13 場外保管の届出の適用除外

当該認定に係る産業廃棄物の保管は、法第12条第3項及び法第12条の2第3項の規定による保管の届出を要しないこと（規則第8条の2の2第3号）。

14 その他

当該認定に係る事務の手数料の標準については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）で定めたこと。

第三 事業の廃止等に伴う通知等の義務付け（法第14条の2第4項等）

1 産業廃棄物処理業等の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る産業廃棄物等の処理を終了していない者及び産業廃棄物処理業等の許可を取り消された者であって当該許可に係る産業廃棄物等の処理を終了していない者は、遅滞なく、その旨を当該処理の委託者に対し通知しなければならないこと（法第14条の2第4項、法第14条の5第4項及び法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。））。

2 通知は、当該処理を終了していない産業廃棄物に係る委託契約を締結している排出事業者等の全てに対し、当該事業の全部若しくは一部を廃止した日又は許可を取り消された日から10日以内に、当該事由が生じた年月日及び当該事由の内容を明らかにし

た書面又は電子ファイルを送付することにより行うこと（規則第10条の10の4及び第10条の10の6並びに環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第7条等）。

通知をしたときは、当該通知の日から5年間、当該通知の写しを保存すること（規則第10条の10の5及び第10条の10の7等）。

3 1又は2の違反に対しては、罰則の適用があること（法第29条第4号及び第5号）。

第四 産業廃棄物処理施設に対する停止命令等の明確化（法第15条の2の7）

法第15条の2の5第1項又は第2項の届出を行い、特例として一般廃棄物処理施設として設置された産業廃棄物処理施設について、施設の維持管理基準等の違反があった場合において、産業廃棄物処理施設としての停止命令等だけではなく、一般廃棄物処理施設としても停止命令等が行うことができることを明確化したこと。

第五 有害使用済機器の保管等に関する届出制度の創設（法第17条の2等）

1 有害使用済機器の保管等に関する届出等（法第17条の2第1項等）

有害使用済機器の保管又は処分（再生を含む。以下第五において同じ。）を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。以下「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならないこと。

(1) 有害使用済機器

有害使用済機器とは、「使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの」（法第17条の2第1項）であり、具体的には令第16条の2に規定する機器であること。

「使用を終了し」とは、機器が全体として機能せず、かつ本来意図されている用途として使用できない状態になっていることをいうこと。なお、部品等の機器の一部のみが使用可能であっても、機器が全体として機能していない場合にあっては、使用を終了していると解して差し支えないこと。ただし、仮に機器の一部が機能しない場合であっても、修理が予定されている場合は、「使用を終了」しているとはいえないこと。

「収集された」とは、機器が行為として収集されたことをいい、有害使用済機器になる前の機器の所有者等自らが有害使用済機器の排出者となる場合は、「収集された」こととはならないこと。

(2) 適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者（規則第13条の2）

有害使用済機器の保管等に関する届出を要しない適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者は、有害使用済機器の保管（当該保管と併せて行われる処分を含む。）を業として行おうとする者が規則第13条の2各号のいずれかに該当する場合に限られること。したがって、有害使用済機器の保管等を行う者が、規則第13条の2各号のいずれかに該当する場合には届出を要しないが、このいずれにも該当しない場合には当該保管等に係る届出を要することとなり、一の者であっても有害使用済機器の保管等の状況次第で届出の要否が異なること。なお、令第16条の2各号

に掲げる機器が廃棄物となったものの処理に係る許可等とは、金属又はプラスチックを主として含む廃棄物の処理に係る許可等を含むものと解して差し支えないこと。

(3) 届出に係る手続

有害使用済機器保管等業者は、有害使用済機器の保管又は処分を開始する日の10日前までに、規則第13条の3第1項各号に掲げる事項を記載した規則様式第35号の2による届出書を都道府県知事に提出して届出を行わなければならないこと（規則第13条の3第1項）。また、当該届出書には、規則第13条の3第2項各号に掲げる書類及び図面を添付すること（規則第13条の3第2項）。

(4) 変更の届出に係る手続

有害使用済機器保管等業者は、届け出た事項を変更しようとするときは、当該変更の日の10日前までに、規則第13条の4第1項各号に掲げる事項を記載した規則様式第35号の3による届出書を都道府県知事に提出して届出を行うこと（規則第13条の4第1項）。当該届出書には、当該変更に係る場所又は施設に関する規則第13条の3第2項第1号から第5号までに関する書類及び図面を添付すること（規則第13条の4第2項）。ただし、当該変更に関し規則第13条の3第1項第1号又は第8号の事項の変更がある場合には、当該変更に係る規則第13条の3第2項第4号又は第6号から第8号までの書類が整った後遅滞なく、当該書類等を添付した上記届出書を都道府県知事に提出して届出を行うこと（規則第13条の4第1項ただし書）。

2 保管及び処分に関する基準

有害使用済機器保管等業者は、令第16条の3各号（規則13条の5等を含む。）で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならないこと（法第17条の2第2項）。なお、処分の一部として保管が行われる場合には、当該保管については、令第16条の3第1号に規定する保管基準に従う必要があること（令第16条の3第1号）。

3 廃止の届出

有害使用済機器保管等業者は、当該届出に係る有害使用済機器の保管又は処分の事業の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に、規則第13条の11各号に掲げる事項を記載した規則様式第35号の4による届出書を都道府県知事に提出して行うこと（令第16条の4及び規則第13条の11）。

4 有害使用済機器保管等業者が備えるべき帳簿

有害使用済機器保管等業者は、有害使用済機器の保管等に関する帳簿を備え付け、規則第13条の12第1項の表に掲げる事項を記載すること。また、当該帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに記載を完了することとし、1年ごとに閉鎖し、事業場ごとに5年間保存すること（規則第13条の12）。

5 有害使用済機器の保管又は処分を業とする者についての規定の準用

都道府県知事による報告の徴収（法第18条第1項）、立入検査（法第19条第1項、第3項及び第4項）、改善命令（法第19条の3（第1号及び第3号を除く。））並びに措置命令（法第19条の5第1項（第2号から第4号までを除く。）及び第2項）の規定について、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者について準用すること（法第17条の2第3項）。

6 政令で定める市の長による事務の処理及び事務の区分（法第24条の2第1項並びに令第27条第1項及び第2項等）

有害使用済機器の保管等に係る届出等に関して、都道府県知事が行うこととされている事務は、指定都市の長等が行うこと。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があること。

有害使用済機器の保管等に係る届出等に関して、都道府県が行うこととされている事務は、第一号法定受託事務とすること（法第 24 条の 4 及び令第 28 条並びに地方自治法別表第 1 及び地方自治法施行令別表第 1）。

7 罰則の適用

有害使用済機器の保管又は処分を業として行った者のうち、以下の者に対して、それぞれ罰則の適用があること。

- (1) 有害使用済機器に係る措置命令違反（法第 25 条第 1 項第 5 号）
- (2) 有害使用済機器に係る改善命令違反（法第 26 条第 2 号）
- (3) 有害使用済機器の保管又は処分の届出義務違反等（法第 30 条第 6 号）
- (4) 有害使用済機器に係る報告徴収及び立入検査の違反（第 30 条第 7 号及び第 8 号）

8 経過措置

この法律の施行の際現に有害使用済機器の保管又は処分を業として行っている者は、施行日から 6 月を経過する日（平成 30 年 10 月 1 日）までの間は、法第 17 条の 2 第 1 項の規定による届出をしないで、有害使用済機器の保管又は処分を行うことができること（改正法附則第 3 条）。

9 不適正処理の防止

8 の者については、速やかに有害使用済機器の保管及び処分の基準への適合等の対応がなされることが期待されるが、一部の者は、当該基準に従った保管又は処分が困難であるとの判断等により事業が廃止される場合が想定される。この場合、排出先や処分先が確保されない有害使用済機器について、当該基準に従わない不適正な保管又は処分や、廃棄物として不法投棄等の不適正処理がなされる懸念があることから、改正法の施行後、当面の間は、こうした事態の発生に十分注意して対応されたいこと。

10 その他

1 から 9 までに掲げる事項のほか、有害使用済機器の保管等に関する届出制度の詳細については、別途「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」を参照されたいこと。

第六 事業の廃止等に伴う措置（法第 19 条の 10）

1 一般廃棄物に係る措置命令の規定の準用（法第 19 条の 10 第 1 項）

法第 19 条の 10 第 1 項各号に掲げる者が一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準。以下同じ。）に適合しない一般廃棄物（法第 19 条の 10 第 1 項各号に定める事項に係るものに限る。）の保管を行っていると認められるときは、市町村長（法第 9 条の 10 第 1 項の認定を受けた者については、環境大臣）は、必要な限度において、法第 19 条の 10 第 1 項各号に掲げる者に対し、一般廃棄物処理基準に従って当該一般廃棄物の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとしたこと。

2 産業廃棄物に係る措置命令の規定の準用（法第 19 条の 10 第 2 項）

法第 19 条の 10 第 2 項各号に掲げる者が産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準。以下同じ。）に適合しない産業廃棄物（法

第 19 条の 10 第 2 項各号に定める事項に係るものに限る。) の保管を行っている」と認められるときは、都道府県知事(法第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定を受けた者については、環境大臣) は、必要な限度において、法第 19 条の 10 第 2 項各号に掲げる者に対し、産業廃棄物処理基準に従って当該産業廃棄物の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとしたこと。

「その他必要な措置」とは、産業廃棄物処理基準に従った保管をするために必要な措置をいい、自ら処分をすることまでは求めるものではないこと。

3 1 又は 2 の違反に対しては、罰則の適用があること(法第 26 条第 2 号)。

第七 産業廃棄物管理票に係る罰則の引き上げ(法第 27 条の 2)

産業廃棄物管理票及び電子マニフェストの使用に係る罰則を 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に引き上げたこと。

第八 施行期日(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令等)

1 改正法の施行期日は平成 30 年(2018 年) 4 月 1 日としたこと。

2 ただし、情報処理センターへの登録及び報告期限等に係る規定は平成 31 年(2019 年) 4 月 1 日とし、電子マニフェストの一部義務化関係の規定は平成 32 年(2020 年) 4 月 1 日等としたこと。

第九 その他

1 再生利用認定制度に係る役員の変更の届出期間等(規則第 6 条の 6 の 3 等)

再生利用認定制度に係る役員の変更の届出について、その提出期限を役員に変更があった日から 30 日以内にするとともに、届出書に登記事項証明書の添付を求めることとしたこと。

2 様式の改正等

上記第一、第二及び第五等に係る様式の整備を行ったこと。第二に係る様式については、特別管理産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を明らかにする形で運用されたいこと。なお、規則様式第 2 号の 13 については、平成 31 年度と平成 32 年度以降とで様式が異なるので留意されたいこと。

環循規発第 18033028 号
平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長

行政処分の指針について（通知）

産業廃棄物行政については、かねてから御尽力いただいているところであるが、今般、平成 25 年 3 月 29 日付け環廃産発第 1303299 号をもって通知した「行政処分の指針について（通知）」について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 61 号）等が平成 30 年 4 月 1 日より施行されること等を踏まえ、必要な内容の見直しを行い、別添のとおり「行政処分の指針」を取りまとめたので通知する。

おって、平成 25 年 3 月 29 日付け環廃産発第 1303299 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「行政処分の指針について（通知）」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

行政処分 の 指 針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）については、累次の改正により、廃棄物処理業及び処理施設の許可の取消し等の要件が強化されるとともに、措置命令の対象が拡大するなど、大幅な規制強化の措置が講じられ、廃棄物の不適正処理を防止するため、迅速かつ的確な行政処分を実施することが可能となっている。しかしながら、一部の自治体においては、自社処理と称する無許可業者や一部の悪質な許可業者による不適正処理に対し、行政指導をいたずらに繰り返すにとどまっている事案や、不適正処理を行った許可業者について原状回復措置を講じたことを理由に引き続き営業を行うことを許容するという運用が依然として見受けられる。このように悪質な業者が営業を継続することを許し、断固たる姿勢により法的効果を伴う行政処分を講じなかったことが、一連の大規模不法投棄事案を発生させ、廃棄物処理及び廃棄物行政に対する国民の不信を招いた大きな原因ともなっていることから、都道府県（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 27 条に規定する市（以下「政令市」という。）を含む。以下同じ。）におかれては、違反行為が継続し、生活環境の保全上の支障を生ずる事態を招くことを未然に防止し、廃棄物の適正処理を確保するとともに、廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭するため、以下の指針を踏まえ、積極的かつ厳正に行政処分を実施されたい。

第 1 総論

1 行政処分の迅速化について

違反行為（法又は法に基づく処分に違反する行為をいう。以下同じ。）を把握した場合には、生活環境の保全上の支障の発生又はその拡大を防止するため速やかに行政処分を行うこと。特に、廃棄物が不法投棄された場合には、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれが高いことから、速やかに処分者等を確認し、措置命令により原状回復措置を講ずるよう命ずること。

この場合、不法投棄として告発を行うほか、処分者等が命令に従わない場合には命令違反として積極的に告発を行うこと。また、捜査機関と連携しつつ、産業廃棄物処理業等の許可を速やかに取り消すこと。

2 行政指導について

行政指導は、迅速かつ柔軟な対応が可能という意味で効果的であるが、相手方の任意の協力を前提とするものであり、相手方がこれに従わないことをもって法的効果を生ずることはなく、行政処分の要件ではないものである。このような場合に更に行政指導を継続し、法的効果を有する行政処分を行わない結果、違反行為が継続し、生活環境の保全上の支障の拡大を招くといった事態は回避されなければならないところであり、緊急の場合及び必要な場合には躊躇^{ちゅうちよ}することなく行政処分を行うなど、違反行

為に対しては厳正に対処すること。

この場合において、当該違反行為が犯罪行為に該当する場合には捜査機関とも十分連携を図ること。

3 刑事処分との関係について

違反行為が客観的に明らかであるにもかかわらず、公訴が提起されていることを理由に行政処分を留保する事例が見受けられるが、行政処分は将来にわたる行政目的の確保を主な目的とするものであって、過去の行為を評価する刑事処分とはその目的が異なるものであるから、それを理由に行政処分を留保することは不相当であること。

むしろ、違反行為に対して公訴が提起されているにもかかわらず、廃棄物の適正処理について指導、監督を行うべき行政が何ら処分を行わないとすることは、法の趣旨に反し、廃棄物行政に対する国民の不信を招きかねないものであることから、行政庁として違反行為の事実を把握することに最大限努め、それを把握した場合には、いたずらに刑事処分を待つことなく、速やかに行政処分を行うこと。

4 事実認定について

(1) 行政処分を行うためには、違反行為の事実を行政庁として客観的に認定すれば足りるものであって、違反行為の認定に直接必要とされない行為者の主観的意思などの詳細な事実関係が不明であることを理由に行政処分を留保すべきでないこと。なお、事実認定を行う上では、法に基づく立入検査、報告徴収又は関係行政機関への照会等を積極的に活用し、事実関係を把握すること。

(2) 廃棄物該当性の判断について

① 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要であること。したがって、再生後に自ら利用又は有償譲渡が予定される物であっても、再生前においてそれ自体は自ら利用又は有償譲渡がされない物であることから、当該物の再生は廃棄物の処理であり、法の適用があること。

また、本来廃棄物たる物を有価物と称し、法の規制を免れようとする事案が後を絶たないが、このような事案に適切に対処するため、廃棄物の疑いのあるものについては以下のような各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこと。なお、以下は各種判断要素の一般的な基準を示したものであり、物の種類、事案の形態等によってこれらの基準が必ずしもそのまま適用できない場合は、適用可能な基準のみを抽出して用いたり、当該物

の種類、事案の形態等に即した他の判断要素をも勘案するなどして、適切に判断されたいこと。その他、平成12年7月24日付け衛環第65号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」及び平成17年7月25日付け環産発第050725002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」、平成24年3月19日付け環産発第120319001号・環産対発第120319001号・環産発第120319001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」も併せて参考にされたいこと。

ア 物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。実際の判断に当たっては、生活環境の保全に係る関連基準（例えば土壌の汚染に係る環境基準等）を満足すること、その性状についてJIS規格等の一般に認められている客観的な基準が存在する場合は、これに適合していること、十分な品質管理がなされていること等の確認が必要であること。

イ 排出の状況

排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

ウ 通常の見取り形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

エ 取引価値の有無

占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。

オ 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分の意思が認められないこと。したがって、単に占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではなく、上記アからエまでの各種判断要素の基準に照らし、適切な利用を行おうとする意思があるとは判断されない場合、又は主として廃棄物の脱法的な処理を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断されること。

なお、占有者と取引の相手方の間における有償譲渡の実績や有償譲渡契約の有無は、廃棄物に該当するか否かを判断する上での一つの簡便な基準に過ぎず、廃プラスチック類、がれき類、木くず、廃タイヤ、廃パチンコ台、堆肥（汚泥、動植物性残さ、家畜のふん尿等を中間処理（堆肥化）した物）、建設汚泥処理物（建設汚泥を中間処理した改良土等と称する物）等、場合によっては必ずしも市場の形成が明らかでない物については、法の規制を免れるため、恣意的に有償譲渡を装う場合等も見られることから、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもって直ちに有価物と判断することなく、上記アからオまでの各種判断要素の基準により総合的に判断されたいこと。さらに、排出事業者が自ら利用する場合における廃棄物該当性の判断に際しては、必ずしも他人への有償譲渡の実績等を求めるものではなく、通常の見扱、個別の用途に対する利用価値並びに上記ウ及びエ以外の各種判断要素の基準に照らし、社会通念上当該用途において一般に行われている利用であり、客観的な利用価値が認められなかつ確実に当該再生利用の用途に供されるか否かをもって廃棄物該当性を判断されたいこと。ただし、中間処理業者が処分後に生じた中間処理産業廃棄物に対して更に処理を行う場合には産業廃棄物処理業の許可を要するところ、中間処理業者が中間処理後の物を自ら利用する場合においては、排出事業者が自ら利用する場合とは異なり、他人に有償譲渡できるものであるか否かを含めて、総合的に廃棄物該当性を判断されたいこと。

- ② 廃棄物該当性の判断については、法の規制の対象となる行為ごとにその着手時点における客観的状況から判断されたいこと。例えば、産業廃棄物処理業の許可や産業廃棄物処理施設の設置許可の要否においては、当該処理（収集運搬、中間処理、最終処分ごと）に係る行為に着手した時点で廃棄物該当性を判断するものであること。

- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 61 号。以下「平成 29 年改正法」という。）により、有害使用済機器の保管又は処分に係る届出制度が措置された。有害使用済機器とは、法第 17 条の 2 第 1 項において「使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの」と定義され、廃棄物ではないものとされている。具体的には、いわゆる雑品スクラップを想定して令第 16 条の 2 において届出の対象となる機器を規定している。

「使用を終了し」とは、機器が全体として機能せず、かつ本来意図されている用途として使用できない状態になっていることをいうこと。なお、部品等の機器の一部のみが使用可能であっても、機器が全体として機能していない場合にあっては、使用を終了していると解して差し支えないこと。ただし、仮に機器の一部が機能しない場合であっても、修理が予定されている場合は、「使用を終了」しているとはいえないこと。「収集された」とは、機器が行為として収集されたことをいい、有害使用済機器になる前の機器の所有者等自らが有害使用済機器の排出者となる場合

は、「収集された」こととはならないこと。

上記(2)の廃棄物該当性の判断の結果、令第16条の2各号に掲げる機器のうち廃棄物には該当しないと判断されたものの保管又は処分を行っている場合にあつては、有害使用済機器の該当性を適切に判断されたいこと。

5 手続について

行政処分を行うに当たっては、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第82条の規定により教示を行うこと。

第2 産業廃棄物処理業の事業の停止及び許可の取消し（法第14条の3及び第14条の3の2）

1 趣旨

産業廃棄物処理業の許可制度は、産業廃棄物の処理を業として行うことを一般的に禁止した上で、事業の用に供する施設及び事業を行う者の能力が事業を的確かつ継続的に行うに足りるものとして一定の基準に適合すると認められるときに限って許可することにより、産業廃棄物の適正な処理を確保するものである。したがって、その基準に適合しないおそれがあると判断されるに至った場合には、直ちに事業の停止を命ずるとともに（法第14条の3）、その基準に適合しないと判断されるなど、法が許可を取り消すべき場合として定める要件に該当するに至った場合には、速やかに許可を取り消す等の措置を講ずること（法第14条の3の2）。

なお、産業廃棄物処理業者が不法投棄等の重大かつ明白な違反行為を行っているにもかかわらず、原状回復責任を全うさせること等を理由に許可の取消処分を行わず、事業停止処分等にとどめる事例が見受けられるが、当該運用は、不法投棄等の違反行為を事実上追認するものであり、適正処理を確保するという許可制度の目的及び意義を損ない、産業廃棄物処理に対する国民の不信を増大させるものであるばかりか、違反行為による被害を拡大させかねないものであることから、著しく適正を欠き、かつ、公益を害するものである。したがって、こうした場合には、躊躇^{ちゆうちよ}することなく取消処分を行った上で、原状回復については措置命令により対応すること。

2 要件

(1) 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき（法第14条の3第1号）

① 「違反行為」とは、法又は法に基づく処分に違反する行為をいい、それによって刑事処分又は行政処分を受けている必要はないこと。したがって、捜査機関による捜査が進行中である場合又は公訴が提起されて公判手続が進行中である場合であっても、違反行為の事実が客観的に明らかである場合には、留保することなく、速やかに処分を行うべきであること。同様に、刑事処分において起訴猶予を理由とする不起訴の処分が行われた場合であっても、これは犯罪の軽重及び情状、

犯罪後の状況などを総合的に判断して検察官が訴追を行わないとする処分を行ったものであって、違反行為の事実は客観的に明らかであることから、将来にわたる生活環境の保全上の支障の発生又はその拡大の防止を図ることを目的とする法の趣旨に照らし、厳正な行政処分を行うべきであること。また、犯罪に対する刑罰の適用については公訴時効が存在するが、行政処分を課すに当たってはこれを考慮する必要はないこと。

- ② 「要求」、「依頼」、「唆し」とは、いずれも他人に対して違反行為をすることを働きかける行為であり、実際に違反行為が行われることを要しないものであること。「要求」とは、優越的立場で他人に対して違反行為をすることを求めること、「依頼」とは、「要求」に当たらない場合、すなわち自己と同等以上の地位にある者に対して違反行為をすることを求めることや優越的立場でなく他人に対して違反行為をすることを求めること、「唆し」とは、他人に違反行為を誘い勧めることをいい、「要求」や「依頼」に比べ、一定の行為を行うことを求める程度がより弱いものであり、また、求める者と求められる相手方との関係を問わないものをいうこと。

なお、収集運搬業者が排出事業者に対して委託基準違反に該当する行為や産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）の不交付、不記載等の違反行為をすることを働きかける行為、処分業者に対して架空の管理票を作成することを働きかける行為等が近時少なからず見受けられるが、これらの行為はこの要件に該当するものであり、厳格な行政処分を実施されたいこと。

- ③ 「助け」とは、他人が違反行為をすることを容易にすることをいい、例えば、収集運搬業者が無許可業者の事業場まで運搬を行う場合、無許可業者への仲介又は斡旋を行う場合、処分業者が、法第12条第6項に規定する委託基準に違反し、あるいは再委託禁止に違反する処分委託であることを知りながらそれを受託する場合などが広くこれに該当すること。

- (2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第14条第5項第1号又は第10項第1号に規定する基準に適合しなくなったとき（法第14条の3第2号及び第14条の3の2第2項）

- ① 事業の用に供する施設については、産業廃棄物の種類に応じ、その処理に適する施設を有しなくなることをいい、当該施設が令第7条各号に掲げる産業廃棄物処理施設である場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条若しくは第12条の2又は一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。）第2条第1項に定める技術上の基準に適合しなくなることを含むものであること。

- ② 能力については、産業廃棄物の処理を的確に行うに足りる知識若しくは技能又は産業廃棄物の処理を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有しなくなることをいうものであること。なお、金銭債務の支払不能に陥った者、事業の継続に支障を来すことなく弁済期日にある債務を弁済することが困難である者、銀行

取引停止処分がなされた者、利益が計上できておらず、かつ自己資本比率（貸借対照表上の純資産の額を、当該額と当該貸借対照表上の負債の額の合計額で除して得た値をいう。）が10パーセント未満の者であって今後持続的な経営の見込み又は経営の改善の見込みがないもの及び申請に係る事業の将来の見通しについて廃棄物処理部門あるいは企業全体としても適切な収益が見込まれないもの等については、経理的基礎を有しないものと判断して差し支えないこと。同様に、中間処理業者であって未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用が現に留保されていない者や最終処分業者であって法第15条の2の4において準用する法第8条の5に規定する維持管理積立金制度に係る必要な積立額が現に積み立てられていない者についても、経理的基礎を有しないと判断して差し支えないこと。このため、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）から都道府県知事（政令市にあつては、市長。以下同じ。）に対し規則第4条の11第2項の通知があつた場合には、報告徴収等の積極的な活用を通じて、経理的基礎の状況の把握に努めること。また、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続等の手続が開始された法人等の経理的基礎については、事業の実績、再生計画又は更生計画等の内容に照らし慎重に判断する必要があるが、産業廃棄物処理事業に係る経理的状況が手続開始要件とされている場合には、経理的基礎を有しないものと判断して差し支えないこと。その他の場合においても、報告徴収等の積極的な活用を通じて、経理的基礎の状況の把握に努めるとともに、再生手続終結決定又は更生手続終結決定の見込みが立たない段階においては、事業の停止を命ずる等の措置を講ずることも考えられること。

- (3) 第14条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき（法第14条の3第3号及び第14条の3の2第2項）

産業廃棄物処理業者により法に規定する基準が遵守され、かつ、生活環境の保全上の支障を生じるおそれがないように、業の遂行に当たっての具体的な手段、方法等について都道府県知事が許可に付した条件に違反することをいうものであること。

- (4) ①法第14条第5項第2号イ（第7条第5項第4号ロ若しくはハ（第25条から第27条まで若しくは第32条第1項（第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」といい、第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに係るものに限る。）又は第14条第5項第2号ロ若しくはへに該当するに至ったとき、②法第14条第5項第2号ハからホまで（同号イ（第7条第5項第4号ロ若しくはハ（第25条から第27条までの規定により、又は暴力団対策法の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに係るものに限る。）又は第14条第5項第2号ロに係るものに限る。）に該当するに至ったとき、③法第14条第5項第2号ハからホまで（同号イ（第7条第5項第4号ニに係るものに限る。）

に係るものに限る。)に該当するに至ったとき、④法第14条第5項第2号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったとき(①から③までに該当する場合を除く。)(法第14条の3の2第1項第1号から第4号まで)

欠格要件とは、申請者の一般的適性について、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除することを趣旨とするものであり、産業廃棄物処理業者が欠格要件に該当するに至った場合には、許可を取り消さなければならないこと。なお、法人の役員等が欠格要件に該当した場合に、法人が取消処分を受けることを免れるため、事後的に当該役員を解雇若しくは解任したり、又は役員自らがその地位を辞任することが考えられるが、法第14条の3の2第1項第1号から第4号までが欠格要件に「該当するに至ったとき」としているとおおり、いったん欠格要件に該当した以上、仮に法人の役員等がその地位を完全に辞任等したとしても許可を取り消さなければならないこと。また、この場合に、退任等の時期を遡らせた変更の登記を行い、当該役員等が欠格要件に該当するより前に退任等していた旨主張するという事例も散見される。しかしながら、そもそも、商業登記簿の登記事項に変更が生じた場合、当事者は遅滞なく変更の登記をすべき法律上の義務がある上、廃棄物処理業者の場合は、その役員に変更があれば変更の日から30日以内に届け出なければならない(法第14条の2第3項)、これに違反した場合は刑罰を科せられるものであるから(法第30条第2号)、欠格要件に該当した後に日付を遡らせた変更の登記がなされることそれ自体が不自然であり、この場合、特段の事情がない限り、当該変更の登記の存在にかかわらず、当該役員は在職中に欠格要件に該当したものと扱って差し支えないこと。この場合、相手方において、変更の登記が真正である旨主張して争うことが想定されることから、処分に当たっては、行政庁としても、当該法人の従業員等からの報告徴収を広く実施するなどして、当該変更の登記の虚偽性について調査を実施することが望ましいこと。

なお、許可業者が欠格要件に該当しても、行政庁において直ちにその旨を把握することが困難であったため、本来処理を業として行うことができない業者が、欠格要件に該当していることが露見するまで引き続き処理を業として行うという、取消処分逃れが横行したことから、平成17年10月1日から、欠格要件に該当した許可業者については、その旨を都道府県知事に届け出ることが義務づけられ(法第14条の2第3項、第14条の5第3項)、これに違反した場合を直罰の対象としたものである。このような趣旨にかんがみ、届出義務違反等の事実を把握した場合は、厳正に対処されたいこと。

欠格要件の判断に当たっては、以下を参照されたいこと。

- ① 法第7条第5項第4号ロの「執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」とは、刑法(明治40年法律第45号)第31条による刑の時効によりその執行の免除を受け、又は恩赦法(昭和22年法律第20号)第8条により刑の執行の免除を受けてから5年を経過しない者などをいうものであること。なお、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者は、同号ロに該当するが、この者が執行猶予を取り消されることなく執行猶予の期間を経過したときは、刑法第27条により

刑の言渡しの効力そのものが失われることから、同号ロに該当しないことになるものの、同号トに該当し得るものであり、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者が執行猶予を取り消されることなく執行猶予の期間を経過したときは、刑法第27条の7により、刑がその懲役又は禁錮を執行が猶予されなかった部分の期間(以下「実刑期間」という。)を刑期とする懲役又は禁錮に減輕され、実刑期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日において、刑の執行を受け終わったものとされることから、この者は、実刑期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない間、同号ロに該当すること。

- ② 同号ニの「法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」とは、法人の業務を執行する権限はないものの、法人に対する実質的な支配力を有する者をいい、例えば、相談役、顧問等の名称を有する者、法人に対し多額の貸金を有することに乗じて法人の経営に介入している者又は一定比率以上の株式を保有する株主若しくは一定比率以上の出資をしている者などが典型的には想定されること。会社法(平成17年法律第86号)に規定する会計参与及び定款の定めにより監査の範囲を会計に関するものに限定された監査役については、その権限が会計に関するものに限定されていることから、法人に対する支配力を有しない機関であり、会社法上の役員には該当するものの法上の役員には通常該当しないこと。ただし、会計参与又は定款の定めにより監査の範囲を会計に関するものに限定された監査役であってもその職務の権限を越えて実質的に支配力を有する場合も想定され、この場合には当該会計参与又は当該監査役は法上の役員に該当し得ること。これらを踏まえ、法上の役員の該当性については、法人の従業員等からの報告徴収を積極的に活用するほか、関係機関とも連携して実態を把握し、個別の事例に応じて適切に判断されたいこと。なお、規則第9条の2及び第10条の4等においては、許可の申請に当たって発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称等を把握することとしているが、これらの者は同号ニに該当する蓋然性が高いと解されること。また、ここでいう「同等以上の支配力」とは、「取締役(いわゆる「平取締役」)」と同等以上の支配力であれば足りることから、「支配力を有するものと認められる者」については、経営方針を単独の意思で決し得るような強大な権限を有する者であることまでは要しないこと。さらに、これに該当する者は自然人に限られるが、法人が一定比率以上の株式を保有する株主である場合でも、その法人格が全くの形骸に過ぎないと認められる場合、又は法人格が法律の適用を回避するために濫用されているものと認められる場合においては、法人格を否認し、背後にある支配者をもって「支配力を有するものと認められる者」に該当するものとして差し支えないこと。なお、当該背後にある支配者が「支配力を有するものと認められる者」に該当するか否かは、その法人格が全くの形骸に過ぎない、又は法人格が法律の適用を回避するために濫用されているものと認められるか否かを十分

事実確認した上で、判断されたいこと。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 34 号。以下「平成 22 年改正法」という。）により、同号ニについて見直しが行われたこと。これにより、役員 a 及び役員 b がその役員を務める法人 A があり、役員 b が法人 B の役員を兼務している場合において、許可取消処分を受けた法人 A の役員を兼務する役員 b がその役員を務めていることにより法人 B の許可が取り消される場合は、法上の悪質性が重大な許可取消原因に該当する場合に限定されたこと。悪質性が重大な許可取消原因に該当する場合とは、具体的には、法第 7 条の 4 第 1 項（第 4 号を除く。）若しくは第 2 項若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項（第 4 号を除く。）若しくは第 2 項（これらの規定を法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消された場合又は浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消された場合であること。例えば、役員 a が道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）違反により禁錮刑に処せられた場合（法上の悪質性が重大でない場合）、役員 a が欠格要件（法第 14 条第 5 項第 2 号イ）に該当することにより、法人 A は欠格要件（法第 14 条第 5 項第 2 号ニ）に該当し、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号により許可が取り消されるが、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号により許可が取り消された法人 A の役員 b については、平成 22 年改正法により欠格要件に該当しないこととなった（法第 7 条第 5 項第 4 号ニ）ことから、役員 b がその役員を務める法人 B は欠格要件に該当しないこと。

さらに、役員 a が不法投棄を行ったことにより法違反として罰金刑に処せられた場合（法上の悪質性が重大な場合）、役員 a が欠格要件（法第 14 条第 5 項第 2 号イ）に該当することにより、法人 A は欠格要件（法第 14 条第 5 項第 2 号ニ）に該当し、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号により許可が取り消されるどころ、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号により許可が取り消された法人 A の役員 b については、引き続き欠格要件に該当する（法第 7 条第 5 項第 4 号ニ）ことから、役員 b がその役員を務める法人 B も欠格要件（法第 14 条第 5 項第 2 号ニ）に該当し、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号により許可が取り消されるが、法人 B の役員を務める役員 c については、許可の取消しを受けた法人 B の役員ではあるが、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号により許可が取り消された法人の役員であった者については、平成 22 年改正法により欠格要件に該当しないこととなった（法第 7 条第 5 項第 4 号ニ）ことから、欠格要件に該当せず、役員 c がその役員を務める法人 C は、その許可を取り消されないこと。

- ③ 同号トの「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」とは、法第 7 条第 5 項第 4 号イからへまで及び第 14 条第 5 項第 2 号ロからへまでのいずれにも該当しないが、その者の資質及び社会的信用性等の面から、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予想される者をいうこと。具体的には、次のような者については、特段の事情がない限り、これに該当するものと考えられること。

- イ 過去において、繰り返し許可の取消処分を受けている者
- ロ 法、浄化槽法、令第4条の6各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている者
- ハ 暴力団対策法の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている者（当該違反又は罪が廃棄物の処理に関連してなされ又は犯された場合に限る。）
- ニ ロに掲げる法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している者
- ホ 収集運搬業者が道路交通法に違反して廃棄物の過積載を行い、又は処分業者が廃棄物処理施設の拡張のために森林法（昭和26年法律第249号）に違反して許可を受けずに森林の伐採等の開発行為を行い、若しくは都市計画法（昭和43年法律第100号）や農地法（昭和27年法律第229号）に違反して開発許可や農地の転用の許可を受けずに廃棄物処理施設を設置するなど、廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられた者（なお、繰り返し罰金以下の刑に処せられるまでに至っていない場合でも、廃棄物処理業務に関連した他法令違反に係る行政庁の指導等が累積することなどにより、上記と同程度に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる者については、下記チに該当すると解して差し支えないこと。）
- ヘ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している者（例えば、自己又は自社と友誼関係にある暴力団の威力を相手方に認識させることにより、その影響力を利用するため、自己又は自社と友誼関係にある者が暴力団員であることを告げ、若しくは暴力団の名称入り名刺等を示し、又は暴力団員に対し暴力団対策法第9条各号に定める暴力的要求行為の要求等を行った者）
- ト 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者（例えば、相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、自発的に用心棒その他これに類する役務の有償の提供を受け、又はこれらのものが行う事業、興行、いわゆる「義理ごと」等に参画、参加し、若しくは援助している者）
- チ その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる者

なお、現に一部の悪質な許可業者が大規模な不法投棄等の不適正処理を行い重大な社会問題となっており、さらに、これが産業廃棄物処理業界全体に対する国民の不信・反発を招き、ひいては産業廃棄物の適正処理に困難をきたすおそれを生じさせていることを踏まえ、法第7条第5項第4号トについては積極的にその該当性を判断して悪質な許可業者の排除に努められたいこと。

- ④ 法第 14 条第 5 項第 2 号への「暴力団員等がその事業活動を支配する者」とは、典型的には暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている者をいい、その他にも例えば、融資関係、人的派遣関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものも含まれ、具体的には、次の事由を有する者が、特段の事情がない限り、これに該当すると考えられること。
- ア 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員等であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。
- イ 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること、売買、請負、委任その他の多額の有償契約を締結していること。
- ⑤ 法第 12 条の 7 第 1 項の認定を受けた事業者については、当該認定を受けた事業者全体として欠格要件該当性の判断の対象となること（第 5 参照）。
- (5) 法第 14 条の 3 第 1 号（上記(1)）に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分（業務の全部又は一部の停止命令）に違反したとき（法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 5 号）

「情状が特に重いとき」とは、不法投棄など重大な法違反を行った場合や違反行為を繰り返し行い是正が期待できない場合など、廃棄物の適正処理の確保という法の目的に照らし、業務停止命令等を経ずに直ちに許可を取り消すことが相当である場合をいい、違反行為の態様や回数、違反行為による影響、行為者の是正可能性等の諸事情から判断されるものであること。なお、法第 25 条から第 27 条までに掲げる違反行為を行った場合については、重大な法違反を行ったものとしてこれに該当すると解して差し支えないこと。

- (6) 不正の手段により第 14 条第 1 項若しくは第 6 項の許可（同条第 2 項又は第 7 項の許可の更新を含む。）又は第 14 条の 2 第 1 項の変更の許可を受けたとき（法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 6 号）

「不正の手段」とは、例えば許可申請の際に許可申請書若しくはその添付資料（商業登記簿等）に虚偽の記載をすること、許可の審査に関する行政庁の照会、検査等に対し虚偽の回答をすること、又は暴行、脅迫その他の不正な行為により行政庁の判断を誤らせた場合などをいうこと。

なお、本来許可を受けることができないような者が、事実関係を偽るなどして処理業又は施設設置の許可を受けた場合、当該者については到底適正な廃棄物処理は期待し得ず、不適正な処理を引き起こす可能性が高いほか、許可制度に対する信頼をも損なうなど、その悪質性は無許可営業に準ずるものと認められることから、平成 17 年 10 月 1 日からこの場合は直罰の対象とされたことにかんがみ、不正の手段により許可を受けたことが判明した場合は厳正に対処されたいこと。

3 手続

(1) 違反行為等の事実の把握

違反行為等の行われている疑いが生じたときは、次の手法を積極的に活用して違反行為等の事実を把握されたいこと。その結果、違反行為等が判明した場合には、許可の取消し等を行うこと。

① 報告徴収及び立入検査

排出事業者、処理を業として行う者その他の関係者等に対する報告徴収は、行政指導として行うのではなく、報告拒否及び虚偽報告について罰則の適用があるなど法的効果を伴う法第 18 条第 1 項の規定に基づき行われたいこと。同様に、排出事業者、処理を業として行う者その他の関係者等の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所に対する立入検査も任意の行政調査として行うのではなく、立入検査拒否、妨害及び忌避について罰則の適用があるなど法的効果を伴う法第 19 条第 1 項の規定に基づき行われたいこと。

なお、平成 18 年 4 月 1 日から公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）が施行されたことに伴い、内部告発を端緒とした違法行為の早期発見を進めるとともに、従業員からの事情聴取の際には同法の趣旨を説明するなどして、同法の積極的周知及び活用を図られたいこと。

② 関係行政機関等への照会

組織的に行われるなど悪質化・巧妙化が進んでいる違反行為については、都道府県のみで事案の概要を把握することは困難であることから、法第 23 条の 5 の規定を積極的に活用して関係行政機関又は関係地方公共団体に照会し、又は協力を求められたいこと。関係行政機関には都道府県警察、海上保安庁などの捜査機関も含まれるものであること。なお、都道府県が行政処分を行う前提として事実関係を把握するために他の関係行政機関に対する照会によって得られた個人情報を利用する場合のように、行政機関がその事務遂行等のために個人情報を用いることは、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度での個人情報の利用であり、かつ当該個人情報の利用について相当の理由があるとき（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 3 号）に該当すると考えられること。したがって、関係行政機関からの照会に対し、照会を受けた都道府県が保有する個人情報を提供することは、同法の趣旨に照らしても許容されるものであること。

また、欠格要件に該当する事由の有無についても法第 23 条の 5 の規定を積極的に活用されたいこと。なお、刑罰に係る欠格要件についての照会先は次のとおりとし、具体的に該当する事由が有ることが推認される理由を付して照会されたいこと。

イ 個人 本人の本籍地がある市町村

ロ 法人 当該法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方検察庁

ハ 外国人 昭和以降生まれの外国人の一般前科については、本人の居住地を管轄する地方検察庁

大正以前生まれの外国人の一般前科並びに外国人の道路交通法違反

に関する前科については、東京地方検察庁（外国人の道路交通法違反に関する前科について照会する場合には、照会書に「道交のみ」と表示すること。）

ニ 外国法人 東京地方検察庁

さらに、暴力団員等に係る欠格要件に該当する事由の有無については、法第 23 条の 3 第 2 項の規定により警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴取されたいこと。

③ その他

その他違反行為などを客観的に明らかにするものとしては、裁判所の判決書などが考えられること。

(2) 聴聞又は弁明の機会の付与

許可の取消し等の処分を行う場合は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条に基づき、許可を取り消すときは聴聞、事業の停止を命ずるときは弁明の機会の付与をそれぞれ行うこと。ただし、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定に基づく取消処分を行う場合で、裁判所の判決書、市町村の刑罰等調書、関係都道府県からの行政処分に係る連絡（下記(6)参照）などの客観的な資料によって欠格要件該当性を証明できる場合には、行政手続法第 13 条第 2 項第 2 号に該当するものとして、聴聞の手続きを執る必要はないこと。また、これら客観的な資料によって、法が定める許可基準に適合していないにもかかわらず専ら行政庁の瑕疵によって許可が行われていたことが後に判明した場合（下記 4 参照）に許可の取消処分（講学上の職権取消し）を行う場合も同じであること。なお、同法に規定する「客観的な資料」とは、「資格の不存在又は喪失の事実（欠格要件）」を証明する書類その他の物件であって、処分の名あて人の意見を聴かなくてもその証明力に十分な信頼のおけるものを指すものであるが、例えば、暴力団員該当性等に関する警視総監又は道府県警察本部長の意見等は、同法の「客観的な資料」には該当し難く、聴聞の手続きを執る必要があることに留意すること。

また、将来にわたる生活環境の保全上の支障の発生又はその拡大の防止を図るために、緊急に事業の停止等の不利益処分をする必要があり、聴聞又は弁明の手続きを執ることができないときには、同条第 2 項第 1 号により、聴聞又は弁明の手続きを執らなくてよいこと。

なお、これらの手続きに当たっては、次に留意されたいこと。

① 聴聞又は弁明の機会の付与の通知（行政手続法第 15 条）

不利益処分の名あて人に対して、予定される処分内容及びその根拠法令、処分の原因となる事実のほか、聴聞手続の場合には聴聞の期日及び場所並びに聴聞担当部局の名称及び所在地、弁明の機会の付与の手続の場合には弁明書の提出先及び提出期限を文書により通知すること。

なお、不利益処分の名あて人が、逮捕、勾留その他の処分により収容されている場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 102 条第 3 項の刑事施設に収容されている者に対する送達の規定を類推適用して刑事施設の長（刑務所長、

拘置所長、警察署長等)に通知を送達されたいこと。

② 聴聞の実施又は弁明の機会の付与(行政手続法第3章第2節、第3節)

聴聞の実施又は弁明の機会の付与に当たっては、平成6年9月13日付け総管第211号総務事務次官通知「行政手続法の施行に当たって」に記載された事項に留意されたいこと。

なお、不利益処分の名あて人が、逮捕、勾留その他の処分により収容されていることは、直ちに聴聞期日変更の正当な理由になるものではないこと。また、これらの者について聴聞の期日への出頭が相当の期間見込めない場合には、同法第23条第2項の規定により期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求めることに代えて差し支えないこと。

③ 暴力団員等に対する聴聞の実施

行政手続法第18条第1項の規定による文書等の閲覧に関して、暴力団員等に係る欠格要件に該当する事由の有無について都道府県警察本部長に意見聴取した回答文書又は都道府県警察本部長から意見陳述された文書は、閲覧を拒む必要がないことについて警察庁と協議済みであること。また、聴聞の実施に当たっては、法第23条の5の規定により都道府県警察と十分に協議の上、必要な協力を求められたいこと。

④ その他

法第14条の3の2第1項第1号から第4号までの規定に基づき取消処分を行う際において、聴聞手続が不要とされた場合は、法第7条第5項第4号ニの規定については、「行政手続法(平成5年法律第88号)の規定による通知があつた日」とは、当該取消しの処分がなされた日と解して差し支えないこと。また、同号ホにあっては、「許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日」とは、欠格要件に該当することが客観的に明らかになった日から、許可の取消しの処分をする日又は処分をしないことを決定する日と解して差し支えないこと。さらに、同号へにあっては、「ホに規定する期間」とは、欠格要件に該当することが客観的に明らかになった日から、許可の取消しの処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間と、「ホの通知の日」とは、欠格要件に該当することが客観的に明らかになった日と解して差し支えないこと。なお、「欠格要件に該当することが客観的に明らかになった日」とは、例えば、裁判所の判決確定日や他の都道府県における許可取消処分が行われた日などが考えられること。

(3) 処分内容の決定

違反行為に対する処分の内容としては、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3等に係る法定受託事務に関する処理基準について」(平成23年3月15日付け環廃産発第110310002号)により行われたいこと。

(4) 処分の通知

処分の内容、処分の理由及び根拠法令を文書により被処分者に通知すること。通

知書の送達については、第8の4の(2)に準拠されたいこと。なお、事業の停止処分にあつては、具体的に停止すべき期間の始期と終期を日をもって指定すること。

(5) 関係都道府県との協議

他の都道府県知事からも許可を受けている場合には、関係する都道府県と処分内容及び時期について十分に調整されたいこと。なお、法第23条の3又は第23条の4の規定により都道府県警察から暴力団員等に係る欠格要件に該当の事実について意見の送付があつた場合には、他の都道府県知事に対しても当該連絡があつた旨を伝達すること。この場合において、警察当局から暴力団員等に係る欠格要件の該当の事実について連絡を受けた以上、各都道府県ごとに改めて欠格要件に該当する事由の有無について個別に都道府県警察に照会する必要は認められないことから、法第14条の3の2第1項第1号に該当したことを理由に直ちに許可を取り消されたいこと。また、都道府県内に所在する産業廃棄物処理業者が、許可を有する他の都道府県において行政処分を課されたことを把握した場合には、当該都道府県等に対し処分理由について照会を行うほか、必要な場合には現地調査を実施するなどして事実認定を行い、法第14条の3各号及び第14条の3の2第1項各号に該当する場合には、直ちに適切な行政処分を実施されたいこと。

(6) 他の都道府県及び環境省への連絡

許可の取消し等の処分を行った場合には、他の都道府県とともに、環境省へ連絡されたいこと。連絡に当たっては、取消しの場合は別紙1のとおり、停止の場合は別紙2のとおり、事実の概要、処分内容及び理由などを明らかにされたいこと。欠格要件に該当することを理由に許可申請に対して不許可処分を行った際も、同様に、別紙3のとおり、都道府県及び環境省に連絡されたいこと。

産業廃棄物行政情報システムを使用して環境省に情報を送付する場合は、上記様式による連絡は省略できること。

なお、環境省では、都道府県等から連絡を受けた許可情報及び行政処分情報を産業廃棄物行政情報システムに集積し、都道府県等で情報共有を行っているが、これについても、上記3の(1)の②の場合と同様、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度での個人情報の利用であり、かつ当該個人情報の利用について相当の理由があるとき（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条第2項第3号）に該当すると考えられるが、都道府県等においては、同システムがそれらの情報の一部を環境省ウェブサイトで公開していることにかんがみ、それぞれの制定する個人情報保護条例等を遵守（利用目的の明示等）した上で適切に個人情報を取得すること。

4 ^{かし}瑕疵による許可の取消し

(1) 欠格要件に該当する申請者に対して^{かし}瑕疵による許可が行われたことが、事後的に、裁判所の判決書、市町村の刑罰等調書などにより明らかとなった場合で、法第14条の3の2第1項第6号（上記2の(6)）に規定する不正の手段による許可でなく、専ら行政庁の^{かし}瑕疵によって許可が行われた場合についても、法第14条第5項第2号に

においてこれに該当する場合には許可をしてはならないとされていることにかんがみ、当該許可を取り消すこと（講学上の職権取消し）が相当であること。なお、講学上の職権取消しの場合、法第 14 条の 3 の 2 の規定に基づく取消処分には該当しないため、法第 7 条第 5 項第 4 号ニからへまでの適用はないこと。

(2) 講学上の職権取消しにより許可を取り消す際の理由としては、本来、許可されな^かい者について瑕疵により許可が行われた旨を記載すること。

(3) 講学上の職権取消しにより許可を取り消す処分を行った場合には、別紙 4 のとおり、他の都道府県及び環境省へ連絡されたいこと。

5 許可の有効期間の満了後に更新許可の申請者が欠格要件に該当することが明らかとなった場合の取扱いについて

法第 14 条第 3 項の規定により、許可の有効期間が満了した後も許可の効力は継続していることから、更新許可の申請者が欠格要件に該当することが許可の有効期間の満了後に明らかとなった場合においても、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定に基づき、更新前の許可を取り消さなければならないこと。この際、許可の更新申請に対しては、不許可処分を行うこと。

6 許可の取消処分に係る聴聞の通知後に事業の全部の廃止の届出があった場合の取扱いについて

許可の取消処分に係る聴聞の通知のあったことを知り得べき状態になった日から当該処分がなされる日又は処分をしないことを決定する日までに事業の全部の廃止の届出をし、5 年を経過していない者、及び当該届出をした者が法人である場合には、聴聞通知の日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で、届出日から 5 年を経過していない者については、法第 7 条第 5 項第 4 号ホ及びへの規定により、欠格要件に該当すること。この際、廃止の届出をした者に対して、許可の取消処分を改めて行う必要はないが、当該届出があった場合には、別紙 5 のとおり、他の都道府県及び環境省へ連絡されたいこと。

第 3 特別管理産業廃棄物処理業の許可の取消し等（法第 14 条の 6）

第 2 に準拠されたいこと。

第 4 産業廃棄物処理施設の使用の停止及び設置許可の取消し等（法第 15 条の 2 の 7 及び第 15 条の 3）

1 趣旨

産業廃棄物処理施設の設置許可制度は、最終処分場、焼却施設など一定の産業廃棄物処理施設の設置を一般的に禁止した上で、施設の設置に関する計画が技術上の基準に適合していること、施設の設置及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境及び周辺の地域に適正な配慮がなされたものであることなど、一定の要件を具備すると認められるときに限って許可することより、産業廃棄物の適正な処理を確保し、もつ

て生活環境の保全を図るものである。したがって、その基準に適合しないおそれがあると判断されるに至った場合には、直ちに施設の使用の停止を命ずるとともに必要な改善を命じ（法第 15 条の 2 の 7）、さらに、法が許可を取り消す場合として定める要件に該当するなど、必要な改善を講じることが不可能であると判断されるに至った場合には、速やかに許可を取り消す等の措置を講ずること（法第 15 条の 3）。

2 要件

- (1) 法第 15 条第 1 項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号若しくは第 15 条の 2 の 3 第 1 項に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る法第 15 条第 2 項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について前条第 1 項の許可を受けたときは、変更後のもの）に適合していないと認めるとき（法第 15 条の 2 の 7 第 1 号及び第 15 条の 3 第 2 項）

施設の構造が規則第 12 条、第 12 条の 2 若しくは基準省令第 2 条第 1 項に定める技術上の基準若しくは施設の設置に関する計画に適合しなくなること、又は施設の維持管理が規則第 12 条の 6、第 12 条の 7 若しくは基準省令第 2 条第 2 項に定める維持管理の技術上の基準若しくは維持管理に関する計画に適合しないことをいうものであること。

- (2) 産業廃棄物処理施設の設置者の能力が法第 15 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき又は特定産業廃棄物最終処分場の設置者が第 15 条の 2 の 4 において読み替えて準用する法第 8 条の 5 第 1 項の規定による維持管理積立金の積立てをしていないとき（法第 15 条の 2 の 7 第 2 号及び第 15 条の 3 第 2 項）

産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識若しくは技能、又は産業廃棄物の処理を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有しなくなることをいうものであること。特に最終処分場にあつては、法第 15 条の 2 の 4 において準用する法第 8 条の 5 で規定する維持管理積立金制度に係る必要な積立額が現に積み立てられていない場合について、経理的基礎を有しないと判断して差し支えないこと。このため、機構より都道府県知事に対し規則第 4 条の 11 第 2 項の通知があつた場合には、報告徴収等の積極的な活用を通じて経理的基礎の状況の把握に努めること。また、資金調達に支障を来している等の経済的な要因により、施設設置に係る工事の着工が相当期間なされていない場合や工事が相当期間中断している場合にも、経理的状況の推移、事業内容等から照らして経理的基礎を有しないと判断して差し支えないこと。なお、平成 22 年改正法により、維持管理積立金制度に係る必要な積立額が現に積み立てられていない場合には、当該積立て義務に違反している者はもはや適切に維持管理を行う意思を有していないといえることから、経理的基礎の有無にかかわらず、許可を取り消すことができることとなったこと。ただし、当該規定は、維持管理積立金の積立て義務の着実な履行を担保するために設けたものであり、必ずしも当該義務を履行していない最終処分場の設置者の許可を取

り消さなければならないものではないこと。

- (3) 産業廃棄物処理施設の設置者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき（法第15条の2の7第3号）

第2の2の(1)に準拠されたいこと。

なお、法第15条の2の2第1項の規定に基づく定期検査に関し、産業廃棄物処理施設の設置者が受検期間内に定期検査を受検しない場合（定期検査に係る申請書を、あらかじめ、十分な時間的余裕をもって都道府県知事に申請していた場合を除く。）には、違反行為をしたときに該当することから、必要に応じ、当該廃棄物処理施設に係る使用停止命令を行うことが適当であること。

- (4) 産業廃棄物処理施設の設置者が法第15条の2第4項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき（法第15条の2の7第4号及び第15条の3第2項）

産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮がなされたものであることを担保するために、施設の設置及び維持管理に当たっての具体的な手段、方法等について都道府県知事が許可に付した条件に違反することをいうものであること。

- (5) 産業廃棄物処理施設の設置者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき（法第15条の3第1項第1号）

第2の2の(4)に準拠されたいこと。

- (6) 法第15条の2の7第3号（上記(3)）に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分（産業廃棄物処理施設に係る改善命令及び産業廃棄物処理施設の使用の停止命令）に違反したとき（法第15条の3第1項第2号）

第2の2の(5)及び第4の2の(3)に準拠されたいこと。

- (7) 不正の手段により法第15条第1項の許可又は第15条の2の6第1項の変更の許可を受けたとき（法第15条の3第1項第3号）

第2の2の(6)に準拠されたいこと。

3 手続

- (1) 違反行為等の事実の把握

第2の3の(1)に準拠されたいこと。

- (2) 聴聞又は弁明の機会の付与

施設の設置許可の取消し等の処分を行う場合は、行政手続法第13条に基づき、原則として聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならないが、処分が法第15条の2の7第1号に係る場合であって、行政手続法第13条第2項第3号に該当するときは、同項の規定によりこれらの手続は不要であること。その他は、第2の3の(2)に準拠されたいこと。

- (3) 処分内容の決定

違反行為に対する処分の内容としては、第2の3の(3)により、厳正に行うこと。

また、法第15条の2の7第1号に該当することをもって施設の使用停止を命じる場

合にあっては、施設の改善に通常必要と考えられる合理的な期間とすることが適当であること。なお、違反行為をしたこと又は欠格要件に該当することをもって業の許可が取り消された場合について、施設の維持管理を行わせることが必要であったとしても、施設の設置許可は取り消されるべきであり、維持管理については別途措置命令を発出するなどして対応されたいこと。

(4) 処分の通知、連絡

第2の3の(4)、(6)に準拠されたいこと。(連絡は別紙6、別紙7による。)

4 許可の取消しに伴う措置

産業廃棄物の最終処分場の設置の許可が取り消されたときは、当該許可を取り消された者又はその承継人(以下「旧設置者等」という。)は、法第15条の3の2第2項の規定に基づく最終処分場の廃止の確認を受けるまでの間、定期検査の受検、維持管理基準の遵守、維持管理計画及び維持管理の状況に関する情報の公表、維持管理に関する事項の記録及び閲覧、周辺地域への配慮、技術管理者の配置、事故時の措置の義務を負うとともに、改善命令、報告徴収及び立入検査の対象となること。

「承継人」とは、以下の①～③のいずれかに該当する者をいうこと。

- ① 第15条第1項の許可が取り消された産業廃棄物の最終処分場(以下「旧廃棄物最終処分場」という。)を譲り受け、又は借り受けた者
- ② 旧廃棄物最終処分場の設置者であった法人の合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該旧廃棄物最終処分場を承継した法人
- ③ 旧廃棄物最終処分場の設置者であった者について相続があったときの相続人

また、旧設置者等は、法第15条の3の2第2項の規定に基づき、あらかじめ当該最終処分場の状況が法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項に規定する技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができること。

第5 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の取消し等(法第12条の7)

1 趣旨

平成29年改正法により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例が措置された。これは、二以上の事業者の一体的な経営の基準及び処理を行う事業者の基準に適合することについて認定を受けた場合、当該二以上の事業者間の産業廃棄物の処理については、排出事業者責任の共有を前提として、当該処理を行う事業者が産業廃棄物処理業(特別管理産業廃棄物処理業を含む。以下第5において同じ。)の許可を受けないで一体のものとして行うことができるものである。したがって、不適正処理の防止の観点から、その認定基準に適合しないと判断されるなど、法が定める認定を取り消すことができる要件に該当するに至った場合には、当該場合に至るまでの間の行政指導の状況や不適正処理が行われる可能性等も踏まえ、認定を取り消されたいこと(法第12条の7第10項)。

2 要件

「認定を受けた者が同項各号のいずれかに適合しなくなると認めるとき」とは、二以上の事業者の一体的な経営の基準については、規則第8条の38の2に定める基準に適合しなくなることをいい、特に、当該二以上の事業者のうちいずれか一の事業者（以下「親法人」という。）の他の事業者（以下「子法人」という。）に係る議決権保有割合が3分の2を下回る状態になった場合又は親法人から議決権保有割合が3分の2から100%までの間の子法人の業務執行役員（これに準ずる者を含む。）を出向させていない場合には、認定基準に適合しておらず、法が定める認定を取り消すことができる要件に該当すること、また、本制度は親法人が子法人の経営への影響力を発揮することを通じて統括的な管理を行い、不適正処理を防止することが必要不可欠な制度であることから、認定基準への再適合の見込みがないと判断されれば、速やかに認定を取り消して差し支えないこと。また、処理を行う事業者の基準については、規則第8条の38の3に定める基準に適合しなくなることをいい、特に、当該処理を行う事業者が産業廃棄物処理業の許可を有し、かつ、当該処理業者として認定外の産業廃棄物の処理も行う場合に、認定内外の産業廃棄物をそれぞれ区分して処理するために必要な措置を講じていないこと、当該認定に係る産業廃棄物の処理を認定外の者に委託する場合に、当該二以上の事業者が共同して、受託者と委託契約を締結していない又は管理票を交付していないことなどが明らかとなったときは、行政指導等による改善を図りつつ、不適正処理が行われる可能性も見極めた上で、適時に認定の取消しについて判断されたいこと。その他処理を行う事業者の基準に係る事業の用に供する施設又は能力については第2の2の(2)に、欠格要件については第2の2の(4)に準拠されたいこと。

3 手続

第2の3に準拠されたいこと。ただし、違反行為等の事実の把握に当たっての報告徴収及び立入検査については、法第12条の7第4項の規定により、その対象は認定を受けた事業者全体に及ぶことに留意されたいこと、関係行政機関等への照会については、法第23条の5の規定も参考とされたいこと、関係都道府県との協議については、他の都道府県知事からも認定を受けている事業者の場合には、関係する都道府県と処分内容及び時期について十分に調整し、認定をした都道府県知事の間で齟齬が生じない対応となるよう留意されたいこと。また、処分の通知に当たっては、法第12条の7第1項の規定に基づき都道府県知事の認定を受けた事業者（以下「親子法人特例認定業者」という。）全員を一の事業者とみなして通知するとともに、処分の連絡に当たっては、別紙8のとおり対応されたいこと。

4 欠格要件該当による産業廃棄物処理業の許可の取消し等の影響

親子法人特例認定業者のうちいずれか一の事業者に関する産業廃棄物処理業の許可取消し等の欠格要件に係る規定（法第12の7第6項各号に掲げる規定）の適用につい

ては、当該親子法人特例認定業者のうち他の事業者もまた産業廃棄物処理業者等とみなして欠格要件該当性の判断の対象となることから、例えば、親子法人特例認定業者の中に欠格要件に該当した者がいた場合、当該親子法人特例認定業者のうち産業廃棄物処理業者の許可が取り消されるとともに、これを踏まえ法第 12 条の 7 第 10 項の規定に基づく当該認定の取消しがあったときは、当該親子法人特例認定業者のうち他の事業者も不利益処分を受けた者に該当し影響が及ぶこと。法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定等については、親子法人特例認定業者全体として欠格要件該当性の判断の対象となることに留意して対応されたいこと。

第 6 報告徴収（法第 18 条第 1 項）

1 趣旨

産業廃棄物の適正な処理を確保するため、都道府県知事は、排出事業者、処理を業とする者、産業廃棄物処理施設の設置者又はその他の関係者に対して、廃棄物の処理又は施設の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求めることができるものであり、これに対する報告拒否及び虚偽報告については罰則が適用されるなど法的効果を伴う処分であることから、これを積極的に活用されたいこと。そのため、報告を求める際には、相手方に対し、報告拒否あるいは虚偽報告に対しては刑罰が科され得ることを明示すること。

また、有害使用済機器についても、法第 17 条の 2 第 3 項の規定により準用されており、都道府県知事は、有害使用済機器又はその疑いのある物の保管又は処分を業とする者その他の関係者に対しても適用があることから、産業廃棄物と同様に対応されたいこと。

2 要件

(1) 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限りにおいては、排出事業者、処理を業とする者、産業廃棄物処理施設の設置者又はその他の関係者のいずれに対しても必要な報告を求めることができること。また、廃棄物であることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者に対しても、この報告を求めることができるところ、占有者において廃棄物でないと主張している物であっても、通常その物がどのように取り扱われているか（廃棄物として処理されているのが通例であるのか、有価物として取引されているのが通例であるのか）等により、社会通念に照らして廃棄物である可能性があると判断できる場合には、その物を「廃棄物であることの疑いのある物」と解し、報告徴収を実施して差し支えないこと。なお、「産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者」には、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に限らず、親子法人特例認定業者、環境大臣から認定を受けた再生利用認定業者や広域認定業者、規則第 9 条又は第 10 条の 3 に基づき業許可が不要とされている者はもとより、無許可業者も含まれること。なお、「その他の関係者」とは、廃棄物の不適正処理等の違反行為に関与しているものの自らは廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行っていない者を広く含むものであるが、具体的には、自

らの所有、管理若しくは占有する土地において不適正処理が行われることを承諾又は黙認するなどして積極的又は消極的に不適正処理に協力している土地の所有者、管理者若しくは占有者や、不適正処理を斡旋若しくは仲介したブローカー又は不適正処理を行った者に対して資金提供を行った者等が該当するものであること。

有害使用済機器については、この法律の施行に必要な限りにおいては、有害使用済機器保管等業者のみならず、規則第13条の2に基づき適正な有害使用済機器の保管又は処分を行うことができる者として届出不要とされている者、有害使用済機器であることの疑いのある物の保管又は処分を業として行う者に対しても報告徴収を実施することができること。また、その他の関係者として、産業廃棄物の上記の取扱いに準拠されたいこと。ただし、本制度が有害使用済機器の保管又は処分に係る規制であることを踏まえ、有害使用済機器になる前の機器を排出する者、有害使用済機器の運搬のみを行う事業者までを積極的に含めるものではないこと。有害使用済機器であることの疑いのある物には、廃棄物や、有価物であって使用を終了していないものが該当し得ること。

- (2) 報告徴収は、刑罰による間接強制によってその実効性を担保する制度であるから、報告を拒否された場合あるいは虚偽報告がなされた場合は、捜査機関と協議の上で告発を行うなど、厳正に対処すること。
- (3) 明示的あるいは黙示的に報告を拒否する場合のみならず、報告内容に著しい報告漏れがあるなど、意図的かつ実質的な報告の拒否と判断される場合には、報告拒否と扱って差し支えないこと。
- (4) 報告徴収は、都道府県知事が産業廃棄物の適正な処理を確認する上で必要不可欠な制度であるから、許可を受けた処理業者による報告拒否又は虚偽報告については、たとえ初めての違反であっても、その悪質性は高く、直ちに事業停止処分を課すのが相当であり、さらに度重なる報告拒否又は虚偽報告については、「情状が特に重いとき」に該当するものとして、業の許可を取り消すのが相当であること。
- (5) 親子法人特例認定業者については、法第12条の7第5項の規定により、当該親子法人特例認定業者が一の事業者とみなされることから、報告徴収の対象は、当該認定に係る産業廃棄物の処理を行う事業者に限定されず、親子法人特例認定業者のうち他の事業者も含まれること。また、親子法人特例認定業者の中で報告拒否又は虚偽報告があった場合には、その状況によっては当該行為を行った者が処罰の対象となり得ること。
- (6) 有害使用済機器に係る上記(2)及び(3)の適用については、それぞれの規定に準拠されたいこと。

第7 立入検査（法第19条第1項）

1 趣旨

産業廃棄物の適正な処理を確保するため、都道府県知事は、その職員に、排出事業者、処理を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両若しくは船舶その他の場所又は廃棄物処理施設のある土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物の処理又は施設

の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物を無償で収去させることができるとしたものであり、これに対する立入検査拒否、妨害及び忌避については罰則が適用されるなど法的効果を伴う処分であることから、これを積極的に活用されたいこと。そのため、立入検査を行う際には、相手方に対し、立入検査拒否、妨害又は忌避に対しては刑罰が科され得ることを明示すること。

また、有害使用済機器についても、法第17条の2第3項の規定により準用されており、有害使用済機器又はその疑いのある物の保管又は処分を業とする者その他の関係者に対しても適用があることから、産業廃棄物と同様に対応されたいこと。

2 要件

(1) 都道府県知事は、法の施行に必要な限りにおいては、その職員に、排出事業者、処理を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両若しくは船舶その他の場所又は廃棄物処理施設のある土地若しくは建物のいずれに対しても必要な立入検査を行わせることができること。また、廃棄物であることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者に対しても、この立入検査を実施することができるが、「廃棄物であることの疑いのある物」の解釈については、第6の2の(1)に準拠されたいこと。なお、「産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者」には、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に限らず、親子法人特例認定業者、環境大臣から認定を受けた再生利用認定業者や広域認定業者、規則第9条又は第10条の3に基づき業許可が不要とされている者はもとより無許可業者も含まれ、これらの者の「事業場」には、無許可業者による不法投棄の現場や無許可設置施設も含まれること。また、不法投棄の疑いが相当程度確実に予想される場合において、生活環境の保全を確保するため立入検査を実施する必要性が認められる場合には、当該土地は無許可処分業者の事業場又は無許可設置施設に該当し得ることから法第19条第1項を根拠に立ち入り、必要な検査を行って差し支えないこと。また、「その他の場所」とは、廃棄物の不適正処理等の違反行為に関する情報の把握や、関係者に対する行政処分等を行う上で立ち入る必要がある場所を広く含むものであるが、具体的には、例えば、コンテナ、航空機等が該当するものであること。また、有害使用済機器については、第6の2の(1)に準拠されたいこと。

(2) 都道府県知事はその職員に、立入検査を行わせることのできる事務所、事業場、車両若しくは船舶その他の場所又は廃棄物処理施設のある土地若しくは建物は、当該都道府県の区域内にあるものに限られないこと。なお、他の都道府県の区域内にある事務所等に立ち入る際、特にそれが許可を受けた処理業者に係る場合は、当該都道府県と事前に十分協議されたいこと。

また、親子法人特例認定業者については、複数の都道府県知事から認定を受けている場合も想定されるところ、上記と同様に対応されたいこと。この場合において、各都道府県知事の認定は、当該都道府県の区域内に関するものとなることから、基本的には当該都道府県の区域内にある事務所等がその対象となることに留意された

いこと。

- (3) 都道府県知事は、その職員に、廃棄物の処理又は施設の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させること、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物を無償で収去させることができること。なお、立入検査の目的を達成するために必要な限度で写真撮影を行うことも許されること。また、「帳簿書類」には、経理的基礎を判断するための貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、有価取引の真偽や事業支配の該当性を判断するための預金通帳、入出金伝票その他会計書類も含まれること。さらに、「その他の物件」には、えん堤、遮水シートなど廃棄物処理施設そのものも含まれ、「検査」としては、ボーリング調査や掘削調査も実施することができること。
- (4) 立入検査の権限は、相手方が拒否した場合にその抵抗を排除してまで実施することは許されないが、刑罰による間接強制により適正かつ円滑な立入検査の実施を確保するとする法の趣旨に照らし、この場合においては、第6の2の(2)に準拠して厳正に対処されたいこと。なお、検査を積極的に拒否する場合でなくとも、実質的に立入検査ができない状態を積極的に生じさせるなど実質的に拒否又は忌避に該当すると判断される場合には、検査拒否又は忌避と扱って差し支えないこと。また、従業者等による事実上の立入検査拒否、妨害又は忌避行為も処罰の対象になり得るものであることから、この場合も、捜査機関と協議の上で対応されたいこと。
- (5) 許可を受けた処理業者による立入検査の拒否、妨害又は忌避に対しては、第6の2の(4)に準拠して厳格な行政処分をもって対処されたいこと。
- (6) 親子法人特例認定業者については、法第12条の7第5項の規定により、当該親子法人特例認定業者を一の事業者とみなされることから、立入検査の対象は、当該認定に係る産業廃棄物の処理を行う事業者に限定されず、親子法人特例認定業者のうち他の事業者も含まれること。また、親子法人特例認定業者の中で立入検査の拒否、妨害又は忌避があった場合には、その状況によっては当該行為を行った者が処罰の対象となり得ること。
- (7) 有害使用済機器に係る上記(2)から(4)までの適用については、それぞれの事項に準拠されたいこと。

第8 改善命令（法第19条の3）

1 趣旨

都道府県知事は、法第12条第1項の産業廃棄物処理基準若しくは第12条の2第1項の特別管理産業廃棄物処理基準（以下単に「処理基準」という。）、法第12条第2項の産業廃棄物保管基準若しくは法第12条の2第2項の特別管理産業廃棄物保管基準（以下単に「保管基準」という。）又は法第17条の2第2項の有害使用済機器の保管及び処分の基準が適用される者により、これに適合しない処理が行われた場合には、その適正な処理の実施を確保するため、処理の方法の変更その他必要な措置を講ずるように命ずることができることから、これらの者による不適正な処理を把握した場合には、速やかに改善命令を行い、生活環境の保全上の支障の発生を未然に防止された

いこと。

なお、平成 29 年改正法により、法第 15 条の 2 の 5 の規定に基づき一般廃棄物処理施設として設置している産業廃棄物処理施設について、当該産業廃棄物処理施設・一般廃棄物処理施設の設置者に対する改善命令が可能である旨の明確化が図られている。

2 要件

- (1) 排出事業者については、保管基準に適合しない保管又は処理基準に適合しない産業廃棄物の収集、運搬（積替え又は保管を含む。）若しくは処分（保管を含む。）が行われた場合に改善命令の対象となること。
- (2) 処理業者については、処理基準に適合しない産業廃棄物の収集、運搬（積替え又は保管を含む。）又は処分（保管を含む。）が行われた場合に改善命令の対象となること。
- (3) 親子法人特例認定業者については、法第 12 条の 7 第 5 項の規定により、当該親子法人特例認定業者を一の事業者とみなして適用されることから、上記の排出事業者及び処理業者のいずれの場合も改善命令の対象となること。
- (4) 有害使用済機器保管等業者については、有害使用済機器の保管及び処分の基準に適合しない有害使用済機器の保管又は処分が行われた場合に改善命令の対象となること。

3 内容

- (1) 改善命令は、保管基準に適合しない保管又は処理基準に適合しない産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分が行われた場合に、再び違法な保管、収集、運搬又は処分が行われないようにするため、基準に適合するように保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他の措置を講ずるように命ずるものであること。
- (2) また、改善命令の具体的内容として処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合には、その状況に応じ当該産業廃棄物の処分をやり直す措置も含み得るものであるが、生活環境保全上の支障が発生し、又はそのおそれがあるときは措置命令によるべきものであること。
- (3) 改善命令の「期限」は、履行期限として、具体的に日をもって指定すること。また、改善命令発出後は、履行期限までに確実に履行されるように催告等を行うとともに、改善命令違反に対しては、捜査機関とも協議の上、直ちに告発を行う等厳正に対処すべきであり、改善命令が履行期限までに履行されないにもかかわらず、告発を行わないばかりか、催告等もせずに漫然と放置するようなことは決して許されるものでないこと。
- (4) 有害使用済機器に係る上記(1)から(3)までの適用については、それぞれの事項に準拠されたいこと。

4 手続

(1) 改善命令を行う場合は、行政手続法第13条第2項第3号により同条による聴聞又は弁明の機会の付与の手続は不要であること。

(2) 命令書の送達

命令書は、民事訴訟法第1編第5章第4節の規定を類推適用し、次に留意の上被処分者に確実に送達されたいこと。

- ① 法人である被処分者に命令書を送達する場合には、法人の代表者に対して行うのを原則とするが、代表者の所在が確知できないなど送達を実施することが困難な場合には、その他の役員に対して確実に送達を実施すること。
- ② 法人が破産宣告を受けた場合には破産管財人に、清算中の場合には清算人に対して送達を行うこと。
- ③ 被処分者に対して直接命令書を交付して送達できない場合には、被処分者と一定の関係にあり、かつ、送達の意義を理解し、命令書を被処分者に交付することが期待できる程度のわきまを有する者（以下「補充送達を受領資格者」という。）に命令書を交付して送達することができること。なお、この補充送達を行う場合には、交付した相手方と被処分者との関係を必ず確認し、相手方の受領印を求めると記録の作成に努めること。補充送達を受領資格者は、被処分者の使用人その他の従業者、同居者などであるが、「使用人その他の従業者」には、法人の営業所に勤務する事務員など被処分者に使用されている者も含まれること。また、「同居者」とは、被処分者と同一家屋内で生活を共にしている者をいうこと。
- ④ 被処分者又は補充送達を受領資格者が、受領を拒否した場合には、送達すべき場所の玄関内、郵便受箱等に命令書を置いて送達することができること。なお、この差置送達をする場合には、複数の職員でこれを実施し、送達された様子を写真撮影するなど記録の作成に努めること。
- ⑤ 補充送達又は差置送達により送達することが困難と認められるときは、命令書を被処分者の住所、居所、営業所又は事務所（以下「住所等」という。）にあてて配達証明郵便により送達することができること。また、被処分者の住所等が明らかでない場合には、送達すべき命令書の名称、被処分者の氏名又は名称及びいつでも命令書を交付すべき旨を都道府県又は被処分者の住所地の簡易裁判所の掲示場などに掲示することにより送達することができること。
- ⑥ 親子法人特例認定業者に命令書を送達する場合には、法第12条の7第5項の規定を踏まえ、認定を受けた事業者全員を一の事業者とみなして、当該認定を受けた事業者に対して命令書を送達すること（事業者ごとに個別に命令書を送達することは要しないこと。）。

第9 措置命令（法第19条の5）

1 趣旨

- (1) 都道府県知事は、処理基準又は保管基準（以下「処理基準等」という。）に適合しない産業廃棄物の処理が行われた場合において、生活環境の保全上の支障を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要な限度においてその支障の除去又は発生の防

止のために必要な措置を講ずるように命ずることができることから、これらの者による不適正な処分を把握した場合には、速やかに措置命令を行い、生活環境の保全上の支障の発生を防止し、又は除去されたいこと。なお、この場合において、処理基準等に違反する状態が継続している（不法投棄の場合であれば、廃棄物が投棄されたままの状態が継続している。）以上、いつでも必要に応じ措置命令を発出することができること。

また、有害使用済機器については、法第17条の2第3項の規定により、有害使用済機器の保管及び処分の基準に適合しない保管又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上の支障を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要な限度において産業廃棄物と同様に措置命令の対象となること。

- (2) 法第19条の5は、「命ずることができる」と規定されているところ、同条は生活環境の保全を図るため都道府県知事に与えられた権限を定める趣旨であるから、不適正処理された産業廃棄物又は有害使用済機器の種類、数量、これらによる生活環境の保全上の支障の程度、その発生の危険性など客観的事実から都道府県知事による措置命令の発出が必要であるにも関わらず、合理的な根拠がなく権限の行使を怠っている場合には、違法とされる余地があること。

2 要件

- (1) 生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき

- ① 「生活環境」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する「生活環境」と同義であり、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生育環境を含むものであること。また、「生活環境の保全」には当然に人の健康の保護も含まれること。
- ② 「おそれ」とは「危険」と同意義で、実害としての支障の生ずる可能性ないし蓋然性のある状態をいうこと。しかし、高度の蓋然性や切迫性までは要求されておらず、通常人をして支障の生ずるおそれがあると思わせるに相当な状態をもって足りること。
- ③ このように「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実に生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずることをいい、例えば、安定型産業廃棄物が道路、鉄道など公共用の区域や他人の所有地に飛散、流出するおそれがある場合、最終処分場以外の場所に埋め立てられた場合なども当然に対象となること。

- (2) 処分者等

- ① 措置命令の対象は、現に処理基準等に適合しない廃棄物の保管、収集、運搬又は処分を行った者（以下「処分者」という。）であって、処理基準等が適用される者であるか否かを問わないこと。なお、親子法人特例認定業者については、法第12条の7第5項の規定により、当該親子法人特例認定業者を一の事業者とみな

して適用されることから、認定を受けた事業者全員が措置命令の対象となること。

- ② 法第 19 条の 5 第 1 項第 1 号の「保管、収集、運搬又は処分を行った者」とは、まず第一に実際に不適正処理を行った個人をいい、不適正処理を直接行った従業者等は勿論、不適正処理を指示し、あるいはこれを黙認するなど帰責性の存する個人事業主等も当然含まれること。また、法人の場合は、不適正処理を指示した役員、不適正処理が行われていることを知りながらそれを阻止する措置を講じなかった役員、取締役会で不適正処理に係る決議に賛成又は異議をとどめない取締役等、不適正処理への関与が認められる役員等がこれに該当すること。次に、例えば、特定の役員に会社業務一切を任せきりにし、その者による業務執行に何ら注意を払わず、その結果それらの者による不適正処理を見逃ごすに至った場合の代表取締役のように、その職務を行うにつき悪意又は重過失があり、そのために不適正処理を招いたものと認められる取締役、監査役等の役員も「保管、収集、運搬又は処分を行った者」として措置命令の対象となり得ること。そして、不適正処理が法人又は個人事業主の従業者等によりその業務として行われた場合には、法人又はその個人事業主にもその責任を負わせるものであること。したがって、不適正処理が法人又は個人事業主の業務として行われた場合には、不適正処理を行った個人（従業者のほか、上記のとおり責任が認められる法人の役員等も含む。）と、法人又は個人事業主の双方に措置命令が行い得ること。なお、法人又は個人事業主の業務として行われた場合とは、従業者の行為が事業主の本来の業務内容の一部をなす場合のほか、その行為の経過、状況、その行為がもたらす効果、従業者の意思、地位などの諸事情に照らし、その行為が事業主の業務活動の一環として行われたと判断される場合をいうこと。また、措置命令の時点では法人の役員を辞任していた者についても、不適正処理がなされた当時に個人としてこれに関与していた場合は勿論、役員在任当時、職務を行うにつき悪意又は重過失が認められ、そのために不適正処理を招いたものと認められるのであれば、措置命令の対象者に該当し得ること。
- ③ 措置命令の対象者たる法人につき解散手続が開始された場合であっても、清算手続又は破産手続が終了するまで当該法人は存続するものであるから、当該法人は措置命令の対象者となり得ること。また、当該法人の解散後も引き続き個人の責任追及を行うこと。
- ④ 法第 19 条の 5 第 1 項第 4 号に該当する元請業者とは、法第 21 条の 3 第 2 項に規定する下請負人が法第 19 条の 5 第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に該当する場合であって、その廃棄物の処理について当該下請負人又はそれ以外の者に委託基準に基づき委託をしていないときにおける法第 21 条の 3 第 1 項に規定する元請業者をいうこと。したがって、元請業者がその廃棄物の処理を下請負人又はそれ以外の者に委託基準に基づき委託していた場合以外の場合において、その下請負人が法第 19 条の 5 第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に該当していたときは、当該元請業者は措置命令の対象になること。
- ⑤ 法第 19 条の 5 第 1 項第 5 号に該当する者には、不法投棄等の不適正処理を斡旋

又は仲介したブローカーやこれを知りつつ土地を提供するなどした土地所有者（後記4の(1)②参照）、無許可業者の事業場まで廃棄物を運搬した者、無許可業者に対して資金提供を行っていた者など、他人の不適正処理に関与した者が広く含まれるものであること。なお、同号にいう「当該処分等をする事」とは、一定の作為が行われたことのみを指すものではなく、行為者の作為又は不作為により、処理基準等に違反する状態が継続していることを含む概念であることから、処理状況を知りつつ土地を購入し特段の理由なく違反状態を認容・放置した者など、処理基準等違反の状態を容易にし、又は継続した者も「当該処分等をした者又は当該処分等をする事を助けた者」に該当し得ること。

- ⑥ 法第19条の5の措置命令の対象者が複数存する場合において、法は、措置命令を発出する順位について特段の定めを置いておらず、必ずしも不適正処理を実行した者に対する措置命令を先行させなければならないものではないこと。したがって、不適正処理を実行した者が所在不明になっている場合であっても、委託基準違反等違法性が認められる排出事業者、処理業者等に対しては積極的に措置命令を発出すべきものであること。
- ⑦ 有害使用済機器に係る上記①から③まで並びに⑤及び⑥の適用については、それぞれの事項に準拠されたいこと。ただし、有害使用済機器になる前の機器を排出する者及び有害使用済機器の運搬のみを行う事業者については、法第19条の5第1項第5号に該当する場合に、措置命令の対象となり得ること。

(3) 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から最終処分に至るまでの一連の処理の行程

中間処理後の産業廃棄物が不適正処理された場合にあっては、中間処理前の事業活動に伴って生じた段階から中間処理後の不適正処理された段階までの一連の処理をいうものであること。

(4) 改善命令との関係

処理基準等は、生活環境の保全上支障が生じないように、廃棄物の処理についてのあるべき基準を定めたものであり、これに適合しない処理が行われた場合には、具体的な状況のいかんによって、生活環境の保全上の支障を生じ、又は生ずるおそれがあるといえるものであること。改善命令は、この具体的な状況のいかんによって発生しかねない抽象的な危険を避けるため、処理基準等に適合するように処理の方法の変更その他の措置を講ずるように命ずるものであること。これに対し、措置命令は、廃棄物の処理が基準に適合しないで行われた場合に、現に発生した支障を除去するための措置を講ずるように命じ、又は支障を生ずるおそれという具体的な危険を避けるため、支障の発生を防止するための措置を講ずるように命ずるものであること。

また、有害使用済機器についてもこれと同様であること。

3 内容

- (1) 措置命令は「必要な限度において」とされており、支障の程度及び状況に応じ、

その支障を除去し又は発生を防止するために必要であり、かつ経済的にも技術的にも最も合理的な手段を選択して措置を講ずるように命じなくてはならないこと。具体的には、例えば、最終処分場において、浸出液により公共の水域を汚染するおそれが生じている場合には、遮蔽工事や浸出液処理施設の維持管理によって支障の発生を防止できるときは、まずその措置を講ずるように命ずるべきであって、これらの方法によっては支障の発生を防止できないときに初めて、処分された廃棄物の撤去を命ずるべきであること。

- (2) 多数の排出事業者や処理業者が関わる不法投棄事案のように、現場に不適正処理された廃棄物が多数混在している場合において、そのうちの一部の廃棄物に係る排出事業者等に対して当該廃棄物に起因する支障の除去等を求める措置命令を発出するに当たっては、その混在している廃棄物のうちのどの部分が当該排出事業者によって排出された廃棄物であるかまでを特定することは必要でなく、当該現場のいずれかに当該廃棄物が含まれていることさえ特定できれば足りるものであること。
- (3) 措置命令の「期限」及び措置命令違反への対応については、第8の3の(3)に準拠されたいこと。なお、履行期限までの履行を確実なものとするために、措置命令とは別に、履行期限までに支障の除去等の措置を講ずるため明らかにこれに着手しなければならない日を着手の期限として定めることも差し支えないこと（第12の2の(1)参照）。
- (4) 有害使用済機器に係る上記(1)から(3)までの適用については、それぞれの事項に準拠されたいこと。

4 手続

(1) 事実の認定

- ① 有価物と称する廃棄物の不適正処理については、第1の4の(2)、平成13年11月29日付け環産第513号当職通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用上の疑義について」等に照らして廃棄物に該当するか否かを判断されたいこと。なお、平成22年改正法により、処理基準等に適合しない産業廃棄物の保管、収集又は運搬についても措置命令の対象となったことから、保管と称する廃棄物の野積みについて、当該保管と称する野積みが保管であるか処分であるかにかかわらず、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、措置命令の対象となること。なお、廃棄物について有価物と称して不適正処理をしている者に対して措置命令を行う場合には、事前に当該有価物と称する物は廃棄物であることを指導し、その指導を行った旨の記録を作成しておくこと。
- ② 土地所有者が自己の土地でなされた不法投棄に関して当該事実を認識し、若しくは認識し得たと認めるか否かについては、土地の賃料（土地を賃貸する際に通常の相場に比して著しく高い賃料を得ていたか否か。）、相手方の人物に対する認識（土地を賃貸する相手方が廃棄物処理業者など廃棄物の処理に携わる者であることを認識していたか否か。認識していた場合には、土地が何らかの点で廃棄物に関連して使用されることを承知していたものと考えられること。）又は廃棄

物が搬入された際の対応（最初に廃棄物が搬入されたことを知った際に撤去を求める等の対応をしていたか否か。）などを勘案して判断されたいこと。

③ その他、第2の3の(1)に準拠されたいこと。

- (2) 措置命令を行う場合で、公益上、緊急を要する場合は、行政手続法第13条第2項第1号により同条による聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執らないことも可能であること。
- (3) 命令書の送達は、第8の4の(2)に準拠されたいこと。なお、被処分者が逮捕、勾留その他の処分により収容されている場合には、民事訴訟法第102条第3項の在監者に対する送達の規定を類推適用して刑事施設の長に命令書を送達されたいこと（第2の3の(2)①参照）。
- (4) 措置命令の被命令者が、当該命令の履行として実施する廃棄物の処理については、たとえその者が廃棄物処理業の許可を有しない場合であっても、無許可営業罪に該当するものではないと解されること。したがって、措置命令を効率的に履行させる必要があるなどやむを得ない場合には、業の許可が取り消された被命令者につき、当該命令の内容に従って自ら廃棄物の処理を行わせることも許容されるものであること。ただし、措置命令の被命令者は、不適正処理を行ったために措置命令の発出を受けるに至ったものであることにかんがみ、被命令者が自ら行う廃棄物の処理によって新たな不適正処理を招くような事態がないよう、被命令者自身に廃棄物の処理を行わせる場合には、措置命令を発した都道府県において徹底した監視、指導等を行うべきことは当然であること。特に、当該廃棄物の処理に他の都道府県等が関わる場合には、あらかじめ当該他の都道府県等に十分な説明を行い、その理解を得た上で実施させるなど、慎重に対応すること。
- (5) 有害使用済機器に係る上記(1)から(4)までの適用については、それぞれの事項に準拠されたいこと。

第10 排出事業者等に対する措置命令（法第19条の6）

1 趣旨

排出事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら適正に処理するものとする「排出事業者の処理責任」を負っており（法第3条第1項及び第11条第1項）、その処理を許可業者等に委託したとしても、その責任は免じられるものではなく、これを踏まえ、排出事業者が産業廃棄物の発生から最終処分に至るまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるとの注意義務に違反した場合には、委託基準や管理票に係る義務等に何ら違反しない場合であっても一定の要件の下に排出事業者を措置命令の対象とすることとしたものであること。依然として不法投棄等の不適正処理案件が多発する中、処分者等の資力が不十分なこと等により、その支障の除去等が最終的に都道府県の負担や廃棄物関係団体等の自主的な協力により行われている事態がみられるが、これを放置しておくことは排出事業者責任の形骸化にもつながることから、この命令を積極的に活用すべきであること。

なお、産業廃棄物処理業の許可とは、社会公共の安全及び秩序を維持するという消

極的観点から行われる許可（いわゆる「警察許可」）であり、許可申請者が、適正な処理を行い得る客観的能力等を有する者であることを確保する観点から定められた一定の要件に合致すれば、都道府県知事は、許可を付与しなければならないこととされている。したがって、産業廃棄物処理業の許可制度は、実際に許可を受けた者が適正に処理を行うことまで保証するものではなく、許可業者に対する処理委託が排出事業者の責任を免ずるものではないことに十分に留意されたいこと。また、日頃から機会を捉えて、排出事業者に対して、信頼に値する処理業者であるか否かについては最終的には排出事業者自身の責任において見極める必要があることを周知徹底するよう努められたいこと。

2 要件

(1) 排出事業者等

法第 19 条の 6 の措置命令の対象となる「排出事業者等」とは、中間処理後の産業廃棄物が不適正処理された場合にあつては、中間処理前に当該産業廃棄物を事業活動に伴って生じた排出事業者及び当該産業廃棄物を中間処理した中間処理業者をいい、事業活動に伴って生じた段階から不適正処理された段階までの一連の処分を行った者であつて、法第 19 条の 5 の措置命令の対象となる者を除くものをいうこと。なお、親子法人特例認定業者については、法第 12 条の 7 第 5 項の規定により、当該親子法人特例認定業者を一の事業者とみなして適用されることから、認定を受けた事業者全員が措置命令の対象となること。

(2) 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによっては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき（法第 19 条の 6 第 1 項第 1 号）

処分者等に資力がないこと、措置命令を行う行政庁に過失がなく処分者等を確知できないことなどの事情から支障の除去等の措置の確実な実施が客観的に期待できない場合をいい、処分者等が措置命令に従わないが、代執行により資力のある処分者等の費用負担により支障の除去等の措置が講じられる場合は含まれないこと。

また、「処分者等」に該当する者を判断する際には、排出事業者が排出した廃棄物ごとに確定すべきものであること。この点に関し、多数の排出事業者や処理業者が関わる不適正処理事案では、不適正処理された廃棄物が混在するため、当該現場の全ての廃棄物に係る「処分者等」による支障の除去等の可能性を判断しない限り、法第 19 条の 6 第 1 項の措置命令が発出できないかのように解されている向きがあるが、この場合も、排出事業者が排出した廃棄物ごとに「処分者等」を確定すれば足りること。したがって、ある排出事業者が排出した廃棄物が不適正処理されるまでの一連の行程が解明されており、この行程に係る「処分者等」によっては当該廃棄物による支障の除去等の措置の実施が困難なことさえ客観的に明らかになれば、直ちに、注意義務違反が認められる当該排出事業者に対して同項の措置命令を発出し得ること。この場合、不適正処理現場に係るその余の「処分者等」の存否等を問題にする余地はないこと。なお、現場に廃棄物が混在している場合の特定については、

第9の3の(2)に準拠されたいこと。

(3) 排出事業者等が当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該処理が行われることを知り、又は知ることができたときその他第12条第7項、第12条の2第7項及び第15条の4の3第3項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき（同条第1項第2号）

① 「適正な対価を負担していないとき」とは、不適正処理された産業廃棄物（中間処理後の産業廃棄物にあつては事業活動に伴って生じた段階からのすべての産業廃棄物）を一般的に行われている方法で処理するために必要とされる処理料金からみて著しく低廉な料金で委託すること（実質的に著しく低廉な処理費用を負担している場合を含む。）をいうものであること。

「適正な対価」であるか否かを判断するに当たっては、まずは都道府県において、可能な範囲内でその地域における当該産業廃棄物の一般的な処理料金の範囲を客観的に把握すること。そして、その処理料金の半値程度又はそれを下回るような料金で処理委託を行っている排出事業者については、当該料金に合理性があることを排出事業者において示すことができない限りは、「適正な対価を負担していないとき」に該当するものと解して差し支えないこと。なお、当該処理料金の半値程度よりも高額な料金で処理委託をした場合においても、これに該当する可能性があることは言うまでもないことから、排出事業者が一般的な料金よりも安い価格で委託しても適正処理がなされると判断した理由について、随時報告徴収を実施するなどして把握するように努めること。

② 「当該収集、運搬又は処分が行われることを知り」とは、排出事業者等において当該不適正処理が行われることの認識予見があること、「知ることができたとき」とは、排出事業者等において、一般通常人の注意を払っていれば当該不適正処理が行われることを知り得たと認められる場合をいうこと。後者の例としては、処理業者が、過剰保管等を理由として改善命令等の行政処分を受け、又は不適正処理を行ったものとして行政の廃棄物部局による立入検査等を受け若しくは周辺住民から訴訟を提起されるなど、不適正処理が行われる可能性が客観的に認められる状況があつたにもかかわらず、排出事業者がその状況等について問い合わせや現場確認などの調査行動を何ら講じることなく、当該業者に対して処理委託を行い、又は継続中の処理委託契約について解約等の措置を講じず、結果的に生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれが生ずるに至った場合が該当すること。なお、排出事業者が何らかの調査行動を講じながらも当該処理業者に処理委託を行った場合に、排出事業者において、不適正処理が行われないものと判断したことに正当な理由があつたことを示すことができない場合も、これに該当するものと解して差し支えないこと。

③ 「その他第12条第7項、第12条の2第7項及び第15条の4の3第3項の規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき」としては、例えば、委託先の選定に当たって、合理的な理由なく、適正な処理料金か否かを把握するための措置（例えば、複数の処理業者に見積もりをと

ること)、不適正処理を行うおそれのある産業廃棄物処理業者でないかを把握するための措置(例えば、最終処分場の残余容量の把握、中間処理業者と最終処分業者の委託契約書の確認、処理実績や処理施設の現況確認、改善命令等を受けている場合にはその履行状況の確認)等の最終処分までの一連の処理が適正に行われるために講ずべき措置を講じていない場合が該当すること。

ここで例示している措置については、必ずしも全てを講じることが求められるものではないが、相当の長期間にわたって定期的に処理委託を行っている者、多量の廃棄物の処理委託を行っている者に該当する場合には、合理的な理由がない限り、それらの措置について何らかの形で講じていることが期待されるものであること。

なお、法第12条第7項又は第12条の2第7項の規定によるその産業廃棄物の委託先での処理の状況に関する確認を行っていない排出事業者及び中間処理業者については、「排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき」に該当する可能性があること。

また、平成23年4月から開始された優良産廃処理業者認定制度において、都道府県知事により産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として認められた産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の処理状況や、産業廃棄物処理施設の維持管理の状況など、産業廃棄物の処理に関する情報を公表することとされているところであるが、排出事業者等が、これらの情報を十分に比較、吟味した上でその産業廃棄物の処理の委託先を選定している場合には、前述の注意義務の履行に関する一つの要素として考慮できること。逆に、これらの措置を行わず委託先の選定を行う場合には、他の手段を講ずることにより注意義務を果たすべきことが求められること。

3 内容

法第19条の6第1項の措置命令は、相当な範囲内において支障の除去等の措置を講じることができるものであり、「相当な範囲」とは、不適正処理された産業廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて、通常予想される生活環境保全上の支障の除去に限定する趣旨であって、複合汚染や二次汚染など通常予想し得ない支障は、これに含まれないこと。

4 手続

第9の4に準拠されたいこと

第11 事業の廃止等についての措置命令の規定の準用(法第19条の10第2項)

1 趣旨

平成29年改正法により、都道府県知事は、法第14条の2第3項において読み替えて準用する第7条の2第3項の規定により事業を廃止した者、法第14条の3の2第1項の規定により産業廃棄物処理業の許可を取り消された者等(以下「旧許可業者等」

という。)が処理基準に適合しない産業廃棄物の保管を行っていると同認められる場合には、その適正な保管の実施を確保するため、処理基準に従って当該産業廃棄物の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとなった。これは、旧許可業者等は事業の用に供していた施設等の中に残置された産業廃棄物を適正に保管すべきであるが、旧許可業者等には処理基準が適用されず改善命令の対象ではないことに加え、また少なくとも生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあるといえる状態でなければ法第 19 条の 5 の措置命令の対象にならないことから、強制力のない行政指導によらざるを得なかったことへの対応を図るための措置である。旧許可業者等による不適正な産業廃棄物の保管を把握した場合には、速やかに当該規定による命令（以下「保管等に係る命令」という。）を行い、生活環境の保全上の支障の発生を未然に防止されたいこと。

2 要件

- (1) 「保管を行っていると同認められるとき」とは、保管している蓋然性が高いと判断できる場合等が該当すること。
- (2) 「保管をすることその他必要な措置」とは、旧許可業者等が処理基準に適合した方法で保管することに加え、中間処理前であれば排出事業者に働きかけ、速やかに新たな処理業者と契約することを促すこと（旧許可業者等は、排出事業者に対し処理困難通知を発出することとされ、排出事業者は当該通知を受けた場合、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講ずるなどの対応をすることとなる（下記 3 の (2) 参照）。）、中間処理後であれば当該処理後の産業廃棄物の最終処分業者等を速やかに選定し契約すること等が考えられること。なお、保管等に係る命令は、あくまで適正な保管を担保する趣旨であり、自ら処分をすることまでは求めるものではないこと。
- (3) 保管等に係る命令の対象は、法第 19 条の 10 第 2 項各号に規定する旧許可業者等であること。保管量の取扱いについては、許可取消し等の前時点の処理能力が基本であり、保管量上限を超過している状況であれば、「その他必要な措置」として速やかに (2) により対応すること又は法第 19 条の 5 の措置命令により対応すること。なお、産業廃棄物処理業の許可を受けないで業として行った収集若しくは運搬又は処分に係る保管量の取扱いについては、少なくとも当該保管等に係る命令の発出時に現に保管している量以上に廃棄物を増やすことは許容されず、また、現に保管している廃棄物が保管場所から外部に飛散流出等する可能性がある状態の場合は、「その他必要な措置」として速やかに (2) により飛散流出等の可能性がない状態にまで保管量を減らすこと又は法第 19 条の 5 の措置命令により対応し、保管量上限の基準となる処理能力が明らかでないことをもって保管量上限を 0 とすることは保管等に係る命令の趣旨に照らして適当ではないこと。
- (4) 保管等に係る命令の対象となる法人につき解散手続が開始された場合は、第 9 の 2 の (2) ③ に準拠されたいこと。

3 内容

- (1) 平成 29 年改正法の趣旨を踏まえ、改善命令を発出するために許可取消処分を控えるのではなく、速やかに許可取消処分をした上で、保管等に係る命令により対応されたいこと。また、現に生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、保管等に係る命令によることなく法第 19 条の 5 の措置命令により対応されたいこと。
- (2) 平成 29 年改正法により、産業廃棄物処理業者が事業を廃止したとき又は許可を取り消されたときにおいて、処理が終了していない産業廃棄物がある場合、当該処理を委託した者に対してその旨を通知するいわゆる処理困難通知が法律上明記された（法第 14 条の 2 第 4 項等）。排出事業者は、当該通知を受けた場合には、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講ずるなどの対応をすることとなる（法第 12 条の 3 第 8 項等）。旧許可業者等及び排出事業者が、これらの規定に従って対応することで、残置された廃棄物の撤去につながるものである点に留意されたいこと。このため、保管等に係る命令と併せて、必要に応じ、排出事業者等に対して必要な措置を講ずるよう指導されたいこと。
- (3) 保管等に係る命令に従わない場合等の命令違反には罰則が適用されること。旧許可業者等は、既に許可が取り消されるなどしており経営面の課題もあって処理基準の遵守が難しい場合や、単に意思を有していない場合等が考えられ、新たな不適正処理を招くような事態が生じないよう留意する必要があるとともに、命令違反行為は、いずれにせよ処罰の対象になり得ることから、厳正に対処すること。

4 手続

- (1) 保管等に係る命令は、産業廃棄物処理業の許可の取消し等の後、遅滞なく命令を発出することに意味があるため、都道府県知事が行う当該許可の取消し等の処分に応じた場合は、併行して保管等に係る命令の準備をしておくことが重要であること。また、関連して、報告徴収又は立入検査を行い、客観的な事実関係を把握するよう努めることが望ましいこと。
- (2) 保管等に係る命令を行う場合は、行政手続法第 13 条第 2 項第 3 号により同条による聴聞又は弁明の機会の付与の手続は不要であること。
- (3) 命令書に記載する履行期限は、残置された廃棄物の量等を踏まえ、目安を記載することとし、必ずしも具体的な日を指定することまでは要しないこと。
- (4) 上記のほか、第 8 の 4 に準拠されたいこと。

第 12 生活環境の保全上の支障の除去等の措置（法第 19 条の 8）

1 趣旨

処理基準等に適合しない産業廃棄物の処理が行われた場合に速やかな代執行の実施による生活環境の保全を図るため、措置命令を受けた処分者等がこれを履行しないときのほか、措置命令を行うべき処分者等を確知することができないとき又は措置命令を行ういとまがないときに、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の特例として、簡易迅速な手続により代執行を行うことを可能とするものであり、積極的に活用され

たいこと。なお、「都道府県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。」と規定されているとおり、不適正処理の原因者等に対して命じられる支障の除去等の措置の内容と、公費を投入して行われる代執行における支障の除去等の措置の内容とでは自ずから差異があり得るのであり、措置命令を発出した事案において代執行をどこまで実施するかは、不適正処理された産業廃棄物の種類、数量、これに起因する生活環境の保全上の支障の程度、その発生の危険性等の客観的事情を総合勘案し、都道府県知事の判断により決定されるものであること。したがって、都道府県知事は、個々の事案における生活環境の保全上の支障の程度等に応じ、優先順位をつけた上で計画的かつ合理的に対応すればよいのであり、公費の投入を避けようとするがあまりに原因者等に対する措置命令の発出それ自体を躊躇^{ちゅうちよ}するという運用は、決して行うべきではないこと。もっとも、合理的根拠なくして、当該事案の客観的事情から必要とされる代執行の実施を怠る場合には、裁量を逸脱したものとして違法とされる余地があること。特に人の健康の保護等に関わる場合には、行政代執行法の特例を定めた趣旨にかんがみ、躊躇^{ちゅうちよ}することなく速やかに必要な代執行を実施すること。

なお、有害使用済機器については、法第 19 条の 8 の規定は準用されていないところ、代執行の実施による生活環境の保全を図る必要が生じた場合は、個別具体の事案に応じ、廃棄物該当性の判断を行い廃棄物として代執行を実施すること又は有害使用済機器として行政代執行法による代執行を実施することになること。

2 要件

- (1) 法第 19 条の 8 第 1 項第 1 号又は第 3 号の「講ずる見込みがないとき」とは、法第 19 条の 5 第 1 項又は第 19 条の 6 第 1 項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた者が、措置を講じないとする意思を明確に表示していること、措置を講ずるに足りる経理的基礎がないことなど、履行期限までに措置が講じられないことが客観的に明らかな場合をいうものであること。なお、措置命令とは別に、履行期限までに支障の除去等の措置を講ずるため明らかにこれに着手しなければならない日を定めた場合において、当該期限を経過しても処分者等が着手しないときは、処分者等の意思を明確に表示させる等により「講ずる見込みがないとき」の該当性を遅滞なく判断すること。
- (2) 法第 19 条の 8 第 1 項第 2 号の「過失がなくして」とは、処分者等を確知するために通常必要とされる行政調査を実施したこと又は実施しても確知できないことが明らかであることをいうものであること。

なお、大規模な不法投棄事案において、関与者が多数存在する場合に、調査活動等により、処分者等のうち一部は確認できたが、その余の処分者等がいまだ確知できないことがあり得るが、このような場合には、不適正処理に関与した者に対しては広く責任を追求するものとする法の趣旨にかんがみ、処分者等に対しては、法第 19 条の 5 第 1 項に基づいて措置命令を発出し、原状回復義務を課するとともに、その余の処分者等に対する代執行費用の徴収権を確保するため、法第 19 条の 8 第 1 項

第2号に基づく公告を行った上で代執行を行って差し支えないこと。

- (3) 法第19条の8第1項第4号の「いとまがないとき」とは、不適正処理された廃棄物が河川へ流出し、又は地下水へ浸透している場合や蚊、はえ、ねずみ等の害虫等の発生が差し迫っているような著しく不衛生な状況下において大量の廃棄物が放置されている場合など、直ちに支障の除去等の措置を講じなければ、重大な生活環境の保全上の支障を生ずるおそれがあり、かつ措置命令を発出し処分者等又は排出事業者が履行期限までに支障の除去等の措置を講ずることを待っては、その重大な生活環境の保全上の支障を取り除くこと又は発生を防止することが困難になる場合をいうこと。

なお、大規模な不法投棄事案において、調査活動等により、処分者等及び排出事業者（以下「責任者」という。）の一部が確認できたため、法第19条の5第1項に基づき措置命令を発出したものの、すべての責任者を割り出すのに多くの時間を要し、その間に緊急の措置を講じなければ回復困難な生活環境の保全上の支障を生ずるおそれが生じたため、法第19条の8第1項第4号に基づき代執行を行った場合には、同条第2項又は第4項に基づき措置命令を発出した者についてはもとより、その後判明した責任者に対しても、代執行費用の徴収を行って差し支えないこと。

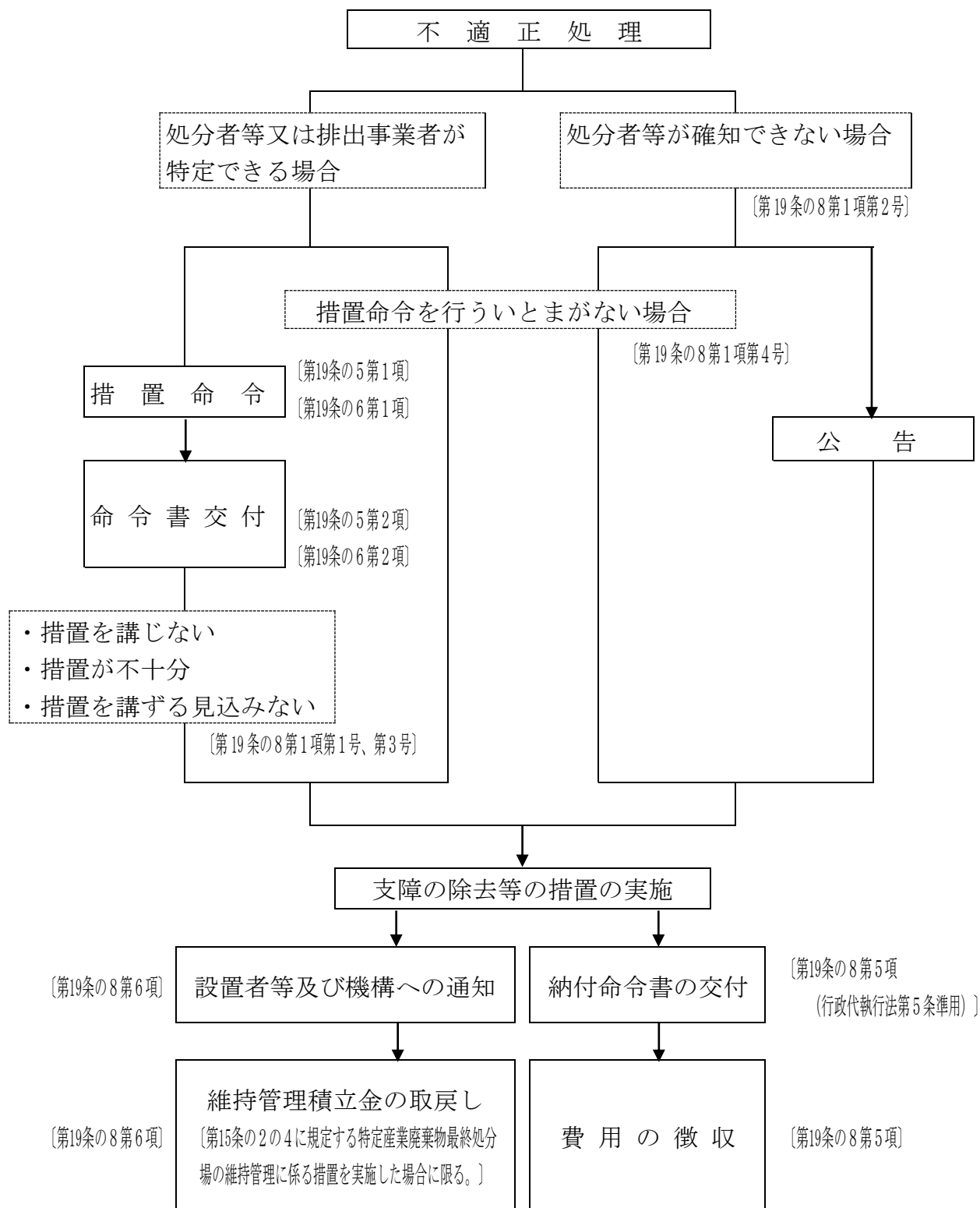
- (4) 親子法人特例認定業者については、法第12条の7第5項の規定により、当該親子法人特例認定業者を一の事業者とみなして適用されることから、認定を受けた事業者全員が対象となること。

3 手続

- (1) 措置命令書には、規則第15条の2により支障の除去等の措置の全部又は一部を都道府県知事が自ら講ずることがある旨及び当該支障の除去等の措置に要した費用の徴収をすることがある旨など、行政代執行法の手続における文書による戒告、代執行令書による通知に代える要件を必ず記載して交付すること。
- (2) 処分者等を確知することができないときの「公告」は、都道府県の公報誌に掲載すること、都道府県の公報用の掲示板に掲示すること、代執行を実施する場所に掲示板を立てることなどの方法により行って差し支えないこと。
- (3) 公告する場合における「相当の期限」は、処分者等に代執行が実施される旨を了知させるために必要な期限をいうが、具体的な期限は、支障の除去等の措置を講ずべき切迫性に応じて必要な期限を定めて差し支えないこと。
- (4) 法第19条の8第5項において、費用の徴収については行政代執行法第5条の規定が準用されることから、支障の除去等の措置に要した費用の額及び納期日を定めて、その措置を講ずべきことを命ぜられ、又は命ずべき処分者等若しくは排出事業者等に対して納付命令書を交付すること。これらの者が複数存在する場合には、連帯納付義務を負わせるために納付命令書に連名で記載し、それぞれに対して交付すること。
- (5) 法第19条の8第5項において、費用の徴収については行政代執行法第6条の規定が準用され、また、同条において、代執行に要した費用は国税滞納処分の例により

これを徴収することができることとされていることから、支障の除去等の措置に要した費用の徴収については、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第5章の規定に従って行うことができること。したがって、差押え、質問検査、搜索などの強力な権限行使が可能であることから、これらの手続に精通している都道府県税徴収担当部局の協力を得るなどして効果的に費用の徴収を行われたいこと。

- (6) 平成22年改正法により、都道府県知事が法第19条の8第1項の規定により、自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講じた場合において、当該措置が法第15条の2の4に規定する特定産業廃棄物最終処分場の維持管理に係るものであるときは、都道府県知事は、当該維持管理の費用に充てるため、当該特定産業廃棄物最終処分場について積み立てられた維持管理積立金を取り戻すことができることとなったこと。
- (7) なお、生活環境の保全上の支障の除去等の措置のフロー図は次頁のとおり。ただし、有害使用済機器については、法第19条の5第1項（第2号から第4号までを除く。）及び第2項の規定が準用されることに留意するとともに、その代執行については、第12の1を参照すること。



第13 公表

排出事業者が適正な処理業者に処理委託できるよう、行政処分（取消処分、停止処分、改善命令及び措置命令）を発出した場合には、その内容を積極的に公表されたいこと。この場合、処理業者等から非公開を条件として提供された情報などと異なり、処理業者や無許可業者に対し行政処分を行った旨の情報は、排出事業者に対する情報提供を目的として、特段の法令上の根拠がなくとも公表することが可能であること。公表する内容としては、少なくとも被処分者及び命令の内容が必要であるが、その詳細については、都道府県等が制定する個人情報保護条例等に抵触しない範囲で判断されたいこと。公表の手段としては、行政処分を行った時点で速やかにホームページ等を用いて一定期間公表することが考えられるが、具体的な手法については情報の迅速性や排出事業者にとっての簡便性を考慮した上で各都道府県で判断されたいこと。なお、改善命令及び措置命令については、命令内容の履行がなされた場合にはその旨も公表することが望ましいこと。

なお、有害使用済機器についても産業廃棄物と同様に対応されたいこと。

第14 刑事告発

1 一般的留意事項

- (1) 刑事訴訟法第239条第2項において、官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨規定されている趣旨を踏まえ、違反行為については積極的に告発を行われたいこと。
- (2) 告発に当たっては、違反行為者の氏名又は名称、違反行為の日時（少なくとも何年何月ころ）、違反行為の対象となった廃棄物又は有害使用済機器の種類及び数量、周辺的生活環境への影響、周辺住民からの苦情、違反行為の回数（少なくとも何年何月から何年何月にかけておよそ何回）、違反行為者への過去の指導状況などについて疎明資料をもってできる限り明らかにされたいこと。なお、告発に係る手続を円滑に進めるためにも、告発を行う前には、告発対象となる違反行為の内容等について捜査機関と十分に協議する必要があること。
- (3) 違反行為者が逮捕されるなど刑事手続の対象となることにより原状回復が困難になるものと考えて告発を控える事案が散見されるが、違反行為について検察官に送致されたり公訴が提起された場合には、情状の酌量を求めるために原状回復を図る事例も見受けられることから、積極的に告発を行われたいこと。この場合、措置命令や納付命令書の交付は、遅くとも公判手続の段階までに行うなど速やかにかつ効果的にその履行が期待できる時期に実施されたいこと。
- (4) 刑事手続の過程において原状回復が行われる事例も見受けられることにかんがみ、告発の有無を問わず、原状回復等の事後処理が必要となる違反行為に関する刑事手続が進行している場合は、都道府県としてこれを傍観するのではなく、都道府県警察、海上保安庁等はもとより、事件を担当する検察官とも連携を密にし、これら捜査機関の理解と協力を得た上で、違反行為者等による原状回復が促進されるように努めること。そのためにも早期の段階から捜査機関に情報提供を行うなどして

連携を密にすることが重要であること。

2 その他の留意事項

(1) 不法焼却、同未遂

- ① 廃棄物に点火している状況、廃棄物が燃焼している状況、燃焼している廃棄物に更に廃棄物を投入している状況などが写真やビデオテープに撮影されていることが望ましいこと。
- ② 行為者が廃棄物を燃焼させるべく、焼却行為に着手した時点で、不法焼却の実行の着手があったものとして、不法焼却未遂罪に該当するものと考えられること。具体的な行為類型としては、直接廃棄物に点火したが廃棄物が独立して燃焼するに至らなかった場合、廃棄物を燃焼する目的で媒介物に着火した場合、焼却する目的で廃棄物にガソリンを散布した場合等が考えられること。

(2) 不法投棄、同未遂

- ① 最初に立入検査など調査を行った際に現場の写真撮影するなど、不法投棄の証拠保全を図ること。また、現場周辺に駐車されている車の車両番号など実行者を特定するために有益と考えられる事情の記録に努められたいこと。
- ② 有価物と称する不法投棄については、それが廃棄物であること、保管と称する不法投棄については、それが処分であることを行政が積極的に判断し、投棄の実行者に必要な行政指導を行い、その指導の状況を記録しておくこと。
- ③ 不法投棄の悪性立証のため、投棄された廃棄物の排出元の特定が望ましいが、罰条を統合した趣旨を踏まえ、排出元の特定が困難な場合であっても積極的に告発を行われたいこと。なお、これについては警察庁とも協議済みであること。
- ④ 廃棄物を不法投棄現場に定着させるべく、身体、道具又は機械等を用いて、廃棄物を投げる、置く、埋める又は落とすなどの行為に着手した時点で、不法投棄の実行の着手があったものとして、不法投棄未遂罪に該当するものと解されること。具体的な行為類型としては、不法投棄現場において、ダンプカーの荷台操作等の一連の投棄行為を始めた直後に、警察官等による制止、監視等に気づいたことによる行為の打ち切り、ダンプカーの故障等の理由により、実際には廃棄物を投棄するに至らなかった場合等が考えられること。

(3) 不法投棄及び不法焼却目的運搬罪

具体的な行為類型としては、不法投棄が行われている現場付近まで不法投棄の目的で廃棄物を積載した車両を乗り入れ、投棄の順番待ちをしている行為、繰り返し不法焼却が行われている現場に焼却の用に供するための着火剤とともに廃棄物を搬入する行為等が考えられること。

なお、平成17年4月1日から、自己運搬又は他者から受託した運搬を問わず産業廃棄物を収集運搬する場合にその運搬車に対し表示及び書面備え付けを義務付けたところであるが（令第6条第1項第1号イ）、例えば、当該表示が無く、覆いなどをして運搬している廃棄物を意図的に把握できないようにしているトラックが、山間部に向かって人気のない山道を走行している場合や、書面に示された排出事業場

から処分施設への経路から大きく外れた地域で廃棄物の運搬が行われている場合などは、不法投棄等の目的で運搬されている可能性が高いことから、警察等関係機関と協力しつつ、厳正な対応に努められたいこと。

(4) 指定有害廃棄物の処理基準違反

指定有害廃棄物たる硫酸ピッチの判断方法及びその保管、収集、運搬及び処分に係る処理基準については、平成16年10月27日付け環廃対発第041027004号及び環廃産発第041027003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行について」に従って判断されたいこと。また、硫酸ピッチは、人の健康又は生活環境に著しい被害を生ずるおそれがあるのみならず、軽油の密造という違法行為に起因して排出されるのが通常であることから、その不適正処理事案に対しては、同日付け環廃産発第041027004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴う硫酸ピッチ不適正処理事案への対応強化について」に留意して、積極的かつ厳格に対処されたいこと。なお、施行日以前に生成されていた硫酸ピッチであっても、行政機関等において既に把握していたか否かを問わず、施行日以降の保管、収集、運搬又は処分行為については改正法による厳格な処理基準が適用され、違反行為については直罰の対象になるものであること。

(5) 有害使用済機器の届出義務違反等

有害使用済機器保管等業者が、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、直罰の対象となるものであることから、これらの事実を把握した場合は、厳正に対処されたいこと。また、このような場合、実際には有害使用済機器ではなく廃棄物の保管又は処分を行っている可能性も否定できないことから、第1の4の(2)の廃棄物該当性の判断を適切に行った上で、廃棄物処理に係る無許可営業となる場合も想定しながら、厳正な対応に努められたいこと。

新たに届出制度を措置するに当たり、従前から、いわゆる雑品スクラップの保管等を行っていた者が、有害使用済機器の保管及び処分の基準に従った保管又は処分が困難であるとの判断等により事業が廃止される場合も想定される。この場合、排出先や処分先が確保されない有害使用済機器について、当該基準に従わない不適正な保管又は処分や、廃棄物として不法投棄等の不適正処理がなされる懸念があることから、上記と同様に、廃棄物該当性の判断も行いつつ、厳正な対応に努められたいこと。

これらに当たっては、一般廃棄物の統括的処理責任を有する市町村や他の都道府県等とも連携して取り組まれたいこと。

(別紙1)

第 号
平成 年 月 日

〔あて先〕 殿

都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）により産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	
許可の番号	
処分の年月日	
処分の内容	
処分理由 〔該当条項含む（注）〕	
備考 〔聴聞開催日など〕	

(欠格要件に該当する者)

氏 名	生 年 月 日	本 籍	住 所

(注)

法第 14 条の 3 の 2 第 1 項各号又は第 2 項のいずれに該当したものであるかだけでなく、法第 14 条第 5 項第 2 号中のいずれに該当したものであるか、法第 7 条第 5 項第 4 号中のいずれに該当したものであるか、法第 14 条の 3 各号のいずれに該当したものであるか、及び環境省令で定める基準のいずれに適合しなくなったものであるかを明記すること。

(別紙2)

第 号
平成 年 月 日

[あて先] 殿

都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長

産業廃棄物処理業に係る行政処分（停止）について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）により産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の事業停止を命じたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	
許可の番号	
処分の年月日	
処分の内容	
処分理由 [該当条項含む（注）]	
備考	

（注）

法第14条の3各号のいずれに該当したものであるかだけでなく、法第14条第5項第1号又は第10項第1号に規定する環境省令で定める基準のいずれに適合しなくなったものであるかを明記すること。

(別紙3)

第 号
平成 年 月 日

[あて先] 殿

都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長

産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理施設設置の許可申請への不許可処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条若しくは第14条の4又は第15条により産業廃棄物処理業若しくは特別管理産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理施設設置の許可申請に対し不許可としましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	
処 分 の 年 月 日	
申請した許可の種類	
不 許 可 の 理 由 〔該当条項含む（注）〕	
備 考 〔不許可の理由が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当していたことである場合、欠格要件に該当する者の氏名、生年月日、本籍、住所を記入〕	

(注)

該当条項が法第 14 条第 5 項若しくは第 10 項、第 14 条の 4 第 5 項若しくは第 10 項、又は第 15 条の 2 第 1 項である場合にあっては、これらの条項のいずれに該当したものであるかだけでなく、これらの条項中の各号のいずれに該当したものであるか、環境省令で定める基準のいずれに適合しないものであるか、法第 14 条第 5 項第 2 号中のいずれに該当したものであるか、及び法第 7 条第 5 項第 4 号中のいずれに該当したものであるかを明記すること。

(別紙4)

第 号
平成 年 月 日

〔あて先〕 殿

都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長

産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理施設の瑕疵による許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条若しくは第14条の4又は第15条による産業廃棄物処理業若しくは特別管理産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理施設設置の許可について、許可要件に適合していなかったことが判明し、許可を取り消しました（講学上の職権取消し）ので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	
許 可 番 号	
取 消 年 月 日	
取 消 の 理 由 〔該当条項含む（注）〕	
備 考 〔取消の理由が法第14条 第5項第2号イからへま でのいずれかに該当して いたことである場合、欠 格要件に該当する者の氏 名、生年月日、本籍、住 所 を 記 入 〕	

(注)

該当条項が法第 14 条第 5 項若しくは第 10 項、第 14 条の 4 第 5 項若しくは第 10 項、又は第 15 条の 2 第 1 項である場合にあっては、これらの条項のいずれに該当したものであるかだけでなく、これらの条項中の各号のいずれに該当したものであるか、環境省令で定める基準のいずれに適合しないものであるか、法第 14 条第 5 項第 2 号中のいずれに該当したものであるか、及び法第 7 条第 5 項第 4 号中のいずれに該当したものであるかを明記すること。

(別紙5)

第 号
平成 年 月 日

[あて先] 殿

都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長

産業廃棄物処理業の許可取消処分に係る聴聞通知後になされた事業廃止届出について

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し処分に係る聴聞通知後に事業廃止の届出があり、以下の者が欠格要件に該当することとなったので、連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	
許可の番号	
聴聞通知年月日	
廃止届出年月日	
備考	

(欠格要件に該当する者)

氏名	生年月日	本籍	住所

(別紙6)

第 号
平成 年 月 日

[あて先] 殿

都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長

産業廃棄物処理施設設置許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 により許可の取消しを行いましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	
許 可 番 号	
取 消 年 月 日	
取 消 の 理 由 〔該当条項含む（注）〕	
備 考 〔取消の理由が法第14条 第5項第2号イからへま でのいずれかに該当して いたことである場合、欠 格要件に該当する者の氏 名、生年月日、本籍、住 所を記入〕	

(注)

法第 15 条の 3 第 1 項各号又は第 2 項前段又は後段のいずれに該当したものであるかだけでなく、法第 14 条第 5 項第 2 号中のいずれに該当したものであるか、法第 7 条第 5 項第 4 号中のいずれに該当したものであるか、法第 15 条の 2 の 7 各号のいずれに該当したものであるか及び環境省令で定める基準のいずれに適合しなくなったものであるかを明記すること。

(別紙7)

第 号
平成 年 月 日

[あて先] 殿

都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長

産業廃棄物処理施設に係る行政処分（停止）について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の7により産業廃棄物処理施設の使用停止を命じたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	
処 分 年 月 日	
施 設 の 種 類	
停 止 期 間	
処 分 理 由 [該当条項含む（注）]	
備 考	

(注)

法第15条の2の7各号のいずれに該当したものであるかだけでなく、同条第1号中のいずれに該当したものであるか及び環境省令で定める基準のいずれに適合しなくなったものであるかを明記すること。

(別紙8)

第 号
平成 年 月 日

[あて先] 殿

都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7により二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の名称 [認定を受けた全事業者]	
認定の年月日	
認定番号	
処分の年月日	
処分の内容	
処分理由	
備考	

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）

産業廃棄物行政については、かねてから御尽力いただいているところであるが、今般、平成25年3月29日付け環廃産発第13032910号をもって通知した「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて」について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第61号）等が平成30年4月1日より施行されること等を踏まえ必要な内容の見直しを行い、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて下記のとおり要領を定めたので通知する。これらの許可等に当たっては、当該要領に十分留意の上、厳格な運用に努められたい。

おって、平成25年3月29日付け環廃産発第13032910号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可について

1 許可の申請

申請に係る事業の範囲は、収集運搬業にあつては積替えの有無及び取り扱う産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれるか否かを含む。以下同じ。）により、処分業にあつては中間処理又は最終処分の区分及び焼却処分、埋立処分等の中間処理又は最終処分の内容並びに取り扱う産業廃棄物の種類により示されるものであることから、許可の申請はその区分に従って行われるものであること。このうち、取り扱う産業廃棄物の種類については、申請に係る施設によっては取り扱うことができない性状の産業廃棄物があることに留意し、必要に応じて、例えば「汚泥（含水率何パーセント以下の無機性のものに限る。）」のように限定するものであること。

具体的な申請書の記載については、後述する許可証の記載の例によるものとする。

2 許可の性質

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項及び第10項並びに第14条の4第5項及び第10項は、申請者が基準に適合する施設及び能力を有し、かつ、欠格要件に該当しない場合には、必ず許可をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、許可を与えるか否かについての裁量権を与えるものではないこと。

3 施設に係る基準

- (1) 申請に係る施設について、その構造が当該施設において取り扱う産業廃棄物の性状に応じた適正な処理ができるものであること、稼働後の運転を安定的に行うことができ、かつ、維持管理が適正に行えるものであること等について必ず実地に確認すること。その際、当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第7条各号に掲げる産業廃棄物処理施設以外の施設である場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条及び第12条の2に規定する技術上の基準（以下単に「技術上の基準」という。）を参考とされたいこと。
- (2) 申請者が、当該申請に係る施設について、継続的に使用する権限を有していることを確認すること。

4 経理的基礎

- (1) 申請者が法人である場合には、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類並びに貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類及び納税証明書（その1）納税額等証明書）の内容を十分審査し、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かを判断すること。
なお、個別注記表の内容の確認に当たっては、重要な会計方針に係る事項に関する注記、貸借対照表に係る注記、損益計算書に関する注記、株主資本等変動計算書に関する注記及びリースにより使用する固定資産に関する注記について確認すること。
- (2) 申請者が個人である場合には、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類、資産に関する調書並びに所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類及び納税証明書（その1）納税額等証明書）の内容を十分審査し、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かを判断すること。
- (3) 「事業の開始に要する資金の総額」とは、事業の開始及び継続に必要と判断される一切の資金をいうものであって、資本金の額のほか、事業の用に供する施設の整備に

要する費用、最終処分場の埋立処分終了後の維持管理に要する費用、損害賠償保険の保険料、事業の開始及び継続的運営に支障を来すおそれのある抵当権等の登記を抹消する費用などが含まれるものであること。

なお、抵当権等の登記を抹消する費用の妥当性を判断する方法としては、事業の用に供する不動産の登記簿謄本（「表題部」、「権利部（甲区）」及び「権利部（乙区）」）を確認し、所有権以外の登記がある場合には、その抹消の必要性及び抹消に係る費用について確認する方法があること。

- (4) 資金の調達を記載した書類には、資本金の調達方法、借入先（融資に係る条件を含む。）、借入残高、年間返済額、返済期限、利率など資金の調達に関する一切の事項を記載させるものとし、利益（当期純利益をいう。（6）において同じ。）をもって資金に充てるものについてはその見込み額を記載させること。
- (5) 廃棄物処理業以外の事業を兼業している場合には、できる限り廃棄物処理部門における経理区分を明確にして書類を提出させること。
- (6) 事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すると判断されるためには、利益が計上できていること又は自己資本比率（貸借対照表上の純資産の額を、当該額と当該貸借対照表上の負債の額の合計額で除して得た値をいう。）が10パーセントを超えていること及び申請に係る事業の将来の見通しについて適切な収益が見込まれると判断できるものであること（申請に係る事業について適切な収益が見込まれない場合にあつては、廃棄物処理部門あるいは企業全体として適切な収益が見込まれること）が望ましいものと考えられるが、なお、以下に留意して判断されたいこと。
 - ① 事業の用に供する施設について、法定耐用年数に見合った減価償却が行われていること、役員報酬が著しく少なく計上されていないことなどを確認すること。
 - ② 中間処理業者にあつては、未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用が留保され、最終処分業者にあつては、埋立処分終了後の維持管理に要する費用が計上されていることなどを確認すること。
 - ③ 利益が計上できているか否かについては、原則として、過去3年間程度の損益平均値をもって判断するが、欠損である場合であっても直前期が黒字に転換しており、かつ、経営の改善の見込みがあるときは、容認される余地があること。
 - ④ 自己資本比率が10パーセントを超えていない場合であっても、少なくとも債務超過の状態でなく、かつ、持続的な経営の見込み又は経営の改善の見込みがあるときは、容認される余地があること。
 - ⑤ 多額の設備投資を要する場合にあつては、設備投資の当初に利益を計上できないことが多いことから、減価償却率に応じた損益の減少などを勘案して判断すること。
 - ⑥ 申請に係る事業の規模が大きい場合や申請者の自己資本に比して多額の設備投資を要するなど、申請に係る事業の将来の見通しについて適切な収益が見込まれるかの確認が特に必要と認める場合の確認方法としては、当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類として、設備投資に要する資金の額が当該申請者の資金調達額と当期純利益の合計額を超えないか否かについて確認できる事業収支計画書の提出を求める方法などがあること。

なお、申請に係る事業について、その将来の見通しについて適切な収益が見込まれない場合や審査対象を当該申請に係る事業のみの将来の見通しに限定することが不適当な場合は、適宜、審査対象を廃棄物処理部門又は事業全体に係る将来の見通しに拡大することが可能であること。

また、当期純利益とは、申請者の事業全体の当期純利益ではなく、当該申請に係る事業の当期純利益をいい、その算出に当たっては一般管理費や各種税金等の申請に係る事業のみからでは算定できない費用について、申請者の事業全体に係るこれらの費用から対象とする事業範囲に応じて按分して算出すること。

- ⑦ 維持管理積立金、各種税金、社会保険料又は労働保険料等の義務的支払いが履行されていない場合、当該法人の経理的基礎に疑義があると解されることから、これらの義務的支払いが履行されていないとの情報を入手した場合には、⑥に準じた方法により慎重に経理的基礎を判断すること。
- ⑧ 経理的基礎を有しないと判断するに当たっては、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させ、また、商工部局、労働経済部局などの協力も求めるなどして、慎重に判断すること。
- ⑨ 7で後述する優良産廃処理業者については、産業廃棄物処理業者として有すべき経理的基礎及び優良基準における財務体質の健全性に係る基準の双方を満たしている必要があること。

5 欠格要件

(1) 総論

欠格要件は、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除するために申請者の一般的適性についての要件を定めたものであって、これらに該当しないことが許可の要件とされていることから、許可に当たっては、これらに該当する事由の有無について確実に調査を行い、該当する場合は速やかに不許可処分を行うこと。また、更新許可の場合においては、速やかに従前の許可の取消しを行うこと。法第14条第3項、同条第8項、第14条の4第3項又は同条第8項の規定に基づき許可の有効期間の満了後にその効力が継続する場合も同様であること。この際、許可の更新申請に対しては、不許可処分を行うこと。

なお、欠格要件該当の有無について関係行政機関に照会する場合にあっては、(6)に関する場合を除き、法第23条の5の規定に基づき行うものであること。

(2) 成年被後見人又は被保佐人に関する欠格要件

申請者から提出された、後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（以下「登記事項証明書」という。）により、該当する事由の有無について調査すること。

(3) 破産者に関する欠格要件

申請者が個人である場合には、申請者の本籍地がある市町村あてに照会を行うことなどにより、該当する事由の有無について調査すること。申請者が法人である場合には、商業登記簿により該当する事由の有無を調査すること。

(4) 刑罰に関する欠格要件

法第14条第5項第2号イ及び第10項第2号並びに第14条の4第5項第2号及び第10項第2号による法第7条第5項第4号ロ及びハに該当する事由の有無については、次のとおり調査すること。

- ① 申請者が個人である場合には、申請者の本籍地がある市町村あて照会を行うこと。
- ② 申請者が法人である場合には、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方検察庁あて照会を行うこと。
- ③ 申請者が外国人である場合、昭和以降生まれの者については、本人の居住地を管轄する地方検察庁あて、大正以前生まれの者については、東京地方検察庁あて照会を行うこと。
- ④ 申請者が外国法人である場合には、東京地方検察庁あて照会を行うこと。

なお、地方検察庁への照会は、平成18年3月15日付け環産産発第060315004号本職通知「産業廃棄物処理業の許可を受けようとする法人、外国人、外国法人に係る刑事事件確定記録の閲覧申請等に対する協力要請について」に添付された様式によって行うこと。

(5) おそれ条項

法第14条第5項第2号イ及び第10項第2号並びに法第14条の4第5項第2号及び第10項第2号による法第7条第5項第4号トの規定（以下「おそれ条項」という。）は、法第7条第5項第4号イからへまで及び法第14条第5項第2号ロからへまでのいずれにも該当しないが、申請者の資質及び社会的信用の面から、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予想され、業務の適切な運営を期待できないことが明らかである者について、許可をしてはならないとの趣旨であること。具体的には、次のような者については、特段の事情がない限り、これに該当するものとして考えられること。

- ① 過去において、繰り返し許可の取消処分を受けている者
- ② 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、令第4条の6各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除き、以下「暴力団対策法」という。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている者（当該違反又は罪が廃棄物の処理に関連してなされ又は犯された場合に限る。）
- ④ 法第7条第5項第4号ハに掲げる法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している者
- ⑤ 収集運搬業者が道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反して廃棄物の過積載を行い、又は処分業者が廃棄物処理施設の拡張のために森林法（昭和26年法律第249号）に違反して許可を受けずに森林の伐採等の開発行為を行い、若しくは都市計画法（昭和43年法律第100号）や農地法（昭和27年法律第229号）に違反して開発許可

や農地の転用の許可を受けずに廃棄物処理施設を設置するなど、廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられた者（なお、繰り返し罰金以下の刑に処せられるまでに至っていない場合でも、廃棄物処理業務に関連した他法令違反に係る行政庁の指導等が累積することなどにより、上記と同程度に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる者については、下記⑧に該当すると解して差し支えないこと。）

- ⑥ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している者（例えば、自己又は自社と友誼関係にある暴力団の威力を相手方に認識させることにより、その影響力を利用するため、自己又は自社と友誼関係にある者が暴力団員であることを告げ、若しくは暴力団の名称入り名刺等を示し、又は暴力団員に対し暴力団対策法第9条各号に定める暴力的要求行為の要求等を行った者）
- ⑦ 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者（例えば、相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、自発的に用心棒その他これに類する役務の有償の提供を受け、又はこれらのものが行う事業、興行、いわゆる「義理ごと」等に参画し、参加し、若しくは援助している者）
- ⑧ その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる者

(6) 暴力団員等に関する欠格要件

- ① 新規又は更新の許可をするときは、法第23条の3第1項の規定により、法第14条第5項第2号ロからへまでに該当する事由の有無について、当該都道府県の区域を管轄する警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）の意見を聴取すること。
- ② 警察本部長への意見聴取は、別紙1に規則様式第6号、第8号、第12号又は第14号の写しを添付することにより、文書で行うこと。
- ③ 警察本部長からは、該当する事由の有無について、文書で意見が陳述されること。
- ④ 意見陳述がなされた場合にあっては、おおむね3ヶ月ごとに別紙2により許可又は不許可の結果を警察本部長に通知すること。

6 許可の条件

法第14条第11項又は第14条の4第11項の生活環境保全上必要な条件は、申請者に対して、法に規定する基準を遵守させ、かつ、生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのないようにするための具体的な手段、方法等について、付すものであること。具体的には、例えば、収集運搬業については、その運搬経路又は搬入時間帯を指定すること、中間処理業については、中間処理に伴い生ずる排ガス、排水等の処理方法を具体的に指定することなどが考えられること。

7 優良産廃処理業者認定制度

(1) 制度の趣旨

本制度は、優良な産業廃棄物処理業者に優遇措置を講ずるとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進するためのものであること。

(2) 制度の概要

本制度は、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組の実施、電子マニフェストの利用及び財務体質の健全性に係る5つの基準に適合する、優れた能力及び実績を有する産業廃棄物処理業者を都道府県知事が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者については、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するものであること。

(3) 制度の詳細

本制度の詳細については、以下のマニュアル等を参照されたいこと。

- ① 優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課作成）
- ② 優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルQ&A集（平成23年5月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課作成）

8 有価証券報告書の提出

申請者が規則に定める経理的基礎に係る添付書類（直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類）並びに定款又は寄付行為及び登記簿の謄本に代えて、直前の事業年度における有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を申請書に添付することができること。この際、有価証券報告書には、金融商品取引法に基づき、その記載事項として連結財務諸表が含まれ、また、定款、計算書類の添付が定められており、有価証券報告書の当該部分のみの写しを添付することとして差し支えないこと。

また、申請者が優良産廃処理業者であってその許可の更新を受けようとする者である場合において、有価証券報告書を添付するときには、直前の2事業年度における有価証券報告書を申請書に添付する必要があること。

9 先行許可証の提出

申請者が規則に定める住民票の写し等の添付書類に代えて先行許可証（規則第9条の2第5項に規定する許可証をいう。以下同じ。）を提出した場合、申請者及び都道府県の事務の合理化を図るため、住民票の写し等の添付書類は原則として省略させること。ただし、添付書類の省略は、都道府県知事の判断によりできるものとされていることから、都道府県において人的要件について審査する必要がある場合には、添付書類を省略させないことももとより可能であること。

その具体的取扱いについては、次のとおりとすること。

(1) 住民票の写し等の代用となる許可証は、下記許可に係るものに限ること。

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可（法第14条第1項）

- ・産業廃棄物処分業の許可（法第14条第6項）
- ・産業廃棄物処理業の変更許可（法第14条の2第1項）
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（法第14条の4第1項）
- ・特別管理産業廃棄物処分業の許可（法第14条の4第6項）
- ・特別管理産業廃棄物処理業の変更許可（法第14条の5第1項）
- ・産業廃棄物処理施設の許可（法第15条第1項）
- ・産業廃棄物処理施設の変更許可（法第15条の2の6第1項）

(2) 対象となる許可証等

- ① 先行許可証として用いることができる許可証は平成12年10月1日以降に住民票の写し等を添付して受けた許可に係るものに限ること。
- ② 先行許可証として用いることができる期間は当該先行許可の日から5年間に限ること。したがって、産業廃棄物処理施設の許可については、有効なものであっても、許可の日から5年を経過したものであるときは当該許可に係る許可証の提出をもって住民票の写し等に代えることはできないこと。
また、先行許可の更新の申請の際に当該先行許可証の提出をもって、住民票の写し等に代えることはできないこと。
なお、変更許可及び新規許可の申請時に住民票の写し等を添付し許可を受けたときには、当該許可に係る許可証について先行許可証として用いることができる期間は、当該許可の日から5年間となるものであること。
- ③ 住民票の写し等の添付をして受けた許可及び住民票の写し等の添付を全部又は一部省略して受けた許可に係る許可証について、許可証の交付時に規則様式に従い、添付省略の有無欄に確実に有無の印を付すこと。
- ④ 許可証は、一定の公証力を有するほか、委託契約の締結時に必要とされるものであることにかんがみ、提出後申請者に速やかに返還する必要があると考えられるので、許可申請時に許可証の提出を受けた場合には、その場で複写するなどした上で、直ちに返還されたいこと。

(3) 省略することができる書類

先行許可証の提出により添付を省略することができる書類は以下のとおりであること。

- ① 産業廃棄物収集運搬業の許可(法第14条第1項)
規則第9条の2第2項第9号から第14号に掲げる書類
- ② 産業廃棄物処分業の許可(法第14条第6項)
規則第10条の4第2項第8号に掲げる書類のうち規則第9条の2第2項第9号から第14号までに掲げる書類
- ③ 産業廃棄物処理業の変更許可(法第14条の2第1項)
 - ア 産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請
規則第9条の2第2項第9号から第14号に掲げる書類
 - イ 産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請
規則第10条の4第2項第8号に掲げる書類のうち規則第9条の2第2項第9号から第14号までに掲げる書類

- ④ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可(法第14条の4第1項)
規則第10条の12第2項において準用する規則第9条の2第2項に掲げる書類のうち第9号から第14号に掲げる書類
 - ⑤ 特別管理産業廃棄物処分業の許可(法第14条の4第4項)
規則第10条の16第2項において準用する規則第10条の4第2項第8号に掲げる書類のうち規則第9条の2第2項第9号から第14号までに掲げる書類
 - ⑥ 特別管理産業廃棄物処理業の変更許可(法第14条の5第1項)
 - ア 特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請
規則第10条の22第2項で準用する規則第9条の2第2項に掲げる書類のうち第9号から第14号に掲げる書類
 - イ 特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請
規則第10条の22第3項で準用する規則第10条の4第2項第8号に掲げる書類のうち規則第9条の2第2項第9号から第14号までに掲げる書類
 - ⑦ 産業廃棄物処理施設の許可(法第15条第1項)
規則第11条第6項に掲げる書類のうち第10号から第15号までに掲げる書類
 - ⑧ 産業廃棄物処理施設の変更許可(法第15条の2の6第1項)
規則第12条の9第3項第7号に掲げる書類のうち規則第11条第6項第10号から第15号までに掲げる書類
 - ⑨ 産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請(法第15条の4において準用する法第9条の5第1項)
規則第12条の11の12第2項第6号から第11号までに掲げる書類
 - ⑩ 合併又は分割の認可の申請(法第15条の4において準用する法第9条の6第1項)
規則第12条の11の13第2項第2号ハからトまでに掲げる書類及び同項第3号ハからホまでに掲げる書類
 - ⑪ 相続の届出(法第15条の4において準用する法第9条の7第2項)
規則第12条の12第2項第2号及び第5号から第7号までに掲げる書類
- (4) その他留意事項
- ① 建設現場で建設廃棄物の中間処理を行う場合など、複数の企業からなる共同企業体(JV)の構成員が、共同して産業廃棄物処理施設の設置の許可を申請する場合、共同企業体の構成員が単独で又は別の共同企業体の構成員として受けた先行許可があれば、住民票の写し等の全部又は一部に代えてそれぞれの先行許可証を提出させることができることとする。
 - ② 廃棄物処理施設の設置が短期間にとどまり、設置許可を受けてから5年を経過せずに当該許可が廃止される場合など、既に廃止された先行許可に係る先行許可証であっても、住民票の写し等の全部又は一部に代えることができること。この場合には、当該先行許可の廃止以降において役員等の変更がされているか否かを登記簿謄本等により確認し、役員等の変更があったときは新役員等の身分について確認を行う必要があるため、新役員等について住民票の写し等の添付をさせて所要の審査を行われないこと。
 - ③ 通常の許可申請に係る手続において、申請者の事務負担の軽減を図るため、住民票

の写し等について複写書類によることを認めても差し支えないこと。

10 許可証の交付

(1) 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証（規則様式第7号、第7号の2、第9号及び第9号の2）の「事業の範囲」の欄に記載する産業廃棄物の種類の具体的記載については、処理業者が関係者に対し、取り扱う産業廃棄物の種類を明確に示すことができるように、次の例により行うこと。なお、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を明記すること。

① 燃え殻の場合

燃え殻（判定基準に適合しないもの及び特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

② 含水率85%以下の汚泥の場合

汚泥（含水率85%以下のものに限り、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

③ 廃プラスチック類、紙くず及びゴムくずの場合

廃プラスチック類、紙くず及びゴムくず（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

④ 廃プリント配線板の場合

廃プラスチック類及び金属くず（廃プリント配線板を含む。）

⑤ 令第6条第1項第3号イ(6)に掲げる産業廃棄物の場合

がれき類

(2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可証（規則様式第13号、第13号の2、第15号及び第15号の2）の「事業の範囲」の欄に記載する特別管理産業廃棄物の種類の具体的記載については、次の例により行うこと。

① 燃焼しやすい廃油の場合

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

② 著しい腐食性を有する廃酸の場合

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

③ 著しい腐食性を有する廃アルカリの場合

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

④ 感染性産業廃棄物の場合

感染性産業廃棄物

⑤ 廃PCB等の場合

廃PCB等

⑥ 廃石綿等の場合

廃石綿等

⑦ 水銀を含むばいじんの場合

ばいじん（水銀又はその化合物を含むことのみにより有害なものであって、水銀回収義務がないものに限る。）

⑧ トリクロロエチレンを含む廃油の場合

廃油（トリクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）

⑨ カドミウムを含む廃酸の場合

廃酸（カドミウム又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

⑩ シアン化合物を含む汚泥の場合

汚泥（シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

(注1) ①から③までに掲げる特別管理産業廃棄物であって特定有害産業廃棄物であるものを取り扱う特別管理産業廃棄物処理業者については、例えば、廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものであってカドミウム又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）のように記載すること。

(注2) ①から③までに掲げる特別管理産業廃棄物又はそれらと同じ種類の産業廃棄物であって特定有害産業廃棄物であるものを取り扱う業者については、例えば、廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又はカドミウム又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）のように記載すること。

(3) 許可証の「許可の条件」の欄は法第14条第11項及び第14条の4第11項の「生活環境の保全上必要な条件」を記載するものであり、許可証の「事業の範囲」に記載すべき内容を「許可の条件」として記載してはならないこと。

(4) 許可番号

許可の事務を全国的に統一するとともに、許可の審査並びに産業廃棄物処理業者に対する行政処分及び指導に際して、他の都道府県又は政令市との情報交換に資するため、平成30年3月30日環循規発第18033022号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号等取扱要領について」（以下「許可番号等通知」という。）に定めるところにより、全国統一的な許可番号を付するものとする。

(5) 法第14条第3項及び第9項の規定により従前の許可がその有効期間の満了後も申請に対する処分がされるまでの間、効力を有するときに、更新の許可を行うときは、許可証の「許可の年月日」は、実際に更新の許可を行う日を記載し、「許可の有効年月日」の欄には、従前の許可有効期限の満了日の翌日から起算して5年以内の日を記載すること。

11 許可証の書換え

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出をする場合において、許可証の記載事項に変更があった場合には、当該許可証の書換えを受けることができること。

12 許可証の返納

(1) 法第14条第2項若しくは法第14条の4第2項の規定による許可の更新を行う場合、法第14条の2第1項若しくは法第14条の5第1項の規定による変更の許可を行う場合

又は許可証を破り若しくは汚した場合等に新たな許可証を交付する場合は、従前の許可証は返納させるものとする。また、許可証を紛失した者が新たな許可証の交付を受けた場合において紛失した従前の許可証を発見した場合も当該許可証を返納させるものとする。

- (2) 処理業者が事業の全部を休止若しくは廃止する場合、法第14条の3（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による事業の停止若しくは許可の取消しを行う場合又は許可が失効した場合は、許可証を返納（事業の休止又は許可の停止の場合は、休止又は停止期間中の一時返納）させるものとする。また、令第27条第1項の規定により指定都市の長等の許可が失効した場合も当該指定都市の長等の許可に係る許可証を返納させるものとする。

13 台帳の整備

次の事項を処理業者ごとに記載した産業廃棄物収集運搬業者台帳、産業廃棄物処分業者台帳、特別管理産業廃棄物収集運搬業者台帳及び特別管理産業廃棄物処分業者台帳を作成し、これを保管すること。

- (1) 許可番号
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに電話番号（法人にあつては、その代表者の氏名）
- (3) 許可（新規、更新、変更）年月日
- (4) 事務所及び事業場の所在地
- (5) 事業の範囲
- (6) 許可の条件
- (7) 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の種類、数量、設置場所及び処理能力（最終処分場の場合には、埋立地の面積及び埋立容量）
- (8) 行政処分の状況

14 その他

- (1) 産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。
- (2) 新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為については、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要であること。
- (3) 法第20条の2の廃棄物再生事業者の登録を受けた者であっても、産業廃棄物の処理を業として行う場合には、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受ける必要があること。
- (4) 建設工事を発注者甲から請け負った乙が、建設工事に伴って生ずる産業廃棄物の処理を自ら行わず他の者丙に行わせる場合は、法第21条の3第1項の規定に基づき乙は産業廃棄物の排出事業者該当し、丙は産業廃棄物の処理業者に該当することとなるので、このことを関係事業者に関知徹底させるとともに、必要となる産業廃棄物処理

業の許可事務を執行すること。

- (5) 新たに政令市が設置された場合において、事業場の所在地が当該市にある産業廃棄物処分業の許可については、許可権者が都道府県知事から政令市長に移行するものとする。なお、事業場の所在地が当該市のみである場合にあっては、都道府県知事の許可は失効するものであること。

第2 産業廃棄物処理施設の許可について

1 許可の申請

(1) 設置の場所等

法第15条第2項に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可の申請書の記載方法については、次のとおりとすること。

- ① 第2号の「設置の場所」には、施設を設置することを予定している場所の住所を記載すること。
- ② 第3号の「施設の種類」には、令第7条に規定された施設の区別を記載すること。
- ③ 第4号の「処理する廃棄物の種類」には、法第2条第4項及び令第2条に規定された産業廃棄物及び令第2条の4に規定された特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。なお、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を明記すること。
- ④ 第5号の「処理能力」には、1時間当たりの処理能力、稼働時間及びこれらを利用して得た1日当たりの処理能力を記載すること。なお、当該処理能力とは、当該施設の1日当たりの実稼働時間における定格標準能力を意味すること。ただし、実稼働時間が1日当たり8時間に達しない場合には、稼働時間を8時間とした場合の定格標準能力とすること。また、当該施設が最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量を記載すること。
- ⑤ 第6号の「施設の位置、構造等の設置に関する計画」に係る事項として記載すべきものは、規則第11条第2項に規定されているが、その詳細は次のとおりとすること。
 - ア 第1号の「施設の位置」には、設置予定場所の敷地内での施設の配置を図面をもって記載すること。
 - イ 第2号の「施設の処理方式」には、例えば、焼却施設であればストーカ式、ロータリーキルン方式、流動床方式等の別を記載すること。
 - ウ 第3号の「施設の構造及び設備」は、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他の図面等を利用して記載すること。
 - エ 第4号の「排ガス及び排水の量及び処理方法」には、排ガスについては排ガス量及び処理方法並びに煙突の数、設置位置及び高さ等を、排水については排水量及び処理方法並びに放流口の数、位置及び放流先等を記載すること。
 - オ 第5号の「設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値」には、定常運転を行った際の設計計算値を記載すること。
- ⑥ 第7号の「施設の維持管理に関する計画」に係る事項として記載すべきものは、

規則第11条第3項に規定されているが、その詳細は次のとおりとすること。

ア 第1号の「排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値」には、申請者として廃棄物処理施設に係る周辺の生活環境の保全を考慮したうえで自ら達成することとした排ガスの濃度、放流水の水質等を記載すること。

イ 第2号の「測定頻度に関する事項」には、自ら実施することとした排ガス等の測定の頻度、箇所数等を記載すること。

ウ 第3号の「その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項」とは、例えば施設の点検等に関する事項が考えられること。

(2) その他の記載事項

① 規則第11条第5項第3号の「埋立処分の計画」には、埋立方式、埋立順序、埋立法面の形状、埋立高さ、埋立処分終了予定年月及び埋立処分の終了後に行う維持管理の内容等を記載すること。

② 規則第11条第5項第4号の「廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項」には、当該廃棄物処理施設への廃棄物の搬入及び処理残さ等の搬出の手段、その経路及び時間等を記載すること。

2 許可の性質

法第15条の2第1項は、施設の設置に関する計画が技術上の基準に適合すること、施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全及び周辺施設について適正な配慮がなされたものであること、申請者の能力が技術上の基準に適合すること及び申請者が欠格要件に該当しないことのいずれの要件にも適合する場合には、必ず許可をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、許可を与えるか否かについての裁量権を与えるものではないこと。

3 生活環境影響調査書

産業廃棄物処理施設の設置許可及び変更許可の申請書には、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査書」という。）を添付しなければならないこと。

生活環境影響調査書の記載事項は、規則第11条の2に規定されているが、その詳細は次のとおりとすること。

(1) 第1号の記載事項は次のとおりとすること。

① 調査を行う事項は、当該施設の存在及び稼働並びに当該施設に係る廃棄物の搬入及び保管に伴って生じると考えられる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項とすること。なお、当該施設を建設するための土地の改変や工事による影響については、廃棄物処理施設に特有のものではなく、また一定規模以上の施設による影響については環境影響評価法（平成9年法律第81号）において他の施設と同様に手続が課されているところであり、本調査の対象とはならないものであること。ただし、最終処分場を建設するための土地の改変に伴う地下水の流れへの影

響については、本調査の対象になるものであること。

- ② 調査事項及び各調査事項の具体的な項目（以下「生活環境影響調査項目」という。）については、産業廃棄物処理施設の種類及び規模、処理される産業廃棄物の種類及び性状並びに地域特性を勘案して必要な調査事項及び生活環境影響調査項目を申請者が選定すること。

生活環境影響調査項目は、調査事項ごとに次に示すものの中から選定することを基本とすること。

ア 大気質

焼却施設の煙突から排出される排ガスについては、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素及びダイオキシン類の濃度その他処理する産業廃棄物の種類及び性状から影響が生ずると予想される項目

最終処分場における産業廃棄物の埋立については、粉じん

廃棄物運搬車両の走行等により排出される自動車排気ガスについては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

イ 騒音

処理施設又は廃棄物運搬車両等から発生する騒音

ウ 振動

処理施設又は廃棄物運搬車両等から発生する振動

エ 悪臭

煙突等から排出される悪臭又は施設から漏洩する悪臭については、廃棄物の種類又は性状から排出が予想される悪臭物質又は臭気指数

オ 水質

処理施設から排出される排水については、生物化学的酸素要求量（排出先が海域又は湖沼の場合は化学的酸素要求量）、浮遊物質、窒素又はりん含有量（排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第2の備考6又は7に定める場合に限る。）及びダイオキシン類の濃度その他処理する廃棄物の種類及び性状から影響が生ずると予想される項目

カ 地下水

最終処分場周辺の地下水については、その水位及び流動状況

- (2) 第2号には、生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法を記載すること。調査項目に係る現況把握の具体的な方法としては、施設の種類及び規模並びに自然的条件及び社会的条件を踏まえて、調査対象地域を設定したのち、既存の文献、資料又は現地調査により行うこととすること。

- (3) 第3号には、影響の程度を予測するために把握した自然的条件及び社会的条件の現況及びその把握の方法について記載すること。調査項目に係る現況把握の方法としては、既存の文献、資料又は現地調査により行うこととすること。

把握する自然的条件及び社会的条件については、調査事項ごとに次に示すものを基本とすること。

① 大気質

気象（風向、風速、大気安定度等）、土地利用、人家等、交通量及び主要な発生

源

② 騒音

土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源

③ 振動

土地利用、地盤性状、人家等、交通量及び主要な発生源

④ 悪臭

気象、土地利用、人家等及び主要な発生源

⑤ 水質

水象（河川の流量、流況等）、水利用及び主要な発生源

⑥ 地下水

地形・地質状況、地下水の状況（帯水層の分布、地下水位及び流動状況等）及び地下水利用状況

なお、気象・水象については、調査対象地域の特性等を勘案し、年間を通じた変化をおおむね把握できる程度の調査とすること。

(4) 第4号の記載事項は次のとおりとすること。

① 施設の設置により予測される生活環境影響調査項目に係る変化の程度及びその変化が及ぶ地域の範囲並びにその予測の方法を記載すること。

② 生活環境に対する影響の予測は、計画されている施設の構造及び維持管理を前提として、一般的に用いられている予測方法により行うこととし、定量的な予測が可能な生活環境影響調査項目については計算により、それが困難な項目については同種の既存事例からの類推等により行うものであること。なお、生活環境影響調査項目の変化の程度については、その影響が最大になると想定される時期における予測を行うこと。

調査事項ごとの標準的な予測手法は、次に示すとおりであること。

ア 大気質

プルーム式、パフ式等の大気拡散式を用いて大気質濃度を予測する方法

イ 騒音

騒音の距離減衰式を用いて騒音の大きさを予測する方法

ウ 振動

振動の距離減衰式を用いて振動の大きさを予測する方法

エ 悪臭

煙突等から排出される悪臭については、プルーム式、パフ式等の大気拡散式を用いて悪臭濃度又は臭気指数を予測する方法

施設から漏洩する悪臭については、同種の既存事例からの類推による方法

オ 水質

数値計算手法を用いて水質濃度を予測する方法

カ 地下水

解析式を用いる手法又は定性的な予測手法

(5) 第5号の記載事項は次のとおりとすること。

① 施設の設置による影響の程度について、生活環境影響調査項目の現況、予測され

る変化の程度及び環境基準等の目標を考慮しながら分析を行い、環境基準等の目標と併せて分析結果を記載すること。

② 調査事項ごとの分析すべき影響は、次に示すものを原則とすること。

ア 大気質

寄与濃度が最大となると予測される地点（同等の寄与濃度が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）及びその周辺の人家等を含む地域における影響

イ 騒音

騒音の大きさの寄与が最大となると予測される施設の設置場所及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地点（同等の大きさの寄与が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）における影響

ウ 振動

振動の大きさの寄与が最大となると予測される施設の設置場所及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地点（同等の大きさの寄与が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）における影響

エ 悪臭

煙突から排出される悪臭については、寄与濃度が最大となると予測される地点（同等の寄与濃度が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）及びその周辺の人家等を含む地域における影響

施設から漏洩する悪臭については、施設周辺の人家等が存在する地域における影響

オ 水質

排水の排出口の直下流等の水道の取水地点等における利水上の支障等の影響

カ 地下水

井戸水の取水地点等における利水上の支障等の影響

(6) 第6号の記載事項については、大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、施設の構造又は処理する産業廃棄物の種類により影響の発生が想定されない場合（例えば、排水を排出しない処理施設での水質汚濁の影響など）等については、調査を行うことを要しないが、その場合は、調査を行わなかった生活環境影響調査項目及び調査を行う必要がないと判断した理由を記載すること。

(7) 生活環境影響調査書は、施設の設置に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）が生活環境の保全上の見地からの意見を述べる際の基礎的な情報となるものであるため、図表を用いて表すなど分かりやすい記述に努めるとともに、引用した文献又は資料についてはその出典を明らかにすること。

(8) 環境影響評価法に基づく評価書又は地方公共団体における環境影響評価に関する条例等に基づき実施された結果であって、生活環境影響調査に相当する内容を有するものを、法に基づく生活環境影響調査書として添付することは差し支えないこと。

(9) 2以上の産業廃棄物処理施設を近接して設置しようとする場合は、当該施設の設置

者は、これらの施設について併せて生活環境影響調査を行うことができるものであること。

(10) 設置許可が取り消された処理施設について、別の者が過去になされた許可と同一の維持管理計画等をもって新たに設置許可を取得して当該処理施設を稼働しようとする場合は、過去の許可と同一の条件であると考えられるので、生活環境影響調査書の添付及び公衆の縦覧を要しないこと。ただし、許可申請書に係る公衆の縦覧並びに関係市町村及び利害関係者からの意見聴取を省略することはできない。

4 申請書等の告示及び縦覧、関係市町村長からの意見の聴取並びに利害関係者の意見書の提出

(1) 申請書の記載事項の不備その他の申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対して相当の期間を定めて補正を求めたうえで、(3)から(10)までの申請書等の告示及び縦覧の手続を行うこと。

(2) 申請書等の告示及び縦覧、関係市町村長からの意見の聴取、利害関係者の意見書の提出並びに専門的知識を有する者の意見の聴取の手続は、申請内容が法第15条の2第1項第2号に掲げる要件に適合しているかどうかの判断に資する観点から行われるものであること。したがって、申請内容が技術上の基準に適合しない場合には、(3)から(10)までの申請書等の告示及び縦覧の手続を経ずに不許可処分をしても差し支えないこと。

(3) 申請書等の告示は、中間処理施設又は最終処分場の設置許可又は変更許可の申請が行われ、利害関係者が関与する手続が開始されることを広く知らしめるものであり、その方法としては、地方公共団体の公報その他の広報紙への掲載等利害関係者が通常その内容を知り得る方法により行うことを原則とすること。

(4) 告示する内容は、申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、産業廃棄物処理施設の設置の場所、施設の種類、処理する産業廃棄物の種類、申請年月日、縦覧場所に加え、縦覧の期間及び時間、利害関係者は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる旨、意見書提出の期限及び提出先、意見書提出者の氏名や住所等意見書に記載すべき事項とすること。

(5) 申請書等の縦覧は、利害関係者に対して申請書及び生活環境影響調査書の内容の周知を図るための手段であることにかんがみ、縦覧場所については、設置予定場所の近傍の保健所等利害関係者が利用しやすい場所とすること。

(6) 縦覧期間は告示の日から1月間であり、これは告示の日の翌日から起算し、休日、祝日も含むものであるが、休日、祝日や通常の執務時間外において縦覧に供することまで求める趣旨ではないこと。

(7) 関係市町村長の意見の期限は、設置場所や処理能力等により異なると考えられるが、利害関係者の意見書提出の期限が縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間となっていることを勘案して設定すること。

(8) 生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる者としては、周辺に居住する者を始め、施設設置予定地の周辺で事業を営んでいる者等が含まれること。ただし、その意見はあくまでも生活環境の保全上の見地からのものに限られること。

(9) 意見書の形式・媒体は特に問わないものであること。意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに氏名及び住所、対象事業の名称を日本語により記載すべきことを(3)の告示において明らかにすること。

(10) 産業廃棄物処理施設の設置許可は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条から第51条までに規定する都市計画上の観点から審査されるものではないが、都市計画法に基づき都市計画決定がなされる産業廃棄物処理施設について設置許可を行う場合は、都市計画と十分な整合性が図られるよう都市計画担当部局と調整するとともに、当該施設に係る申請書等の告示及び縦覧、意見書の提出の手続を行うに当たっては、都市計画担当部局と緊密な連携をとって行うこと。

5 専門的知識を有する者の意見の聴取

(1) 専門的知識を有する者の意見の聴取は、申請された産業廃棄物処理施設に係る設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるか否かの科学的な判断に資する意見を聴取することを目的とするものであること。

(2) 意見を聴取する者は、産業廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項について専門的知識を有し、当該事項について科学的見地から判断できる者であること。

(3) 意見の聴取方法については、科学的見地からの必要な意見を聴取できるものであれば、特定の方法に限定されるものではなく、既存の審議会の場の活用、専門家への個別の意見の聴取等でも差し支えないものであること。

(4) 意見を聴取する際には、申請書及び生活環境影響調査書と併せて、関係市町村長から聴取した意見及び利害関係者から提出された意見を提示すること。

6 経理的基礎

第1の4の例によること。

なお、第1の4(6)⑥の「審査対象を当該申請に係る事業の将来の見通しに限定することが不適当な場合」には、製造事業者が自社処分のための施設を設置しようとする場合などが該当すること。

7 欠格要件

(1) 第1の5(1)から(5)までの例によること。

(2) 暴力団員等に関する欠格要件

第1の5(6)の例によること。なお、警察本部長への意見聴取は、別紙1に規則様式第18号、第26号又は第27号の写しを添付することにより、文書で行うこと。

8 許可の条件

法第15条の2第4項の生活環境保全上必要な条件は、周辺地域の生活環境の保全についてなされた適正な配慮を担保するために付すものであること。

具体的には、例えば、産業廃棄物の搬入時間を指定することなどが考えられること。

9 使用前検査

産業廃棄物処理施設の使用開始前の検査の申請がなされた場合は、遅滞なく実地に検査を行うとともに、検査に当たっては、設置許可又は変更許可の申請の際に提出された書類、図面等との相違を確認しつつ、必ず設置者又は技術管理者の立会いのもと、当該施設が申請書に記載された設置に関する計画に適合したものであることを確認すること。

第3 熱回収施設設置者の認定について

1 認定の性質

法第15条の3の3第1項は、認定の申請に係る熱回収施設が技術上の基準に適合していること及び申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして基準に適合するものであることのいずれの要件にも適合する場合には、必ず認定をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、認定を与えるか否かについての裁量権を与えるものではないこと。

2 認定熱回収施設における廃棄物の処分等の基準

熱回収を効率よく行うことができるよう、認定熱回収施設設置者が当該認定に係る熱回収施設において廃棄物の処分を行う場合には、廃棄物処理基準にかかわらず、以下の基準に従って処分を行うことができること。

(1) 通常の廃棄物処理基準においては、廃棄物を焼却する場合には、安定的な燃焼状態を確保するため、廃棄物を定量ずつ燃焼室に投入することができる設備を用いて焼却することが義務付けられているが、認定熱回収施設においては、廃棄物を定量ずつ燃焼室に投入することができる設備を用いて焼却することを義務付けないこと。

(2) 通常の産業廃棄物処理基準においては、産業廃棄物を保管する場合には、保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る廃棄物処理施設の1日当たりの処理能力の14日分を超えないようにしなければならないとされているが、認定熱回収施設においては、処理能力の21日分まで保管できること。

なお、当該熱回収施設に船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合や、定期点検等の期間中に産業廃棄物を保管する場合等については、規則第12条の11の9に定める数量を保管できること。

(3) (1)及び(2)に定めるもののほか、熱回収施設において行うことが想定されない熱分解を行う場合及びし尿処理施設に係る汚泥を再生する場合の基準を除き、それ以外は通常の廃棄物処理基準と同様とすること。

(4) 特別管理産業廃棄物についても(1)から(3)までと同様とすること。

3 定期検査対象からの除外

認定熱回収施設設置者は、法第15条の3の3第4項により、法第15条の2の2に規定する定期検査の対象から除外されること。

4 その他

平成23年2月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成の「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」を参照されたいこと。

第4 産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可について

1 許可の性質

法第15条の4において読み替えて準用する法第9条の5第1項は、申請者の能力が技術上の基準に適合すること及び申請者が欠格要件に該当しないことのいずれの要件にも適合する場合には、必ず許可をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、許可を与えるか否かについての裁量権を与えるものではないこと。ただし、設置に関する許可がなされたにもかかわらず、施設の建設に着手していない段階にあるものについては、譲受け等の対象施設が存在しないことから、許可をしてはならないこと。また、譲り渡す者又は貸し与える者が欠格要件に該当している場合についても、譲受け等の許可を行う前の段階で当該者を取り消さなければならないので、許可をしてはならないこと。

2 経理的基礎

第2の6の例によること。

3 欠格要件

第2の7の例によること。

4 その他

施設を借り受けた者が再び施設を貸し渡した者に施設を返還する場合においても、当初施設を貸し渡した者が施設を稼働させる場合には、あらかじめ譲受け等の許可が必要であること。

第5 産業廃棄物処理施設設置者の合併等の認可について

1 認可の性質

法第15条の4において読み替えて準用する法第9条の6第1項は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により施設を承継する法人の能力が基準に適合すること、対象施設が技術上の基準に適合すること及び当該法人が欠格要件に該当しないことのいずれの要件にも適合する場合には、必ず認可をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、認可するか否かについての裁量権を与えるものではないこと。ただし、設置に関する許可がなされたにもかかわらず、施設の建設（施設の基礎部分のみの工事を除く。）に着手していない段階にあるものを承継する場合は、承継する施設が存在しないことから、認可をしてはならないこと。

2 経理的基礎

第2の6の例によること。

3 欠格要件

第2の7の例によること。

第6 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定について

1 認定の申請

- (1) 申請に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下第6において同じ。）の種類及び申請に係る収集、運搬又は処分の範囲は、第1の1の例によること。
- (2) 申請に係る収集、運搬又は処分を行う区域は、申請先となる当該申請に係る産業廃棄物の積卸し及び処分を行おうとする区域を管轄する都道府県知事を明らかにするものであり、申請書には都道府県名又は政令市名が記載されること。申請者が、一の都道府県知事の管轄区域を超えて産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行おうとする場合には、当該積卸し及び処分に係る都道府県知事全てに対して申請がなされ、各都道府県知事に対しては、申請者の一体的な経営に係る事項等（共通的事項）及び当該都道府県知事の管轄区域における産業廃棄物の処理に係る事項（個別的事項）が記載された申請書及び添付書類が提出されること。

2 認定の性質

法第12条の7第3項は、認定の申請に係る二以上の事業者の一体的な経営の基準に適合していること及び収集、運搬又は処分を行う事業者の基準に適合していることのいずれの要件にも適合する場合には、必ず認定をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、認定を与えるか否かについての裁量権を与えるものではないこと。

3 二以上の事業者の一体的な経営の基準

- (1) 申請に係る二以上の事業者のいずれか一の事業者（以下「親法人」という。）の当該二以上の事業者のうち他の事業者（以下「子法人」という。）の全てに対する議決権保有割合が、規則第8条の38の2第1号又は第2号イを満たすことについて、申請書及び株主名簿その他の親法人の子法人に対する議決権保有割合を示す書類で確認すること。
- (2) 規則第8条の38の2第2号イに該当する場合には、更に、親法人から子法人の業務執行役員（子法人の当該申請に係る業務全般に直接的に影響力を有する当該申請に係る業務を執行する社員、取締役又は執行役をいう。これ以外の役員である場合には、親法人の子法人に対する影響力の観点から慎重な判断が必要となる。）を出向させていることについて、申請書及び当該子法人の登記事項証明書、出向前時点の親法人の役員に関する情報が記載された登記事項証明書その他の当該業務執行役員が親法人の役員又は職員であったことを示す書類、当該業務執行役員の住民票の写し等の書類で

確認するとともに、親法人と当該子法人がかつて同一の法人として一体的に廃棄物の適正処理を行ってきた実績があることについて、かつて同一の法人であったことを示す登記事項証明書及び同一の法人であったときの廃棄物の処理に係る計画、契約書、帳簿等の書類で確認すること。

4 収集、運搬又は処分を行う事業者の基準

申請書に記載された当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を実際に行う事業者（以下「処理実施者」という。）について、規則第8条の38の3各号に掲げる以下の事項を確認等すること。

- (1) 申請書に添付される事業計画（以下単に「事業計画」という。）において処理実施者が行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の具体的な内容等が明記されていること。
- (2) 事業計画において処理実施者が親法人の統括管理体制（親法人が、当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分についての全体的な方針を示し、子法人をそれに整合させることができる程度に経営等に影響力を有する体制をいう。）の下に位置付けられていること（処理実施者が親法人である場合を含む。）。なお、申請書及び事業計画において統括管理者が親法人でない場合には、認定をしてはならないこと。
- (3) 処理実施者が産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者である場合にあっては、事業計画において当該申請に係る産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物の処理をそれぞれ区分するために講ずる措置として、例えば、処理施設の使用日を分けること、申請外の産業廃棄物の処理方針に変更が生じた場合等に規則第8条の38の7の規定に基づき速やかに軽微変更の届出をする方針など、不適正処理を防止するための実効性のある具体的な取組内容が記載されていること。
- (4) 当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該認定外の者に委託する場合、法第12条の7第4項の規定により、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）全員が委託契約を締結するとともに管理票を交付する必要があることから、事業計画において当該場合の対応方針として、共同してこれらを行うことその他適切な方法でこれらを行うことについて具体的に記載されていること。例えば、認定事業者全員が契約の主体となる委託契約書のひな形が示されていること、産業廃棄物管理票における事業者欄に認定事業者全員又は認定事業者である旨を明記すること、運搬受託者又は処分受託者から産業廃棄物管理票の送付を受けるときは便宜的に親法人又は処理実施者が代表者となること、親法人又は処理実施者が産業廃棄物管理用票の原本を保存しそれ以外の者はその写しをそれぞれ保存すること、電子マニフェストの使用に当たっては認定事業者として新たに共同アカウント取得すること、共同アカウントの運用は親法人又は処理実施者が責任を持って行うこと等の管理票の交付等に係る事項が明記されていることなどが必要であること。
- (5) 知識及び技能は、当該申請に係る産業廃棄物又はこれに類するものの処理実績、当該申請に係る産業廃棄物の処理に関連する講習の受講実績、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可証、産業廃棄物処理施設の設置許可証等でもって確認できること。一事業者としての観点のみならず、直接業務に従事する担当者についても知識及び技能を有しているかを把握することが望ましいこと。

- (6) 欠格要件は、第1の5の例によること。ただし、暴力団員等に関する欠格要件については、必要に応じて、法第23条の3第1項の規定の趣旨も踏まえつつ法第23条の5の規定を活用して警察本部長の意見を聴取すること。
- (7) 不利益処分の該当性は、基本的には申請書に添付される誓約書の提出で足りること。ただし、他の情報源により当該誓約書に疑義がある場合等には、法第23条の3の規定の趣旨も踏まえつつ法第23条の5の規定を活用して関係行政機関等に照会することを妨げるものではないこと。
- (8) 施設に係る基準は第1の3、経理的基礎は第1の4の例によること。

5 認定の効果等

- (1) 法第12条の7第4項から第6項までの規定により、認定事業者は、当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を要しない自ら処理として扱うことができること及び全員が排出事業者とみなされることから法が定める各種措置をそれぞれが適切に講ずる必要があること、一の事業者として一体的に報告徴収等の対象となること並びに全員が欠格要件の該当性の判断の対象となること。
- (2) 認定事業者が法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設において当該認定に係る産業廃棄物の処分を行おうとするときは、当該産業廃棄物処理施設について設置許可が必要であること。

6 認定の条件

認定に当たり条件を付すことは法律上認められていないこと。ただし、複数の都道府県知事に対して申請をした者に対する認定に当たっては、不適正処理を防止する観点から、当該申請に係る全ての都道府県知事から認定を受けた日以降に事業を開始するよう徹底させるとともに、できる限り他の都道府県との連携を図り、認定日が大きく乖離しないことが望ましいこと。また、認定後における変更の認定の申請の手続として、7の(1)の場合における事前の連絡について言及することが望ましいこと。

7 変更の認定の申請等

- (1) 変更の認定の申請については、法第12条の7第7項の規定に基づき、変更在先立って当該変更に係る申請書及び添付書類又は図面が、当該変更に係る区域を管轄する都道府県知事に対して提出されるが、登記事項証明書等の変更前に取得することが困難な書類を添付する場合には、変更に係る書類が整った後遅滞なく、当該書類等を添付した申請書を提出することとしても差し支えないこと。ただし、この場合において、変更の申請を行う蓋然性が高い状況となった段階で、申請者から当該変更に係る区域を管轄する都道府県知事に対してあらかじめその旨の連絡があることが望ましいこと。
- (2) 認定事業者が、認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容を変更しようとするときなどには、新規の認定の申請、変更の認定の申請、軽微変更の届出、事業の全部又は一部の廃止の届出がなされ、それぞれが想定する場合は具体的には次のとお

りとする事。なお、変更にあたる申請先又は届出先は、基本的には、認定事業者に係る変更（議決権保有割合、役員派遣状況、統括管理体制等）や認定に係る産業廃棄物の追加等の変更については当該認定に係る全ての都道府県知事、当該認定に係る産業廃棄物の処理内容の変更については当該変更に係る都道府県知事（当該変更に係る産業廃棄物の積卸し又は処分を行おうとする区域を管轄する都道府県知事）となる事。

① 新規の認定の申請

新たな都道府県の管轄区域において、産業廃棄物の積卸し又は処分を行おうとする場合には、追加となる都道府県知事に対して新規の認定の申請が必要である事（これ以外に変更事項が無い場合には、他の都道府県知事に対しては、当該認定を受けた後遅滞なくその旨を通知すれば足りる事）。同一の親法人の統括管理体制の下、異なる事業者で構成される申請者が異なる産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行おうとする場合には、既存の認定とは別に新たに認定の申請が必要である事。親法人や処理実施者を認定対象から外そうとする場合には、当該認定に係る統括管理体制又は処理形態が大きく変更となる可能性が高いことから、事業の全部廃止の届出の後、改めて新規の認定の申請が必要である事。

② 変更の認定の申請

①、③、④及び⑤に該当しない場合にあっては、基本的には、規則第8条の38の7各号のいずれかに該当する場合には、変更の認定の申請が必要である事。認定事業者の子法人を追加する場合、認定事業者のうちの子法人が会社分割された場合、認定事業者のうちの子法人に対する親法人の議決権保有割合が100%から3分の2以上に変更となった場合等には、統括管理体制の変更に該当し、改めて適正処理が可能であるか否か審査すべきであることから、変更の認定の申請が必要である事（追加する子法人が新たに当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行おうとする場合には、その処理形態の変更度合いを踏まえ、必要に応じて、事業の全部廃止の届出の後、改めて新規の認定の申請が必要である事）。また、認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容の変更の場合には、当該変更に係る産業廃棄物の積卸し又は処分を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に対して変更の認定の申請が必要である事。なお、統括管理体制の変更とは、上述の場合のほか、親法人内で統括管理に係る業務を担う部署の大幅な改変等も該当し得るが、当該部署内の人員の異動等は該当しない事。

③ 軽微変更の届出

規則第8条の38の7各号のいずれにも該当しない変更の場合には、変更後に当該変更に係る都道府県知事に対して軽微変更の届出が必要である事。例えば、認定事業者のうちの子法人に対する親法人の議決権保有割合が3分の2を下回る状況となった場合であって処理形態が大きく変わらず、かつ、一定期間後に当該子法人に係る議決権保有割合が3分の2以上となる見込みがある場合、収集又は運搬の用に供する施設として運搬車両のメーカー・型式を変更した場合（車両から船舶への変更、車両の形状・性能等の大きな変更の場合は、変更の認定の申請等による事。）等である事。なお、規則第8条の38の5第2項第1号及び第2号の変更の

場合にも、軽微変更として取り扱って差し支えないこと。また、排出事業場の場所の変更は当該認定に係る産業廃棄物の積卸しを行う区域の変更が伴わなければ、軽微変更の届出で足りるが、そうでない場合は、当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の区域の変更に該当することから、変更の認定の申請が必要であること。収集又は運搬の用に供する施設の数量や、当該認定に係る産業廃棄物の排出量が大幅に変更となる場合等は、収集又は運搬の内容の変更等とみなすことができるため、軽微変更の届出ではなく、変更の認定の申請が必要であること。

④ 事業の一部廃止の届出

認定に係る産業廃棄物の積卸し又は処分の区域を縮小させ、これらを行わない都道府県がある場合や、処理を行う産業廃棄物の種類や処理の範囲を縮小させる場合又は認定事業者のうち一部の事業者を認定対象から外す場合であって処理形態が大きく変わらない場合には、当該都道府県知事に対して一部廃止の届出が必要であること（処理形態が大きく変わる場合は、変更の認定の申請等によること。）。当該都道府県知事に対して別の変更事項の関係で変更の認定の申請も併せて行う場合には、当該申請の手続で足りること。

⑤ 事業の全部廃止の届出

認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の全てを行わないこととした場合には、当該認定に係る全ての都道府県知事に対して全部廃止の届出が必要であること。

8 認定証の交付等

- (1) 申請者に対して一の認定証を交付すること（事業者ごとに個別に認定証を交付することは要しないこと。）。
- (2) 認定番号は、許可番号等通知を参照されたいこと。
- (3) 認定に係る処理の範囲は、取り扱う産業廃棄物の種類ごとに収集、運搬又は処分のうち具体的に何を行うのかを明示し、産業廃棄物の種類は、第1の10の(1)及び(2)の例によること。
- (4) 複数の都道府県知事に対して申請をした者に対して認定証を交付した際には、当該申請に係る他の都道府県知事に対して認定をした旨の通知をされたいこと。なお、変更の認定の申請、軽微変更の届出又は事業の一部若しくは全部の廃止の届出の場合は、当該変更の認定を受けた者等が、関係する都道府県知事に対して通知することとなること（規則第8条の38の6第3項等）。

9 台帳の整備

第1の13の例によること。

10 その他

- (1) 収集、運搬又は処分のいずれも行わない申請は認定の対象とならないものであること。
- (2) 申請者が中間処理業者のみであって、当該申請に係る産業廃棄物の種類が中間処理

産業廃棄物である場合は、法第12条の7第1項に規定する「事業者」の定義から認定の対象とはならないものであること。

- (3) 既に別の申請者として法第12条の7第1項の認定を受けている事業者又は法第15条の4の2に規定する再生利用に係る特例、法第15条の4の3に規定する広域的処理に係る特例、法第15条の4の4に規定する無害化処理に係る特例、法第21条の3に規定する建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）等の適用を受ける事業者が申請者に含まれている場合には、当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容や認定等の事実関係の確認をした上で、不適正処理につながらないよう慎重に判断すること。

(別紙1)

第 号
平成 年 月 日

警視総監又は道府県警察本部長 殿

都道府県知事

廃棄物の処理及び清掃に関する法律による意見聴取について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の3第1項の規定に基づき、別紙の者に関する同法第14条第5項第2号ロからへまでに該当する事由の有無について意見を聴取します。

(別紙2)

第 号
平成 年 月 日

警視総監又は道府県警察本部長 殿

都道府県知事

廃棄物の処理及び清掃に関する法律による処分結果について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の3第1項又は第2項により意見を聴取した者については、下記のとおり処分したので通知します。

記

意見陳述文書番号	氏名又は名称	処分結果

環境規発第18033022号

平成30年3月30日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る
許可番号等取扱要領について（通知）

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号については、かねてから標記要領に基づく付与手続をお願いしているところであるが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第61号）により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定制度が創設されたことを受け、平成28年2月1日付け環産発第1602013号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号取扱要領」（以下「旧取扱要領」という。）による許可番号付与に係る手続に関連して、当該特例の認定番号付与に係る手続を整理する必要がある。このため、今般、当該認定番号付与事務の円滑化及び効率化等を図るべく旧取扱要領を別添のとおり改正し、「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号等取扱要領」（以下「新取扱要領」という。）とするので、その取扱いについて了知されたい。

おって、「新取扱要領」は平成30年4月1日より施行し、「旧取扱要領」は同日をもって廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る 許可番号等取扱要領

1. 目的

本取扱要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定に基づき、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業（以下単に「業」という。）を行おうとする者から許可の申請等がなされた場合における許可番号の取扱いを定めるとともに、法第12条の7第1項の規定に基づき、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例について当該二以上の事業者から認定の申請等がなされた場合における認定番号の取扱いを定めることにより、許可番号及び認定番号の付与に係る事務の円滑化及び効率化を図り、もって業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）及び当該認定を受けた者（以下「認定業者」という。）の適切な管理に資することを目的とする。

2. 許可番号の内容

(1) 業の許可

業の許可の際に、許可証に付す番号（以下「許可番号」という。）の内容は、以下のとおりとする。

- ① 許可番号は、11桁の数字で構成するものとする。
- ② 許可番号の構成は次のとおりとする。

- ・ 1～3桁目

別紙1に掲げる都道府県及び法第24条の2第1項で規定する政令で定める市（以下「都道府縣市」という。）の固有番号（以下「都道府縣市番号」という。）。

- ・ 4桁目

③で示す業の種類を示す番号

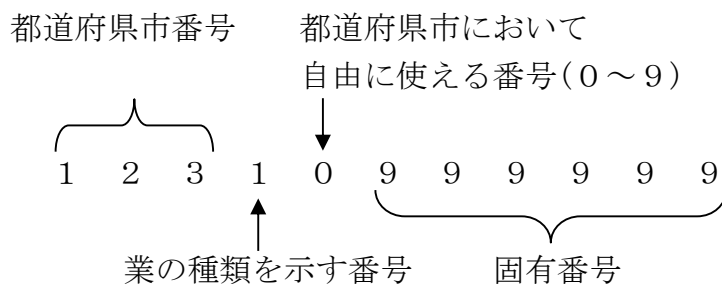
- ・ 5桁目

都道府縣市において、許可業者の分類等に自由に使える番号

- ・ 6～11桁目

許可業者に付与する全国統一の番号（以下「固有番号」という。）

(許可番号の例)



③ 業の種類を示す番号は、次表のとおりとする。

産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	0
	積替を含むもの	1
産業廃棄物処分業	中間処分のみ	2
	最終処分のみ	3
	中間処分、最終処分	4
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	5
	積替を含むもの	6
特別管理産業廃棄物処分業	中間処分のみ	7
	最終処分のみ	8
	中間処分、最終処分	9

(2) 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の際に、認定証に付す番号（以下「認定番号」という。）の内容は、以下のとおりとする。

- ① 認定番号は、8桁の英数字で構成するものとする。
- ② 認定番号の構成は次のとおりとする。

- ・ 1～3桁目

別紙1に掲げる都道府縣市番号

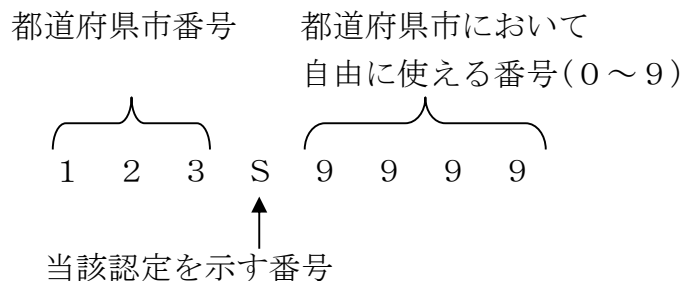
- ・ 4桁目

法第12条の7第1項の規定に基づく認定であることを示す文字として「S」

- ・ 5～8桁目

都道府縣市において、認定業者の分類等に自由に使える番号（許可番号の6～11桁目と異なり、固有番号ではない。）

(認定番号の例)



3. 固有番号の取扱い

固有番号は、以下のとおり取り扱うものとする。

- ① いずれかの都道府縣市において、最初に業の許可を行った時点で、固有番号を付与

するものとし、既に固有番号を付与している許可業者に対して、新たな固有番号を付与しないこと。

- ② 一度付与した固有番号は、変更許可若しくは更新許可を行った場合又は変更届があった場合であっても、変更しないものとする。
- ③ 業の全部廃止若しくは許可の失効又は許可取消処分により、全ての都道府県市において業が行われなくなった場合、当該固有番号は失効するものとし、その後は欠番として扱うものとする。

4. 許可番号の交付等の手順

業の許可申請者（以下「申請者」という。）等が、いずれの都道府県市においても許可を受けておらず初めて固有番号を付与する場合は（１）、既にいずれかの都道府県市で業の許可を受け固有番号を有している場合は（２）、廃止又は許可取消処分等により業を行わなくなった場合は（３）により、それぞれ交付等の手続きを行う。

申請者が既に固有番号を有しているか否か不明の場合は、当該申請者にその旨を直接問い合わせるとともに、環境省が管理する産業廃棄物行政情報システム（以下「システム」という。）で確認すること。

（１）初めての申請の場合（別紙２の１参照）

申請時において、申請者がいずれの都道府県市においても許可を受けておらず、当該申請者に対して初めて固有番号を付与する場合は、以下のとおりとする。ただし、当該都道府県市において業の許可を有しない者であっても、他の都道府県市において既に許可を有しており、従って既に固有番号を有している場合があるので十分留意すること。

- ① 都道府県市は、業の新規許可申請を受理後、欠格事由に関する照会等の事務を実施する前の段階で、申請者に関する情報を端末からシステムへの直接入力若しくは所定のCSV（Comma Separated Values）形式ファイルの送信によりシステムに登録する。申請者に関する情報とは、法人においては業者名、代表者名、住所及び会社法人等番号とし、個人においては氏名、住所、生年月日及び本籍地の住所とする。

システムに情報を登録する際、類似の法人名又は個人名等の既存の許可業者で同一のものと判断されるおそれのあるものについては、別法人又は個人である旨をシステムの登録ページにある備考欄に記入すること。（記入例：今回申請の法人（個人）〇×は、固有番号〇〇△△××の法人（個人）〇×とは別法人です。）

- ② 都道府県市が①により登録した後、環境省はシステムにより二重登録の有無などを審査し、申請者に対して固有番号を付与することが適当であると認めた場合には、申請者に対して固有番号を付与し、その旨をシステムにより都道府県市へ連絡する。
- ③ 都道府県市は、審査を経て固有番号に都道府県市番号等を付加して11桁とした許可番号により許可証を交付した場合、許可番号、許可年月日及び有効期間の満了の日について、システムへの登録を行う。
- ④ 都道府県市は、審査により許可をすることが適当でないと判断し、当該申請を不

許可処分とした場合については、システムにより不許可処分の情報を登録する（別紙2の4参照）。

(2) 既に固有番号を有している許可業者の申請等の場合

① 当該都道府県市で許可番号を有していない場合（別紙2の1参照）

都道府県市は、当該都道府県市において業の許可を有しないが既に固有番号を有している者からの業の新規許可申請があった場合は、以下のとおりとする。

ア 当該申請に対して許可を行った場合は、固有番号に都道府県市番号等を付加した許可番号、許可年月日及び有効期間の満了の日を、システムへ登録する。

イ 審査により許可を出すことが適当でないと判断し、当該申請を不許可処分とした場合については、システムにより不許可処分の情報を登録する。

② 当該都道府県市で許可番号を有する場合（別紙2の2参照）

都道府県市は、当該都道府県市において既に許可を有している者について、業の更新若しくは変更の許可（業の種類の変更を伴うものに限る。）又は届出の受理を行った場合は、以下のとおりとする。

ア 更新の許可を行った場合

許可年月日、有効期間の満了の日及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3、第10条の4の2、第10条の12の2又は第10条の16の2に定める基準に適合する旨の認定（以下「優良認定」とする。）の有無についてシステムに登録されている情報を更新する。なお、これまで優良認定を受けた許可業者（以下「優良認定業者」とする。）の情報については、所定の様式により環境省への報告をお願いしてきたところであるが、今後は「産廃情報ネット」を利用して情報公開を実施している優良認定業者については、優良認定の有無等についてシステムへ登録することにより、その作業を省略することができることとする。ただし、「産廃情報ネット」を利用して情報公開を実施していない優良認定業者については従前の例によることとする。

イ 変更の許可を行った場合（業の種類の変更を伴うものに限る。）

システムを利用して許可番号の変更を登録する。

ウ 変更届を受理した場合

法人においては、業者名、代表者名、住所又は許可番号、個人においては氏名、住所又は許可番号のいずれかの事項が変更された場合に限り、その旨をシステムに登録する。

③ 当該業者が複数の都道府県市でそれぞれ異なる固有番号を付与されているなど、複数の固有番号を有していることが判明した場合は、最も古い統一番号に統一するのが原則である。しかし、固有番号の変更は、許可権者である都道府県市において許可証の修正などの作業が発生すること、当該許可業者において車両の表示等の変更を要することから、固有番号を統一する際は、関係する都道府県市及び当該業者と十分調整の上、その結果を環境省へ連絡すること。

(3) 業の廃止等の場合（別紙2の3参照）

固有番号を有する許可業者が業の廃止を行った場合等は、以下のとおりとする。

- ① 都道府県市は、当該都道府県市において許可番号を有する者が、業の全部廃止により、許可業者としての事業活動を行わなくなった場合、当該業者の許可番号及び廃止の年月日について、システムへ登録する。
- ② 都道府県市は、許可取消処分を実施した場合には、システムにより当該処分の内容を登録する。なお、これにより、他の都道府県市及び環境省への連絡とする。
- ③ 都道府県市は、更新許可を申請せずに業の許可を失効した業者の情報について、システムの機能を利用して許可情報の状態を失効へと変更すること。この作業は月に1回以上の頻度で実施することとする。

5. 登録等に関する留意事項

(1) 共通事項

氏名、住所等で常用漢字以外の漢字を使用する場合や漢字の読み方が特殊な場合には備考欄に読み仮名を記載することとし、必要に応じJ I Sコードを付記すること。

(2) 氏名、住所等

- ① 許可業者が個人の場合にあつては、住民票に記載された氏名を記入すること。
- ② 許可業者が法人の場合にあつては、登記事項証明書の謄本に記載された社名、代表者名を記入すること。また、株式会社、有限会社等の名称は省略せずに記載すること。（（株）、（有）は使用しないこと。）。
- ③ 住所は住民票、登記事項証明書の謄本に記載された住所を必ず都道府県から記入すること。

(3) 登録の頻度等

- ① システムへの登録は、各都道府県市がシステムの登録データを有効利用できるよう、週に1回程度行うこと。
- ② システムによる情報の登録方法の詳細については別途定めることとする。

都道府県及び政令市の固有番号

都道府県名	都道府県固有番号	都道府県名	都道府県固有番号
北海道	001	滋賀県	025
青森県	002	京都府	026
岩手県	003	大阪府	027
宮城県	004	兵庫県	028
秋田県	005	奈良県	029
山形県	006	和歌山県	030
福島県	007	鳥取県	031
茨城県	008	島根県	032
栃木県	009	岡山県	033
群馬県	010	広島県	034
埼玉県	011	山口県	035
千葉県	012	徳島県	036
東京都	013	香川県	037
神奈川県	014	愛媛県	038
新潟県	015	高知県	039
富山県	016	福岡県	040
石川県	017	佐賀県	041
福井県	018	長崎県	042
山梨県	019	熊本県	043
長野県	020	大分県	044
岐阜県	021	宮崎県	045
静岡県	022	鹿児島県	046
愛知県	023	沖縄県	047
三重県	024		

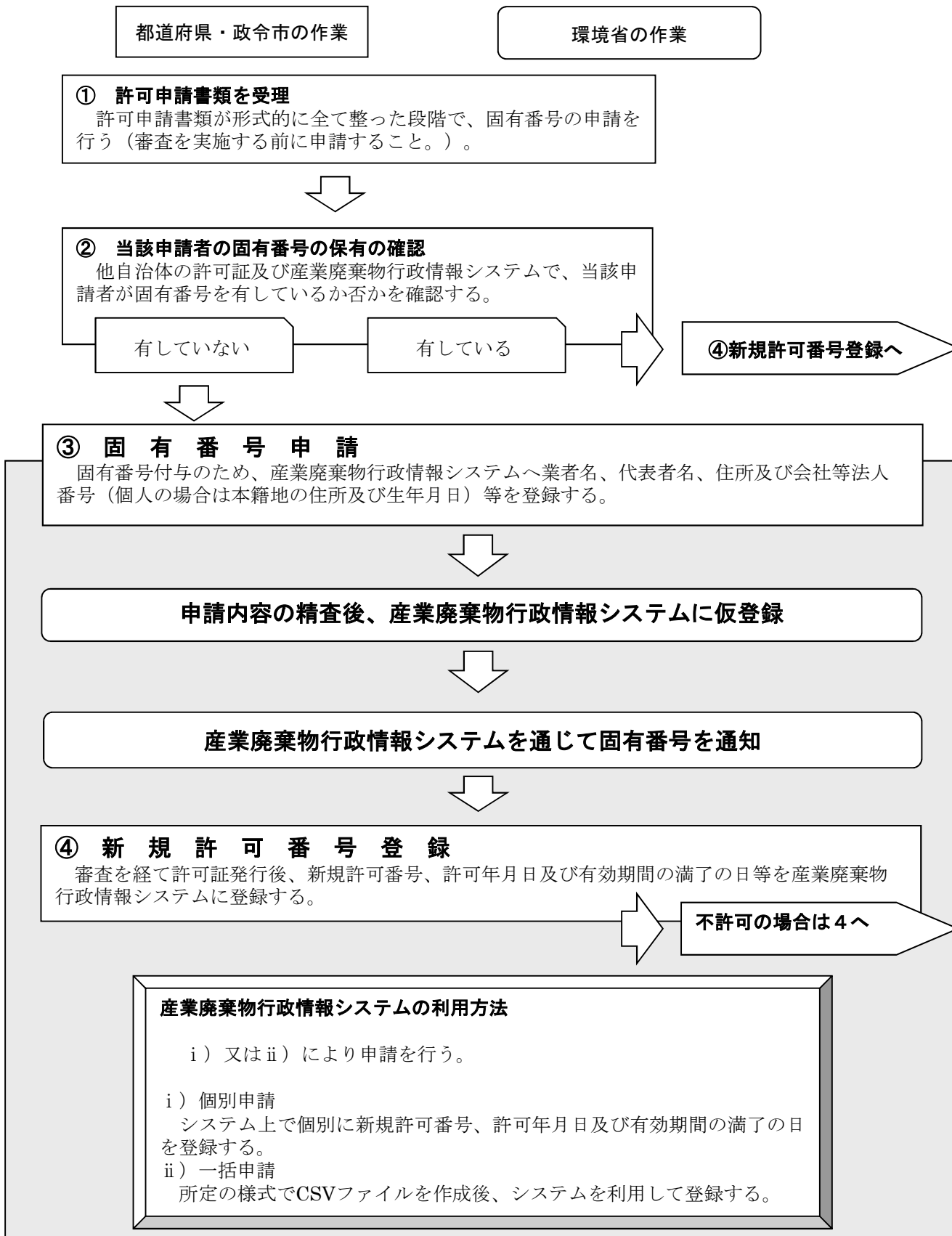
政令市名	政令市固有番号	政令市名	政令市固有番号
旭川市	050	川崎市	057
札幌市	051	横須賀市	058
函館市	052	新潟市	059
小樽市	053	金沢市	060
仙台市	054	岐阜市	061
千葉市	055	静岡市	062
横浜市	056	浜松市	063

注) 小樽市は平成18年4月1日に政令市から除外

政令市名	政令市固有番号	政令市名	政令市固有番号
名古屋市	064	相模原市	098
京都市	065	西宮市	099
大阪市	066	倉敷市	100
堺市	067	さいたま市	101
東大阪市	068	奈良市	102
神戸市	069	川崎市	103
姫路市	070	船橋市	104
尼崎市	071	岡崎市	105
和歌山市	072	高槻市	106
広島市	073	—	107
呉市	074	青森市	108
下関市	075	八王子市	109
北九州市	076	盛岡市	110
福岡市	077	柏市	111
大牟田市	078	久留米市	112
長崎市	079	—	113
佐世保市	080	前橋市	114
熊本市	081	大津市	115
鹿児島市	082	高崎市	116
岡山市	083	—	117
宇都宮市	084	豊中市	118
富山市	085	那覇市	119
秋田市	086	枚方市	120
郡山市	087	越谷市	121
大分市	088	八戸市	122
松山市	089	—	123
豊田市	090	福島市	124
福山市	091	川口市	125
高知市	092	八尾市	126
宮崎市	093	明石市	127
いわき市	094	鳥取市	128
長野市	095	松江市	129
豊橋市	096		
高松市	097		

許可番号等登録手順

1. 新規申請の場合



2. 許可情報に変更があった場合

許可番号変更登録

業者名、代表者名、許可番号、住所に変更が生じた場合及び更新許可をした場合（優良基準適合認定した場合も含む）、変更内容を登録する。



産業廃棄物行政情報システムの利用方法

i) 又はii) により申請を行う。

i) 個別申請

システム上で個別に変更事項を入力し、登録する。

ii) 一括申請

定型のCSV形式でファイルを作成後、システムを利用して登録する。

	登録内容
変更届	業者名、代表者名、住所、許可番号
更新許可	許可年月日、有効期間の満了の日、優良認定の有無
変更許可	許可番号 (変更を伴う場合のみ)



産業廃棄物行政情報システムに登録

3. 許可の廃止等の場合

許可番号廃止報告

業の全部廃止、許可の失効又は許可取消処分等により許可を廃止した場合、廃止年月日及び処分理由等を登録する。



産業廃棄物行政情報システムの利用方法

i) 又はii) により申請を行う。

i) 個別申請

システム上で個別に許可を廃止等する旨を入力する。

ii) 一括申請

所定の様式でCSVファイルを作成後、システムを利用して登録する。

※ただし、行政処分情報については一括申請ができない。



産業廃棄物行政情報システムに登録

4. 許可申請を不許可処分した場合

不許可情報登録

審査の結果、許可を出すことが不相当と判断した場合は、産業廃棄物行政情報システムへ固有番号と不許可処分の理由等を登録する。



産業廃棄物行政情報システムを利用する場合

個別申請のみ利用可能

システム上で個別に不許可処分に関する情報を入力し登録する。



産業廃棄物行政情報システムに登録

事務連絡
平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第 1 の 4 の項の中欄に
掲げる施設（感染性廃棄物関係）の追加について

廃棄物行政の推進につきましては、日頃より御尽力頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号。以下「改正法」という。）が平成 29 年 6 月 2 日に公布され、これに伴い、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 30 年政令第 55 号。以下「整備政令」という。）が平成 30 年 3 月 16 日に閣議決定され、同月 22 日に公布されたところです。整備政令により廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃掃法施行令」という。）の一部が改正となり、廃掃法施行令別表第 1 の 4 の項の中欄に掲げる施設に「介護医療院」が追加されることとなりました。これにより、同欄は別添 1 のとおりとなります。

なお、介護医療院の概要については、別添 2 の平成 29 年 6 月 2 日付け医政発 0602 第 4 号・社援発 0602 第 10 号・老発 0602 第 3 号厚生労働省医政局長、社会・援護局長及び老健局長通知「「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）」を御参照ください。

また、廃掃法施行令の改正箇所の施行日につきましては、整備政令において平成 30 年 4 月 1 日となっております。

貴部（局）におかれましては、円滑な施行を行えるよう、よろしく取り計らいいただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内市区町村に対して周知をお願いします。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（抄）（第十三条関係）【平成三十年四月一日施行】
 （傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第一条、第二条の四関係）			
一～三 （略）	イ～ハ （略）	一～三 （略）	イ～ハ （略）
四	ニ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設 ホ 介護保険法第八條第二十九項に規定する介護医療院 ヘ イからホまでに掲げるもののほか、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体（以下この項において「感染性病原体」という。）を取り扱う施設であつて、環境省令で定めるもの	四	ニ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設 ホ イからニまでに掲げるもののほか、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体（以下この項において「感染性病原体」という。）を取り扱う施設であつて、環境省令で定めるもの
		（略）	（略）

医政発 0602 第 4 号
社援発 0602 第 10 号
老発 0602 第 3 号
平成 29 年 6 月 2 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」
の公布について（通知）

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号。以下「改正法」という。）については、本日公布され、順次施行することとされたところである。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の趣旨

地域包括ケアシステムを強化するため、市町村介護保険事業計画の記載事項への被保険者の地域における自立した日常生活の支援等に関する施策等の追加、当該施策の実施に関する都道府県及び国による支援の強化、長期療養が必要な要介護者に対して医療及び介護を一体的に提供する介護医療院の創設、一定以上の所得を有する要介護被保険者等の保険給付に係る利用者負担の見直し並びに被用者保険等保険者に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金の額の算定に係る総報酬割の導入等の措置を講ずること。

第二 改正法の主な内容

1 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正（改正法第 1 条関係）

（1）国及び地方公共団体の責務に関する事項

国及び地方公共団体は、介護サービスに関する施策、介護予防のための施策及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策

との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するに当たっては、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図るよう努めなければならないものとする。 (介護保険法第5条第4項関係)

(2) 認知症に関する施策の総合的な推進等に関する事項

ア 国及び地方公共団体は、認知症に対する国民の関心及び理解を深め、認知症である者への支援が適切に行われるよう、認知症に関する知識の普及及び啓発に努めなければならないものとする。 (介護保険法第5条の2第1項関係)

イ 国及び地方公共団体は、認知症である者の心身の特性に応じたリハビリテーション及び認知症である者を現に介護する者の支援その他の認知症に関する施策を総合的に推進するよう努めなければならないものとする。 (介護保険法第5条の2第2項関係)

ウ 国及び地方公共団体は、認知症に関する施策を総合的に推進するに当たっては、認知症である者及びその家族の意向の尊重に配慮するよう努めなければならないものとする。 (介護保険法第5条の2第3項関係)

(3) 介護医療院の創設に関する事項

ア 介護医療院等の定義

「介護医療院」とは、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、ウの都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護医療院サービス」とは、介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいうものとする。 (介護保険法第8条第29項関係)

イ 施設サービスへの追加

施設サービスに介護医療院サービスを追加し、介護医療院サービスを受けたときは、施設介護サービス費を支給するものとする。 (介護保険法第8条第26項及び第48条関係)

ウ 開設許可

介護医療院を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならないものとする。 (介護保険法第107条関係)

エ 介護医療院の管理

介護医療院の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護医療院を管理させなければならないものとする。 (介護保険法第109条関係)

オ 介護医療院の基準

(ア) 介護医療院の開設者は、介護医療院の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供するとともに、自らサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常にサービスを受

ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならないものとする
こと。（介護保険法第 110 条関係）

(イ) 介護医療院は、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室を有するほか、都道府県の条例で定める施設を有しなければならないものとする。こと。（介護保険法第 111 条第 1 項関係）

(ウ) 介護医療院は、厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、都道府県の条例で定める員数の従業者を有しなければならないものとする。こと。（介護保険法第 111 条第 2 項関係）

(エ) (イ) 及び (ウ) のほか、介護医療院の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定めることとする。こと。（介護保険法第 111 条第 3 項関係）

カ 設備の使用制限等

都道府県知事は、介護医療院が、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設を有しなくなったとき、又は設備及び運営に関する基準に適合しなくなったときは、開設者に対し、その使用を制限等することができるものとする。こと。（介護保険法第 114 条の 3 関係）

キ 介護医療院に関する経過措置

この法律の施行の日の前日において現に病院又は診療所を開設しており、その名称中に病院等に類する文字を用いている者が、当該病院若しくは診療所を廃止し、又はその病床数を減少させて介護医療院を開設した場合において、当該介護医療院の名称中に介護医療院という文字を用いること等の要件に該当するものである間は、当該介護医療院の名称中に病院等に類する文字を引き続き用いることができるものとする。こと。（改正法附則第 14 条関係）

(4) 利用者負担の見直しに関する事項

介護給付及び予防給付について、一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る利用者負担の割合を、その費用の 100 分の 30 とすること。（介護保険法第 49 条の 2 及び第 59 条の 2 関係）

(5) 居宅サービス等への市町村長の関与に関する事項

市町村長は、都道府県知事の行う居宅サービス及び介護予防サービスの指定について、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができるものとし、都道府県知事は、その意見を勘案して、指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができるものとする。こと。（介護保険法第 70 条及び第 115 条の 2 関係）

(6) 共生型居宅サービス事業者等に係る特例に関する事項

訪問介護、通所介護等の居宅サービス等に係る事業所について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の指定（当該申請に係る居宅サービス等の種類に相当する種類の障害児通所支援に係るものに限る。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の指定（当該申請に係る居宅

サービス等の種類に相当する種類の障害福祉サービスに係るものに限る。)を受けている者から指定の申請があった場合において、都道府県又は市町村の条例で別途定める基準を満たしているときは、当該基準に照らして指定を行うことができるものとし、指定を受けた事業者は、当該基準に従わなければならないものとする。 (介護保険法第 72 条の 2 関係)

(7) 地域密着型通所介護に係る指定に関する事項

地域密着型通所介護等の地域密着型サービスに係る指定の申請があった場合において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業所が市町村の区域にある場合等に該当し、かつ、当該市町村の長が、当該市町村における地域密着型通所介護等の地域密着型サービスの種類ごとの量が、市町村介護保険事業計画において定める見込量に既に達している等の場合に該当すると認めるときは、指定をしないことができるものとする。 (介護保険法第 78 条の 2 第 6 項関係)

(8) 有料老人ホームに係る指定の取消し等に関する事項

市町村長は、都道府県知事から有料老人ホームの設置者に対して事業の制限又は停止を命じた旨の通知を受けたときは、指定地域密着型サービス事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとする。 (介護保険法第 78 条の 10 関係)

(9) 都道府県による市町村に対する支援等に関する事項

ア 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業等の事業の円滑な実施のために必要な関係者相互間の連絡調整を行うことができるものとし、当該事業の関係者は、当該事業に協力するよう努めなければならないものとする。 (介護保険法第 115 条の 45 の 10 第 1 項及び第 2 項関係)

イ 都道府県は、介護予防・日常生活支援総合事業等の事業に関し、情報の提供その他市町村に対する支援に努めるものとする。 (介護保険法第 115 条の 45 の 10 第 3 項関係)

(10) 地域包括支援センターの機能強化に関する事項

市町村等は、地域包括支援センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないものとする。 (介護保険法第 115 条の 46 関係)

(11) 被保険者の自立した日常生活の支援等に関し取り組むべき施策等に関する事項

ア 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策 (以下「自立支援等施策」という。) 及びその目標に関する事項を市町村介護保険事業計画の記載事項に追加するとともに、市町村による自立支援等施策への支援に関し都道府県が取り組むべき施策及びその目標に関する事項を都道府県介護保険事業支援計画の記載事項に追加す

ること。（介護保険法第 117 条第 2 項及び第 118 条第 2 項関係）

イ 市町村は、オにより公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、分析の結果等を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。（介護保険法第 117 条第 5 項関係）

ウ 市町村は、自立支援等施策の実施状況及びその目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うこととし、その評価の結果を公表するよう努めるとともに、都道府県知事に報告するものとする。（介護保険法第 117 条第 7 項及び第 8 項関係）

エ 都道府県は、市町村による自立支援等施策への支援に関し都道府県が取り組むべき施策の実施状況及びその目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、都道府県介護保険事業支援計画の実績に関する評価を行うこととし、その評価の結果を公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に報告するものとする。（介護保険法第 118 条第 7 項及び第 8 項関係）

オ 厚生労働大臣は、市町村介護保険事業計画等の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況等の情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとするとともに、市町村は、厚生労働大臣に対し、調査及び分析に必要な情報を提供しなければならないこととする。（介護保険法第 118 条の 2 関係）

カ 都道府県はイの市町村の分析を支援するよう努めるとともに、都道府県内の市町村による自立支援等施策に係る取組を支援する事業を行うよう努めるものとする。（介護保険法第 120 条の 2 関係）

キ 国は、市町村による自立支援等施策の取組を支援するため、市町村に対し、予算の範囲内において、交付金を交付することとするとともに、都道府県による市町村の自立支援等施策の実施状況及び目標の達成状況に関する分析の支援及び市町村の自立支援等施策の支援のための事業に係る取組を支援するため、都道府県に対し、予算の範囲内において、交付金を交付することとする。（介護保険法第 122 条の 3 関係）

(12) 被用者保険等保険者に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金の額の算定方法等に関する事項

ア 被用者保険等保険者に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金（以下「介護納付金」という。）の額の算定について、被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じたものとする。（介護保険法第 152 条及び第 153 条関係）

イ アの規定にかかわらず、平成 29 年度から平成 31 年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る介護納付金の額の算定について、平成 29 年度及び平成 30 年度はその額の 2 分の 1 を、平成 31 年度はその額の 4 分の 3 を、それぞれ被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じたものとするとともに、介護納付金の負担が重い被用者保険等保険者の負担を全被用者保険等保険者において再按分することにより軽減する措置を行うこと。（介護保険法附則第 11 条から第 14 条まで関係）

ウ ア及びイの規定にかかわらず、平成 29 年度の被用者保険等保険者に係る介護納付金の額は、イの規定により算定される額の 12 分の 8 に相当する額と同年度において (12) の規定による改正前の介護保険法の規定により算定されることとなる額の 12 分の 4 に相当する額との合計額とすること。(改正法附則第 4 条及び第 5 条関係)

(13) その他

その他所要の改正を行うこと。

2 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）の一部改正（改正法第 3 条関係）

介護療養型医療施設に係るなおその効力を有するものとされた介護保険法等の有効期限を 6 年延長すること。（健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 関係）

3 介護保険法施行法（平成 9 年法律第 124 号）の一部改正（改正法第 4 条関係）

介護保険の被保険者としなないこととされたことのある者に係る介護保険法の住所地特例の規定の適用についての規定を整備すること。（介護保険法施行法第 11 条関係）

4 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の一部改正（改正法第 5 条関係）

(1) 全国健康保険協会に対する国庫補助について介護納付金に係る総報酬割の導入に伴う所要の見直しを行うこと。（健康保険法第 153 条関係）

(2) その他所要の改正を行うこと。

5 児童福祉法の一部改正（改正法第 6 条関係）

介護保険法の居宅サービス事業者等の指定を受けている者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の障害福祉サービス事業者の指定を受けている者に係る障害児通所支援事業者の指定の特例を設けること。（児童福祉法第 21 条の 5 の 17 関係）

6 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の一部改正（改正法第 7 条関係）

(1) 介護医療院を医療提供施設として位置付けるとともに、医療法人の設立の目的に介護医療院を追加すること。（医療法第 1 条の 2 及び第 39 条関係）

(2) その他所要の改正を行うこと。

7 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部改正（改正法第 8 条関係）

(1) 生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護医療院を利用させる事業を第二種社会福祉事業に追加すること。（社会福祉法第 2 条関係）

(2) 地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生

活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加すること。（社会福祉法第4条関係）

(3) 市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。こと。（社会福祉法第106条の3関係）

(4) 市町村及び都道府県は、それぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めることとともに、計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項を追加すること。（社会福祉法第107条及び第108条関係）

(5) その他所要の改正を行うこと。

8 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の一部改正（改正法第9条関係）

(1) 有料老人ホームの設置者は、有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び運営状況に関する情報であって、有料老人ホームに入居しようとする者がその選択を適切に行うために必要な情報を都道府県知事に報告しなければならないものとし、都道府県知事は、報告された事項を公表することとする。こと。（老人福祉法第29条第9項及び第10項関係）

(2) 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が老人福祉法その他老人の福祉に関する法律等に違反した場合であって、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、設置者に対して、事業の制限又は停止を命ずることができることとする。こと。（老人福祉法第29条第14項関係）

(3) 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が(2)の命令を受けたとき、その他入居者の生活の安定等を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言等の援助を行うように努めるものとする。こと。（老人福祉法第29条第17項関係）

(4) その他所要の改正を行うこと。

9 介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）の一部改正（改正法第10条関係）

有料老人ホームの設置者が終身にわたって受領すべき家賃等を前払金として受領する場合の保全措置の義務対象を拡大すること。（介護保険法等の一部を改正する法律附則第17条関係）

10 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正（改正法第11条関係）

(1) 介護医療院を病床転換助成事業の助成対象とすること。（高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条関係）

(2) その他所要の改正を行うこと。

11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正（改正法第12条関係）

児童福祉法の障害児通所支援事業者の指定を受けている者及び介護保険法の居宅サービス事業者等の指定を受けている者に係る障害福祉サービス事業者の指定の特例を設けること。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第41条の2関係）

12 その他関係法律について、所要の改正を行うこと。

13 施行期日等

(1) 施行期日

この法律は、平成30年4月1日から施行するものとする。ただし、次の事項は、それぞれに定める日から施行するものとする。（改正法附則第1条関係）

ア 2 公布の日

イ 1の(12)及び4の(1) 平成29年7月1日

ウ 1の(4) 平成30年8月1日

(2) 検討規定

政府は、この法律の公布後3年を目途として、7の(3)の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（改正法附則第2条第1項関係）

(3) 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。（改正法附則第3条から第49条まで関係）